

七ヶ浜町長期総合計画 [2011-2020]

□基本構想 [2011-2020]

□前期基本計画 [2011-2015]

- うみ** 自然との調和により
- ひと** 人間らしく生き
- まち** 快適で住みやすいまちづくり



七ヶ浜町長

渡邊 善夫

恵み豊かな自然と
人々のやさしい温もりが伝わる
まちでありたい。

失われた10年などと言われてから久しく、もう20年が過ぎた今日でも、私たちを取り巻く状況は、政治、経済等で混迷を続けており、私たちの生きる21世紀は、まさに羅針盤なき時代とも言えましょう。

こうした厳しい時代にあって、今後、ますます地方分権が進む中、住民に最も身近な自治体である本町に求められるのは、住民と行政が知恵と力を結集し、地域の特性や実情に合ったまちづくりができるかにあります。

私たちは、いつの時代も、こんなまちに住みたい、住んでいてよかったといえるまちづくりを目指してきました。このような今だからこそ、住民と行政の連携をいっそう強め、共に手を携え協働して、七ヶ浜町の未来を築いていかなければなりません。

平成23年度からスタートする長期総合計画は、七ヶ浜町の未来へ漕ぎ出すための新たな羅針盤となるよう大きな期待を込めました。

策定にあたっては、これまでの長期総合計画のキャッチフレーズである「うみ・ひと・まち 七ヶ浜」のコンセプトを受け継ぎ、「うみ - 自然との調和」、「ひと - 人間らしく生きる」、「まち - 快適で住みやすい」をキーワードに、『自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまち』を基本理念とし、まちづくりの目標に掲げました。

この美しい郷土七ヶ浜を次代の子どもたちに引き継ぐために、英知を結集し、総力をあげてまちづくりに取り組んでまいる所存です。皆様のよりいっそうのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、地区懇談会や町民まちづくりアンケートなどを通じて、貴重なご意見、ご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、町議会議員、総合開発審議会委員、各関係機関・団体など多くの皆様に対して、心からお礼申し上げます。





□ 町章

七ヶ浜町の「七」を図案化し、全体の円は町民の団結融和を表し、「七」の字を中心に強く配したのは、町民生活の安定と町の発展を象徴したものです。

□ 町花 はまぎく

はまぎくは、その名のように海岸の断崖などに、ごくわずかな土に根を太く深く張り、潮風に耐え、清楚で白い可憐な花を咲かせます。

□ 町木 くらまつ

くらまつは、町内至るところに林立し、防潮、防風林として昔から黙々として防災の大役を果たしてきており、町民にも親しまれております。

□ 姉妹都市 プリマス

1990年10月3日に、アメリカ合衆国マサチューセッツ州のプリマス町と姉妹都市の締結をしました。

2010年10月17日に、姉妹都市締結20周年を記念して、今後とも変わらぬ友好関係を継続することを約束する確認書に、渡邊町長とクイントル前議長がサインを行い、確認書を取り交わしました。

□ 町民憲章

健康な心と体をきたえ
勤労をよろこぶ
豊かな町をつくりましょう

いたわり合う家庭をつくり
互いに力をあわせて
明るい町をつくりましょう

自然を護り美しい風土に親しんで
きれいな町をつくりましょう

社会のきまりを守り良い風習を育てて
住みよい町をつくりましょう

教養を高め情操を豊かにして
かおり高い
文化の町をつくりましょう

□ 町民歌

1. 黒潮寄せる 東の
七つの海の 朝ぼらけ
緑の風も さわやかに
光あふれて 鳥歌う
おお わが町よ七ヶ浜

2. 老いも若きも 手をとりにて
輝く大地 海原に
力のかぎり いそしめば
希望ははるか 虹を呼ぶ
おお わが町よ七ヶ浜

3. 御殿の跡や 君ヶ岡
大木の歴史 誇りとし
文化の華の 咲き匂う
豊かな郷土 うちたてん
おお わが町よ 七ヶ浜

□ 目次

第 1 部 基本構想 [2011-2020]

第 1 章	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	□うみー自然との調和	
	□ひとー人間らしく生きる	
	□まちー快適で住みやすい	
第 2 章	長期的なビジョンに立ったまちづくりの展開・・・・・・・・	6
	□現状	
	□資源	
	□政策	
	□展開	

第 2 部 前期基本計画 [2011-2015]

第 1 章	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	第 1 節 計画の特徴	
	第 2 節 計画の構成と期間	
	第 3 節 基本目標・政策目標・施策目標	
第 2 章	本町を取り巻く現状と将来人口・・・・・・・・・・	17
	第 1 節 統計情報に基づく現状	
	(1) 人口と世帯数の推移	
	(2) 年齢 5 歳階級人口・3 階層別人口の推移	
	(3) 地区別人口の推移	
	(4) 地区別年少人口割合の推移	
	(5) 地区別生産年齢人口割合の推移	
	(6) 地区別老年人口割合の推移	
	(7) 産業別就業人口の推移	
	第 2 節 将来人口推計と 3 階層別人口の推計	
	(1) 将来人口推計	
	(2) 3 階層別人口の推計	
第 3 章	政策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	□基本理念・基本目標・政策目標の体系	
第 4 章	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	基本目標 1 自然と調和したまちづくり	
	基本目標 2 地球にやさしいまちづくり	
	基本目標 3 健やかに暮らせるまちづくり	
	基本目標 4 活力のあるひとを育むまちづくり	
	基本目標 5 ひととまちが協働しともに築くまちづくり	
	基本目標 6 安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり	
	基本目標 7 住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり	

第5章	政策目標	38
<input type="checkbox"/>	うみー自然との調和	38
	基本目標 1 自然と調和したまちづくり	40
	政策目標 1 七ヶ浜の景観と環境を保全する	
	政策目標 2 七ヶ浜の産業を活性化する	
	基本目標 2 地球にやさしいまちづくり	46
	政策目標 1 環境に配慮したまちづくりを推進する	
<input type="checkbox"/>	ひとー人間らしく生きる	49
	基本目標 3 健やかに暮らせるまちづくり	50
	政策目標 1 健康づくりを推進する	
	政策目標 2 子どもを産み育てやすい環境を整備する	
	政策目標 3 安心して生活できる福祉サービスを提供する	
	基本目標 4 活力のあるひとを育むまちづくり	58
	政策目標 1 生涯学習を推進し芸術文化を振興する	
	政策目標 2 子どもの能力を伸ばし育む教育を充実する	
	基本目標 5 ひととまちが協働し共に築くまちづくり	62
	政策目標 1 ひととひととの交流を促進する	
	政策目標 2 住民との協働を推進する	
<input type="checkbox"/>	まちー快適で住みやすい	67
	基本目標 6 安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり	68
	政策目標 1 災害に強いまちづくりを推進する	
	政策目標 2 交通環境を整備する	
	政策目標 3 快適なまちづくりを推進する	
	基本目標 7 住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり	74
	政策目標 1 相談窓口を充実する	
	政策目標 2 効率的な行政運営を推進する	
	政策目標 3 広域行政を推進する	
	政策目標 4 迅速な情報提供や的確な住民ニーズの把握を推進する	
	政策目標 5 計画的なまちづくりを推進する	

資料

資料 1	七ヶ浜町長期総合計画策定体制
資料 2	七ヶ浜町長期総合計画策定経過
資料 3	七ヶ浜町総合開発審議会条例
資料 4	七ヶ浜町総合開発審議会名簿
資料 5	七ヶ浜町長期総合計画の答申

□ うみひとまちうた

作詞・作曲 山本隆太

七つのうみはすべて
七つの浜につながる
裸足のままで跳んで
足跡は波の彼方

嵐のうみを抜けて
君にめぐり会えたのは
いにしえの貝の奇跡
祈りは山の彼方

この波は縄文時代の夢を見る
船を出せ
目指すはあの水平線

うみのうたが聴こえてくる
このほしの鼓動に合わせて
遙かな時を飛び超えて
伝説がまた生まれる

重い荷物を背負って
どこまで行くの
降ろさなくてもいいよ
ぼくが持ってあげるから

この波は戦国時代の夢を見る
船を出せ
目指すはあの水平線

ひとのうたが聴こえてくる
このまちの鼓動に合わせて
遙かな時を飛び超えて
伝説がまた生まれる

この波はぼくらの時代の夢を見る
船を出せ
目指すはあの水平線

まちのうたが聴こえてくる
このうみの鼓動に合わせて
遙かな時を飛び超えて
伝説がまた生まれる
そうぼくにも出来るのさ
そう君にも出来るのさ

「うみひとまちうた」は、宮城
うたの日の音楽監督である山本
隆太さんが自らの足で七ヶ浜を
歩き、町を知り、町の歴史や伝
説を織り込んで作った曲です。

第1部 基本構想 [2011-2020]

第1章 基本理念

「自然との調和により人間らしき生き 快適で住みやすいまちづくり」

- うみー自然との調和
- ひとー人間らしく生きる
- まちー快適で住みやすい

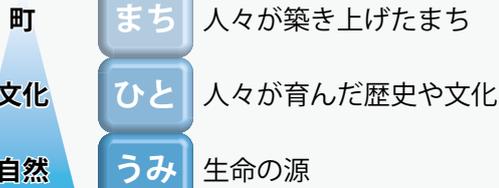
第2章 長期的なビジョンに立ったまちづくりの展開

- 現状
- 資源
- 政策
- 展開

基本理念

自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり

本町の要素



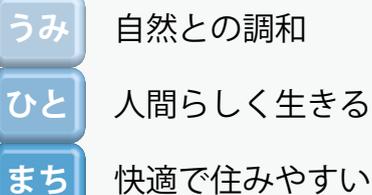
長期的なビジョンに立った まちづくりの展開

- 正確な現状分析により、課題を把握
- 本町の恵まれた資源を再認識
- 本町の資源を生かしながら、課題解決のための政策を実現
- 住民との協働による政策を展開



本町が目指すべき方向

地球と人類が共存していくためには、自然と人類が調和し、人間らしい生活の中で快適で住みやすいまちづくりを構築しなければなりません。



本町の基本理念

本計画は、平成13年度から平成22年度の10年間を計画期間とした七ヶ浜町長期総合計画のキャッチフレーズである「うみ・ひと・まち 七ヶ浜」のコンセプトを踏襲し、「うみ - 自然との調和」「ひと - 人間らしく生きる」「まち - 快適で住みやすい」をキーワードに、「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」を基本理念としました。



吉田浜から花淵浜を望む



保育体験学習



まちづくりワークショップ

□本計画のキャッチフレーズ

うみ・ひと・まち 七ヶ浜

- うみ - 自然との調和
- ひと - 人間らしく生きる
- まち - 快適で住みやすい

自然との調和

うみ

七ヶ浜に住んでよかったと感じる瞬間は、自然が身近にあることではないでしょうか。

生命の源である「うみ」に囲まれた七ヶ浜の豊かな自然を未来に受け継ぎ、自然との調和により持続可能な「まち」を推進します。



御殿崎



海苔の種付け作業



汐見台付近の田園風景

本町の現状

本町の基幹産業である漁業をはじめとした第一次産業が衰退傾向

本町が目指すべき方向

本町の自然を生かしながら産業や地域を活性化し、自然環境との調和による持続可能なまちづくりが求められています。

基本目標[2項目]

自然と調和したまちづくり

地球にやさしいまちづくり

政策目標[3項目]

七ヶ浜の景観と環境を保全する

七ヶ浜の産業を活性化する

環境に配慮したまちづくりを推進する

施策目標[9項目]

- 自然環境の保全
- 景観づくりの推進
- 農業の振興
- 水産業の振興
- 商工業・観光の振興
- 雇用の促進
- 循環型社会の推進
- 環境美化の推進
- クリーンエネルギーの推進

ひと

人間らしく生きる



音楽アウトリーチ事業



大木縄文キャンプ

人間らしい生活を実感できるのは、「ひととひと」とのコミュニケーションが確立されている時ではないでしょうか。「うみとひと」とのつながりを大切に、「ひととまち」が築きあげた地域のきずなにより、人間らしく生きることの出来る「まち」を推進します。



七ヶ浜国際村パフォーマンスカンパニー NaNa5931【NaNa'09】

本町の現状

全国的な傾向である少子高齢化が本町においても進行

本町が目指すべき方向

まちににぎわいがあり、ひととひととのきずなを大切にしながら、人間らしく生きることのできるまちづくりが求められています。

基本目標[3項目]

- 健やかに暮らせるまちづくり
- 活力のあるひとを育むまちづくり
- ひととまちが協働し共に築くまちづくり

政策目標[7項目]

- 健康づくりを推進する
- 子どもを産み育てやすい環境を提供する
- 安心して生活できる福祉サービスを提供する
- 生涯学習や芸術文化を振興する
- 子どもの能力を伸ばし育む教育を充実する
- ひととひととの交流を促進する
- 住民との協働を推進する

施策目標[17項目]

- 健康づくりの推進
- 食育の推進
- 生涯スポーツの推進
- 保健・健康・福祉・医療の連携
- 子育て支援の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障がい者福祉の充実
- 社会保障制度の充実
- 生涯学習の充実
- 芸術文化の振興
- 歴史と文化財の保護・継承
- 学校教育の充実
- 地域間交流の促進
- 国際交流の推進
- 地域コミュニティの育成
- 住民参画の推進
- 地域福祉の推進

快適で住みやすい

まち

安心な生活を送り、「まち」としての機能が整い、生活の不安に対し気軽に相談できる体制が整っているまちは、快適なまちといえるのではないのでしょうか。

「うみとひと」との関係大切にしながら、快適で住みやすい「まち」を推進します。



七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」



亦楽地区防災訓練



交通安全のりだし作戦

本町の現状

公共交通であるバスの利用が増加傾向にあり、バスに対するニーズが多様化

本町が目指すべき方向

公共交通により本町や他市町の保有する資源と地域を結び、政策の展開を促進することにより、機能的で快適な生活を送ることのできるまちづくりが求められています。

基本目標[2項目]

安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり

住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり

政策目標[8項目]

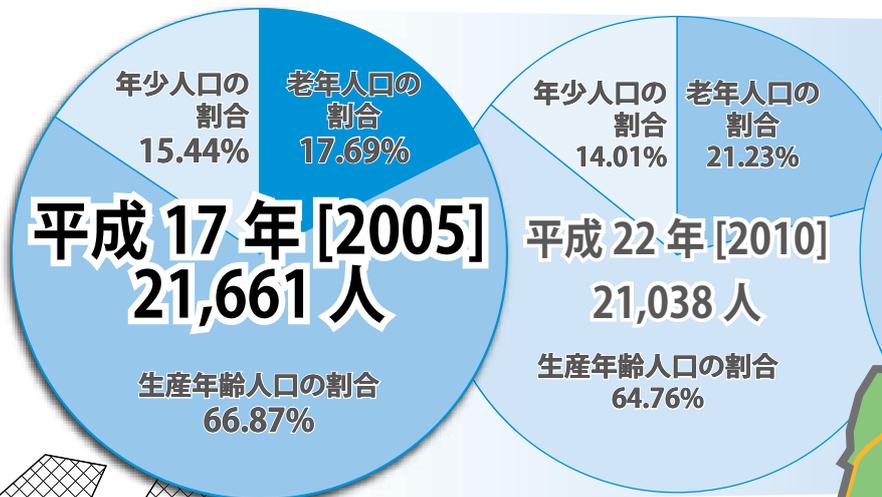
- 災害に強いまちづくりを推進する
- 交通環境を整備する
- 快適なまちづくりを推進する
- 相談窓口を充実する
- 効率的な行政運営を推進する
- 広域行政を推進する
- 迅速な情報提供や的確な住民ニーズの把握を推進する
- 計画的なまちづくりを推進する

施策目標[17項目]

- 消防・防災対策の強化
- 防犯体制の強化
- 交通安全対策の推進
- 地域公共交通の維持整備
- 道路の維持整備
- 上水道の維持整備
- 下水道の維持整備
- 公園・緑地の維持整備
- 生活基盤の維持整備
- 各種相談窓口の充実
- 行政組織力の強化
- 効率的な行財政運営の推進
- 行政情報化の推進
- 広域行政の推進
- 情報公開の推進
- 広報広聴の充実
- 計画的なまちづくりの推進

現状

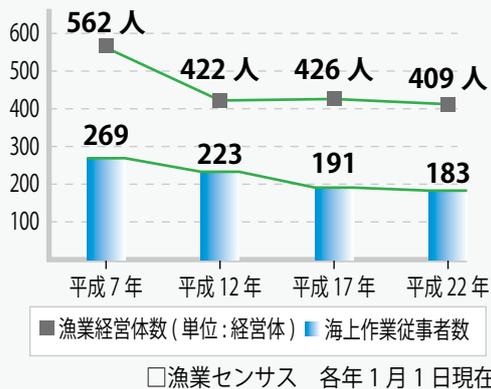
□町内の高齢化率の低い比較的新しい地域と高齢化率の高い本町らしい風土や歴史を保有する町内の地域間交流を推進



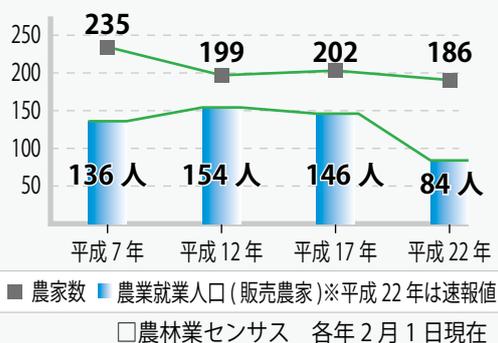
第一次産業の衰退

本町の基幹産業である漁業をはじめとした第一次産業が衰退傾向にあります。

■漁業経営体及び海上作業従事者数



■農家数及び農業就業人口 (販売農家)

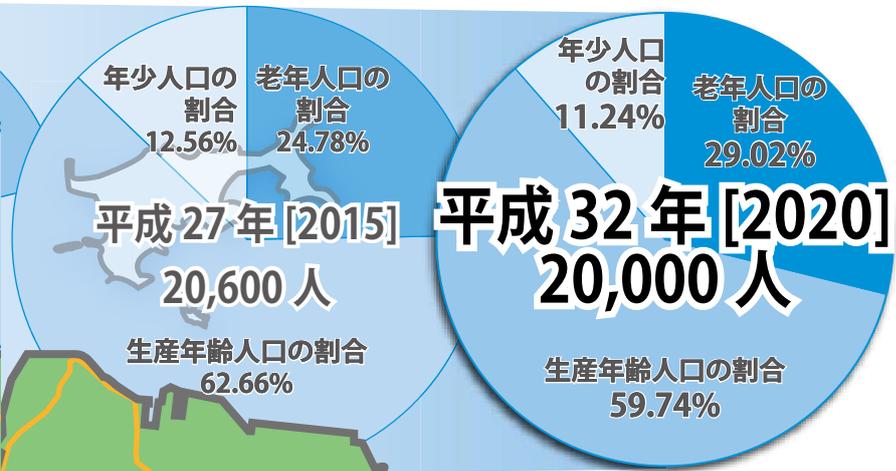


バスの利用が増加

公共交通であるバスの利用が増えていきます。

■バス利用者数 (七ヶ浜循環線・多賀城東部線・七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の合計)





□各年1月1日現在 平成27・32年は推計

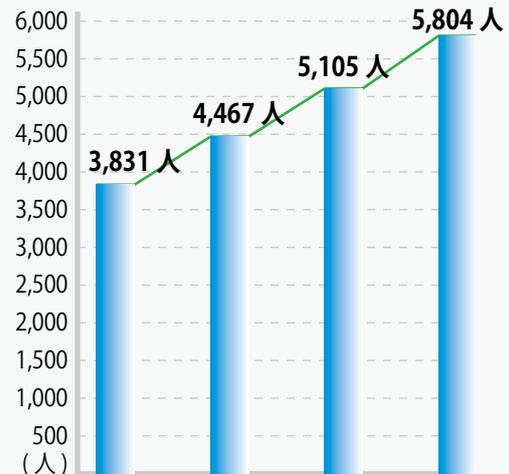


□本町は、比較的面積の小さな町でありながら、地域によって高齢化率に大きな差が見られます。それぞれの地域の特性に応じたきめ細かな対策と対応が求められています。

少子高齢化の進行

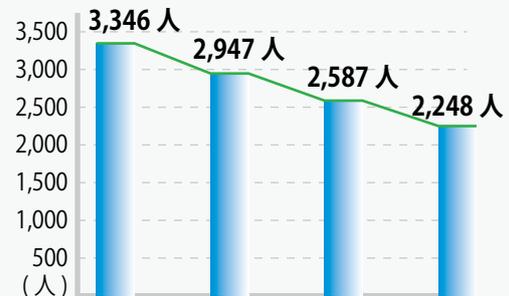
全国的な傾向である少子高齢化が本町においても進行しています。

■老年人口 (65歳～)



平成17年 平成22年 平成27年 平成32年

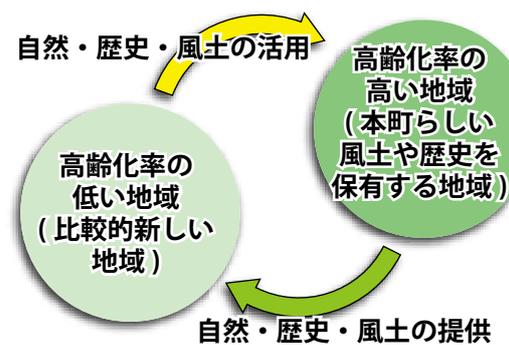
■年少人口 (0～14歳)



平成17年 平成22年 平成27年 平成32年

□各年1月1日現在 平成27・32年は推計

■地域の高齢化率分布と資源の関係 (概念)



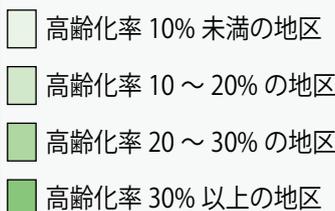
凡例

■高齢化率

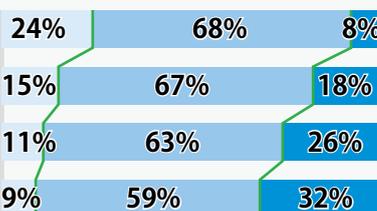


■地区における高齢化率と少子率の傾向

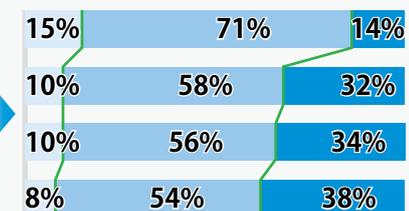
■高齢化率の区分



■平成22年1月1日現在

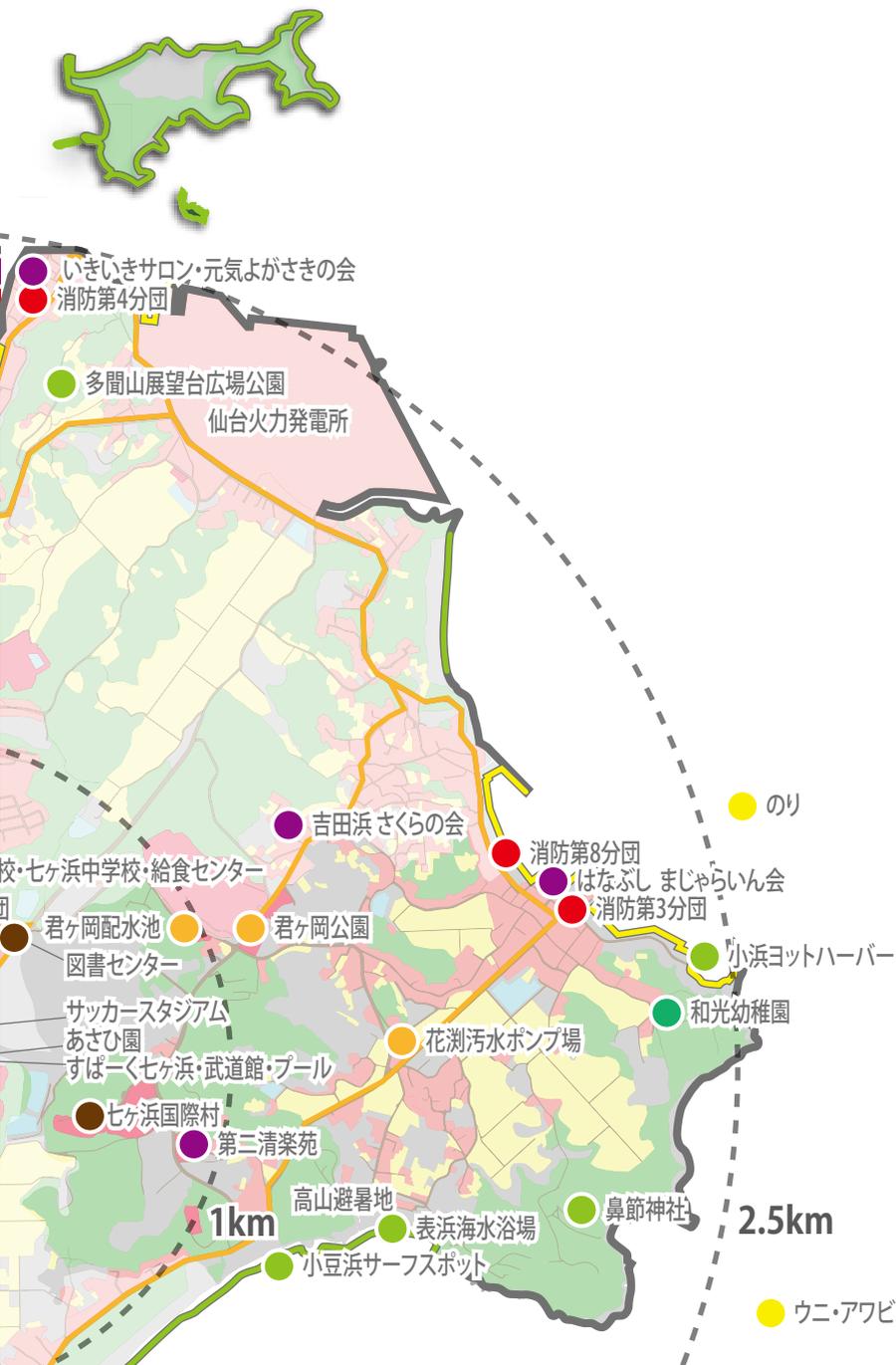


■平成32年1月1日現在 [推計]



■年少人口 (0～14歳) ■生産年齢人口 (15～64歳) ■老年人口 (65歳～)

□高齢化率とは、人口に占める65歳以上の割合、少子率とは、人口に占める14歳未満の割合 数値は、地区区分合計の平均値

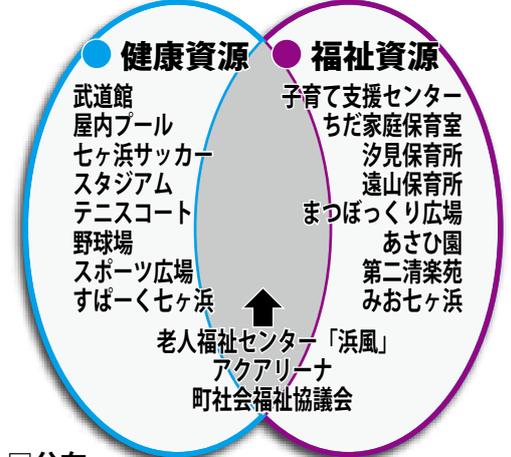


凡例	
■資源	■土地利用現況
● 産業資源	■ 農用地
● 観光資源	■ 森林
● 都市資源	■ 水面・河川・水路
● 防犯防災資源	■ 道路
● 健康資源	■ 宅地
● 福祉資源	■ その他 公共施設用地
● 文化資源	■ その他 上記以外
● 教育資源	■ バス路線
	■ 商業地
	□ 平成 22 年 11 月 1 日現在
町道七ヶ浜縦断線と町道七ヶ浜横断線の交差部分を中心として、本町を半径 1km と 2.5km の円で囲んだ場合の図形を示したもの	

健康・福祉資源 [ひと]

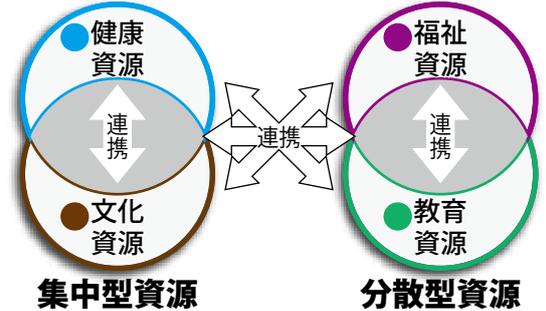
アクアリーナや各種スポーツ施設などの健康資源や、子育て支援センター・老人福祉センターなどの福祉資源があります。

■主な健康・福祉資源



□分布
健康資源は中央部に集中し、福祉資源は一部を除き町内に点在

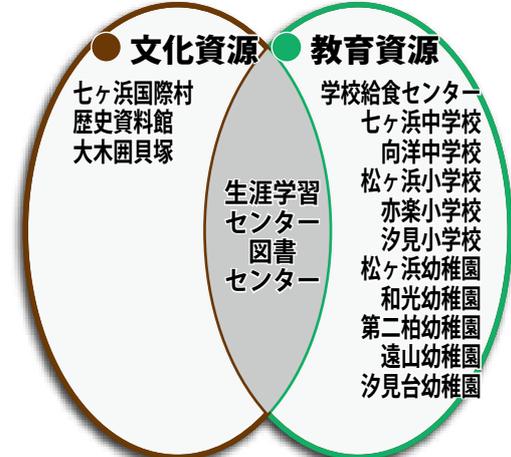
□資源分布の傾向 [ひと]



文化・教育資源 [ひと]

生涯学習センターやセブンス国際村などの文化資源や、3つの小学校や2つの中学校を拠点とした様々な教育資源があります。

■主な文化・教育資源



□分布
文化資源は中央部に集中し、教育資源は一部を除き町内に点在

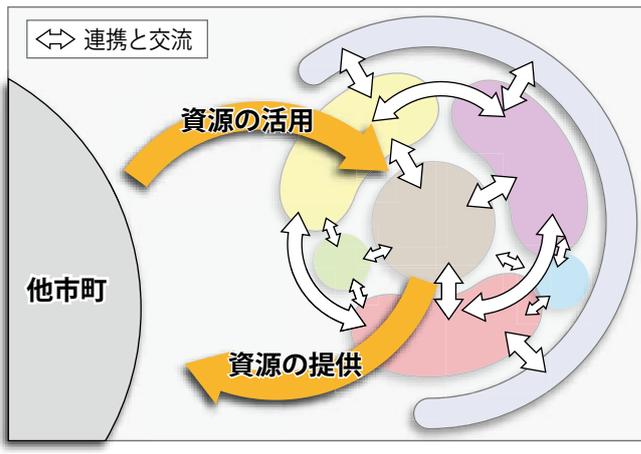
政策

□ 7つの政策ゾーンを設定し、単一目的政策から多目的政策への転換・政策ゾーン間の連携・他地域への政策ゾーンの拡大を推進

■ 本町の地域設定



□ 各地域の特性を生かした施策をきめ細かく展開するとともに、相互の交流を促進して、21世紀に対応した魅力的なまちづくりを目指します。



自然との調和ゾーン

本町の豊かな自然と住環境を共存しながら環境と産業との調和を図り、地球にやさしいまちづくりを推進するゾーンとして設定します。

[本町全体を自然との調和ゾーンとして設定]

コミュニティ創出ゾーン

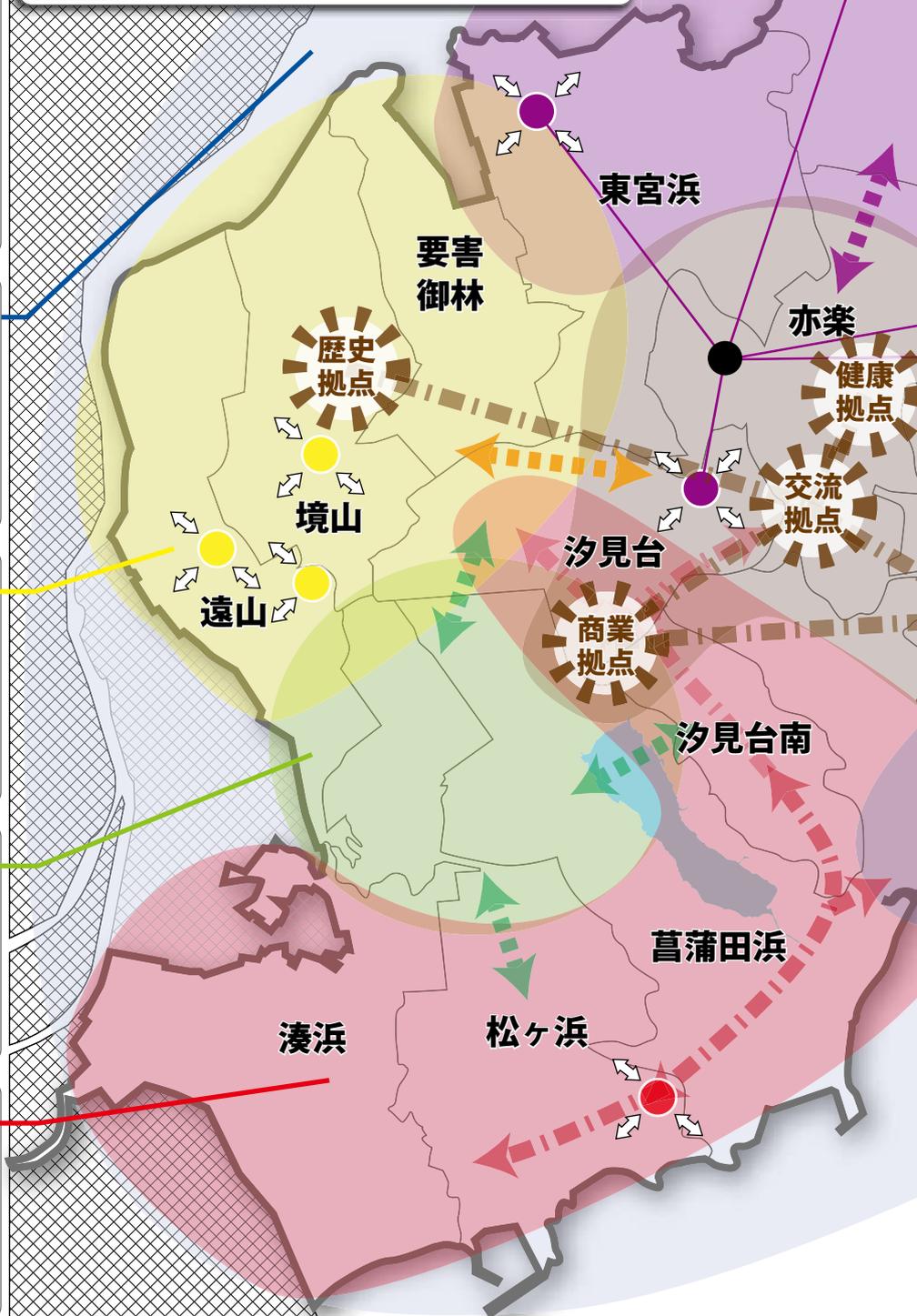
アクセスの良さを生かして、町のゲートとして便利で質の高い住環境を再生するとともに、にぎわい創出ゾーンと連動し、人との交流を推進するゾーンに設定します。

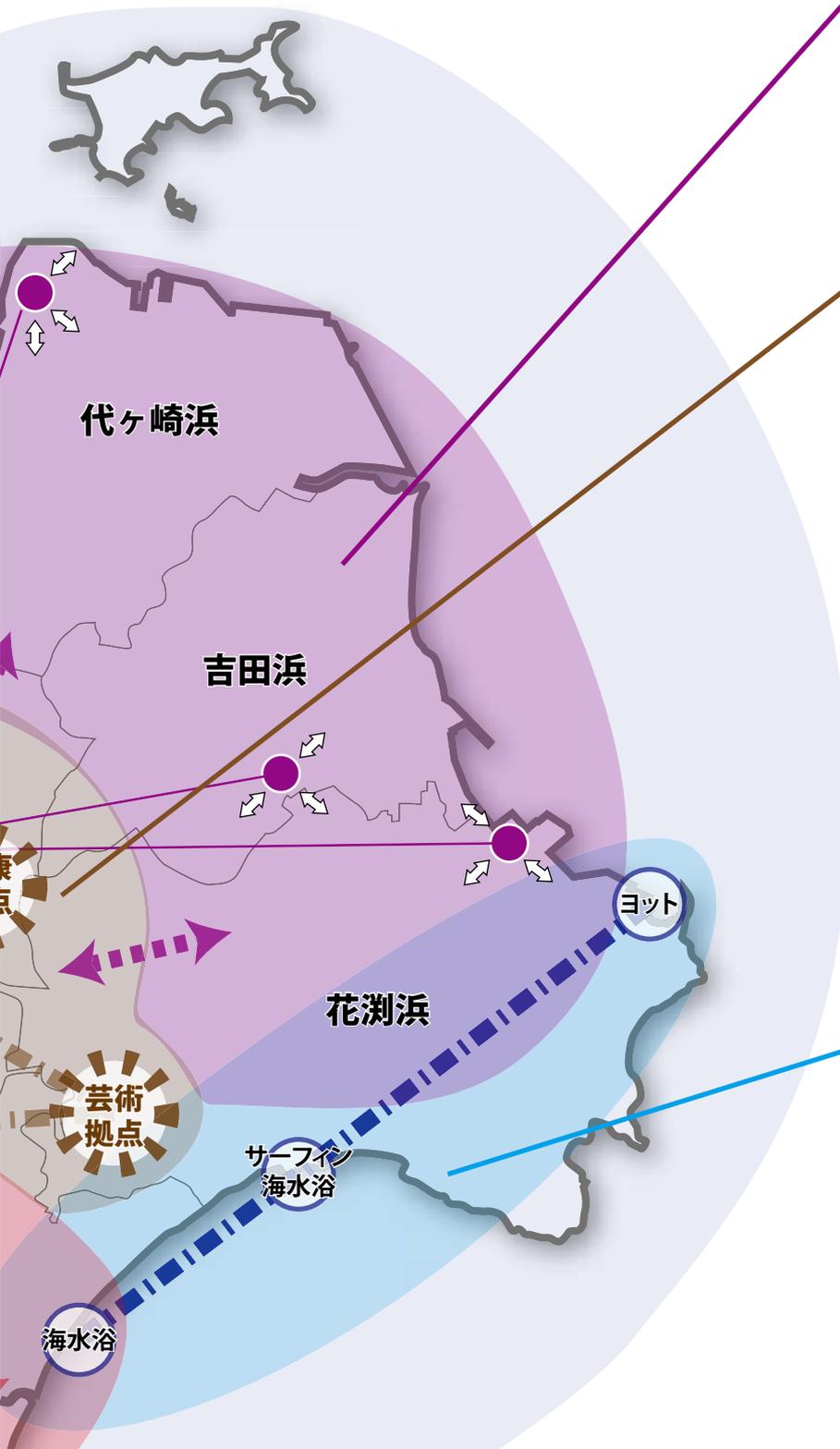
住宅と農業との融和ゾーン

住宅地と隣接した農業用地との融和を図り、産業と住環境との調和のとれたまちづくりを推進するゾーンとして設定します。

のびのび子育てゾーン

本町の豊かな風土を十分に体感しながら、安心して子育てができるまちづくりを推進するゾーンとして設定します。





安心生活ゾーン

本町を象徴するような景観を有している地理的な利点を生かし、高齢者をはじめとする地域住民が安心して住み続けることのできるまちづくりを推進するゾーンとして設定します。

にぎわい創出ゾーン

公共施設や商店街を円滑に結びつけると共に、訪れる人々が互いに交流できるような、にぎわいを創出するゾーンとして設定します。



□多目的政策事例 [ブックストア&カフェ] 東北大学 ブックカフェ B00OK

大学生協のブックストアとカフェを同居させ、コーヒーを飲みながら、ブックストアにある本を座って読むことができます。

マリンスポーツゾーン

マリンスポーツ拠点を結びながら、海とのつながりを持った新しいライフスタイルを支援するゾーンとして設定します。



□多目的政策事例 [サーフィン&共同住宅] Kashima Surf Villa(カシマサーフヴィラ)

複数世帯による共同建設・所有により、実現した共同別荘。道路を挟んで反対側が海という立地を生かした設計がなされ、サーフィン仲間との交流ができる新たなライフスタイルを構築しています。

企画：株式会社都市デザインシステム 設計：千葉学建築計画事務所

凡 例

■ ■ ■ ■	資源の連携イメージ
← →	動線イメージ
↔	活動イメージ
● (Yellow)	コミュニティ創出拠点(公民分館など)
● (Red)	のびのび子育て拠点(学校など)
● (Purple)	安心生活拠点(公民分館など)

展開

□長期的なビジョンに立った政策を住民との協働により展開するためのロードマップ

[Plan] 計画の策定 → [Do] 施策の実施

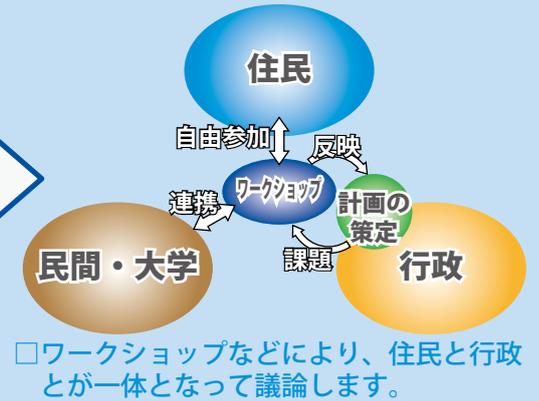
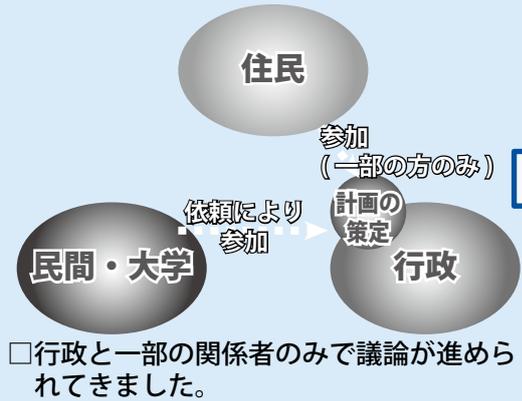
[Act] 計画の見直し ← [Check] 施策の検証

PDCA サイクル

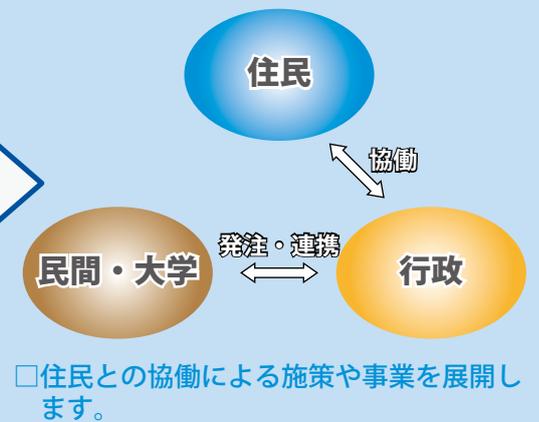
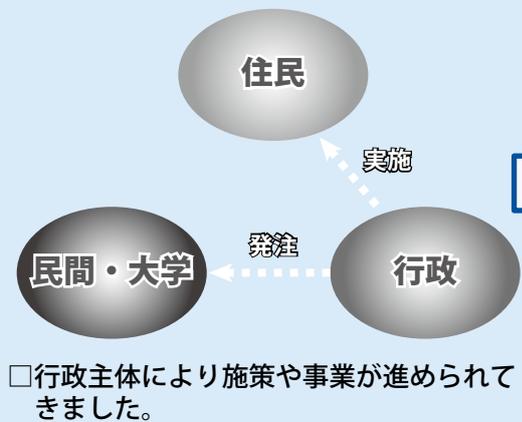
これまでのまちづくり

これからのまちづくり

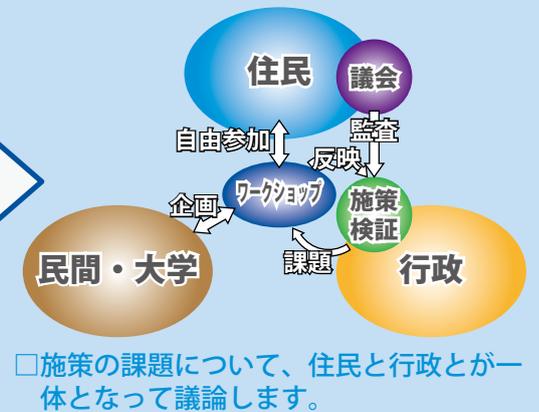
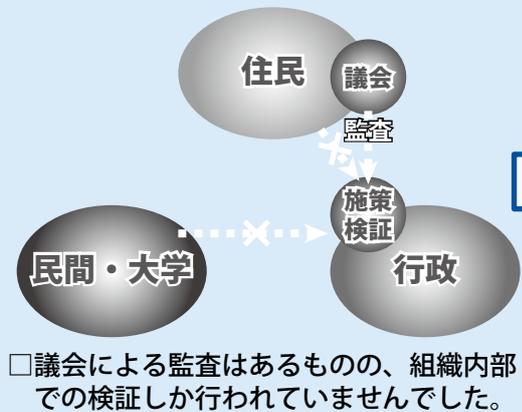
[Plan]
計画の策定



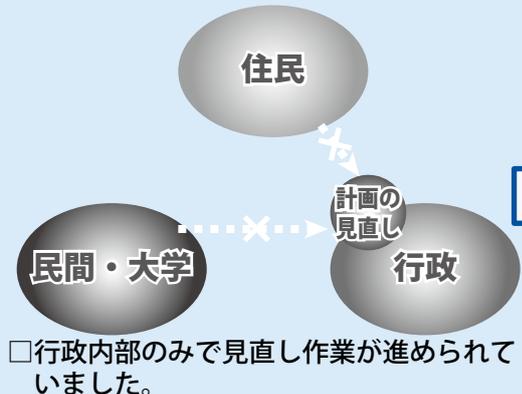
[Do]
施策の実施



[Check]
施策の検証



[Act]
計画の見直し



[Plan]

※PDCA サイクルとは、計画や施策を円滑に進め、改善していく手法のひとつです。

第 2 部 前期基本計画 [2011-2015]

- 第 1 章 計画の構成**
- 第 2 章 本町を取り巻く現状**
- 第 3 章 政策の体系**
- 第 4 章 基本目標**
- 第 5 章 政策目標**

資料

第1章 計画の構成

第1節 計画の特徴

本計画を策定するにあたり、次の点に配慮しました。

(1) 目標を明確にした計画

計画策定にあたっては、目標を明確にし、本町がどうあるべきかが分かるような内容としました。

(2) 住民と行政の協働を明確にした計画

策定された計画を推進するためには、行政のみの力では目標を達成する事は困難です。まちづくりの課題を住民と行政が情報を共有し、住民と行政の協働により課題解決に取り組めるような内容としました。

(3) 施策レベルの柔軟な対応が可能な計画

具体的な取り組みや事業を盛り込む実施計画は、様々な情勢の変化に臨機応変に対応できるようにするため、単年度毎に施策を見直すローリング方式(注)による計画とし、施策レベルでの柔軟な取り組みを可能としました。

(4) 基本構想と基本計画の関係を明確にした計画

基本構想に盛り込まれた基本理念と政策ゾーンを基本計画上に有機的に結びつけ、多目的かつ横断的な政策や施策の展開を推進するような内容としました。

■ローリング方式

「ローリング」とは、「転がること、回転する(させる)こと」を指します。「ローリング方式」とは、現状と計画のズレが生じた場合、施策や事業の見直しについて定期的実施していく方法のことで、毎年転がすように行うため、このような表現を使用しています。

本計画におきましては、事前評価(実施計画の事前査定段階で事業実施の可否や実施内容の修正を判断)と事後評価(決算審査、施策の成果などの内容に基づき実施内容を検証)により施策レベルでの事業の見直しを行います。

詳しくは、政策目標「計画的なまちづくりを推進する」を参照願います。

第2節 計画の構成と期間

本計画は、町で策定する個別計画の最上位に位置し、町で策定する個別計画とは整合性を保ちます。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な見通しに立った本町のまちづくりの基本目標、将来のあるべき姿、目指すべき方向を示すものです。計画期間は、10年間(平成23年度から平成32年度まで)とします。

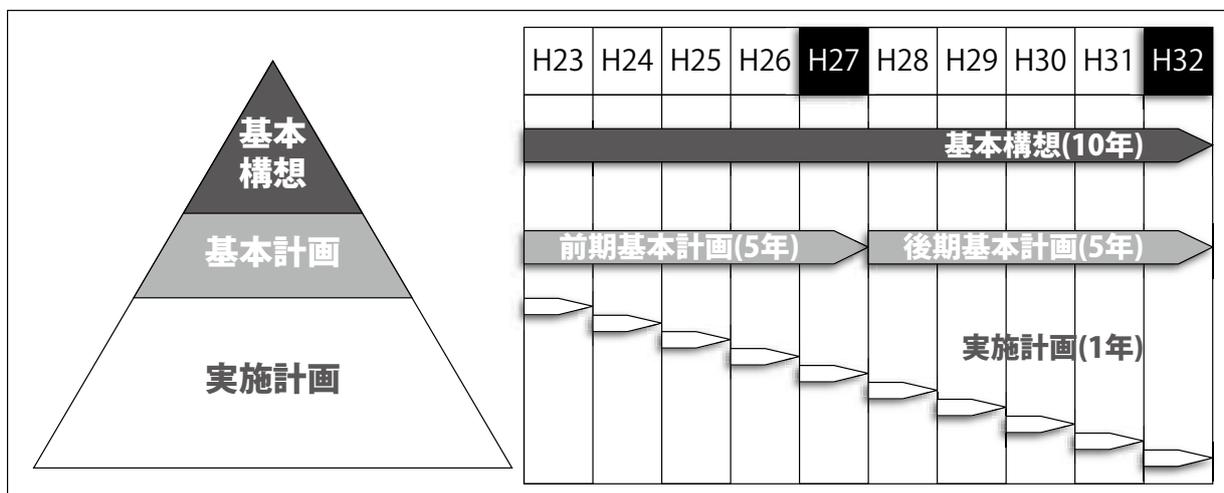
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想のまちづくり像、目標を実現・達成するための施策の方向を体系的に示します。また、基本計画は、本町が実施する施策を中心に、国・県、他の公共団体及び町民、各種団体等と連携・協働して行う範囲も含めた、総合的な町政運営の指針となるものです。計画期間は、平成23年度から平成27年度までの前期5年間と、平成28年度から平成32年度までの後期5年間とし、5年毎に政策レベルでの内容の見直しを行います。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策を計画的かつ効率的に実施するための必要な施策を盛り込むものであり、財政計画との整合や町民ニーズの高さなどを考慮した個別事業を位置づける計画として定めます。計画期間は1年とし、ローリング方式により単年度毎に施策の見直しを行います。

■ 総合計画の構成と目標年次



第3節 基本目標・政策目標・施策目標

本計画に盛り込まれている各目標は、基本理念を実現するための基本目標、基本目標を実現するための政策目標、政策目標を実現するための施策目標という目的と手段の関係にあります。

施策目標を実現するための施策を決定し、施策を実現するための具体的な事業や取り組みの決定を行います。

(1) 基本目標

基本目標は、「うみ」、「ひと」、「まち」の区分に応じた基本理念を達成するための指針として定め、基本計画に盛り込みます。

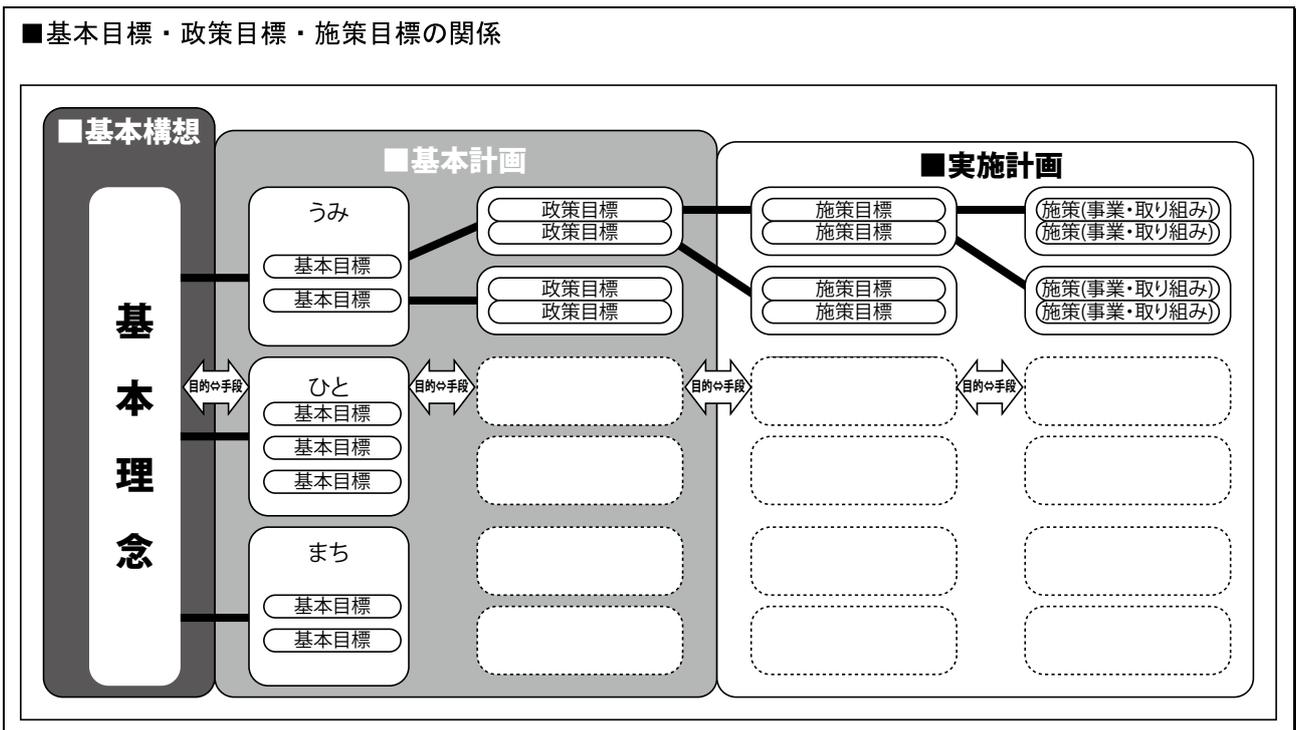
(2) 政策目標

政策目標は、基本目標に掲げられたまちづくりを実現するための政策の指針として定め、基本計画に盛り込みます。

(3) 施策目標

施策目標は、政策目標に掲げられたまちづくりの政策を実現するための施策の指針として定め、実施計画に盛り込みます。施策目標に掲げられた目的を達成するために、具体的な施策や事業に取り組みます。

■基本目標・政策目標・施策目標の関係



第2章 本町を取り巻く現状と将来人口

第1節 統計情報に基づく現状

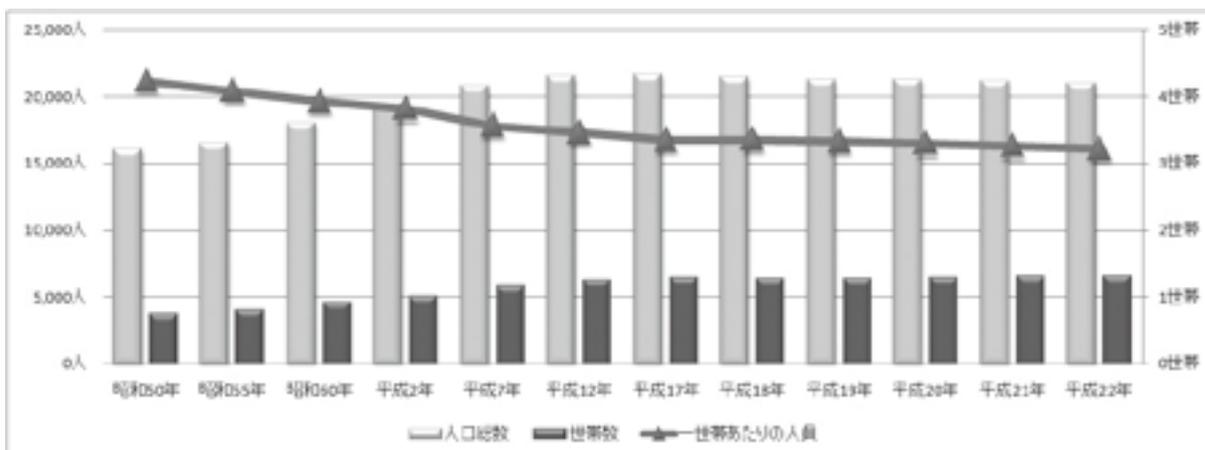
(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は、平成16年8月の21,722人をピークに微減し、平成22年は21,038人で、平成17年と比較して623人の減となっています。

世帯数は、平成22年で6,540世帯であり、平成12年の世帯数6,226世帯に対し314世帯の増、平成17年の6,461世帯に対し79世帯の増となっております。

□人口と世帯数の推移

年次	人口総数(人)	世帯数(世帯)	一世帯あたりの人員(人)
昭和50年	16,026	3,783	4.24
昭和55年	16,530	4,041	4.09
昭和60年	17,978	4,576	3.93
平成2年	19,394	5,076	3.82
平成7年	20,792	5,824	3.57
平成12年	21,524	6,226	3.46
平成17年	21,661	6,461	3.35
平成18年	21,441	6,387	3.36
平成19年	21,266	6,391	3.33
平成20年	21,304	6,461	3.30
平成21年	21,198	6,497	3.26
平成22年	21,038	6,540	3.22



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

(2) 年齢5歳階級人口・3階層別人口の推移

3階層別人口の推移について平成12年と比較しますと、年少人口(0～14歳)については、平成17年は2.21%、平成22年は3.64%減少しています。

生産年齢人口(15～64歳)については、平成17年は0.93%、平成22年は3.04%減少しております。

老年人口(65歳以上)については、平成17年は3.14%、平成22年は6.68%増加しております。

□年齢5歳階級人口・3階層別人口の推移

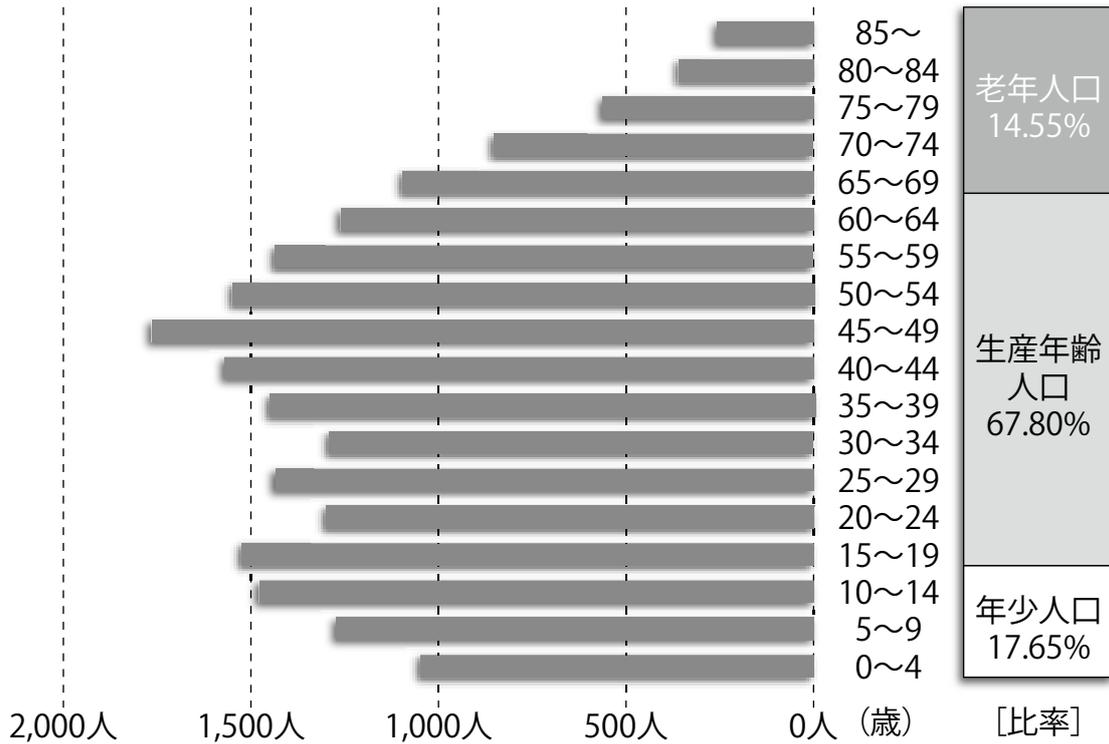
年齢(歳)	平成12年人口(人) (括弧内割合)	平成17年人口(人) (括弧内割合)	平成22年人口(人) (括弧内割合)
0～4	1,048	929	840
5～9	1,273	1,101	997
10～14	1,478	1,316	1,110
年少人口 (0～14)	3,799 (17.65%)	3,346 (15.44%)	2,947 (14.01%)
15～19	1,525	1,446	1,253
20～24	1,302	1,331	1,181
25～29	1,435	1,214	1,071
30～34	1,291	1,397	1,144
35～39	1,455	1,374	1,403
40～44	1,571	1,488	1,363
45～49	1,765	1,557	1,434
50～54	1,553	1,742	1,533
55～59	1,436	1,534	1,731
60～64	1,261	1,401	1,511
生産年齢人口 (15～64)	14,594 (67.80%)	14,484 (66.87%)	13,624 (64.76%)
65～69	1,097	1,222	1,334
70～74	852	1,014	1,128
75～79	563	762	894
80～84	361	459	600
85～89	201	243	330
90～94	51	103	130
95以上	6	28	51
老年人口 (65以上)	3,131 (14.55%)	3,831 (17.69%)	4,467 (21.23%)
合計	21,524	21,661	21,038

各年1月1日現在の住民基本台帳データ

第2章 本町を取り巻く現状と将来人口

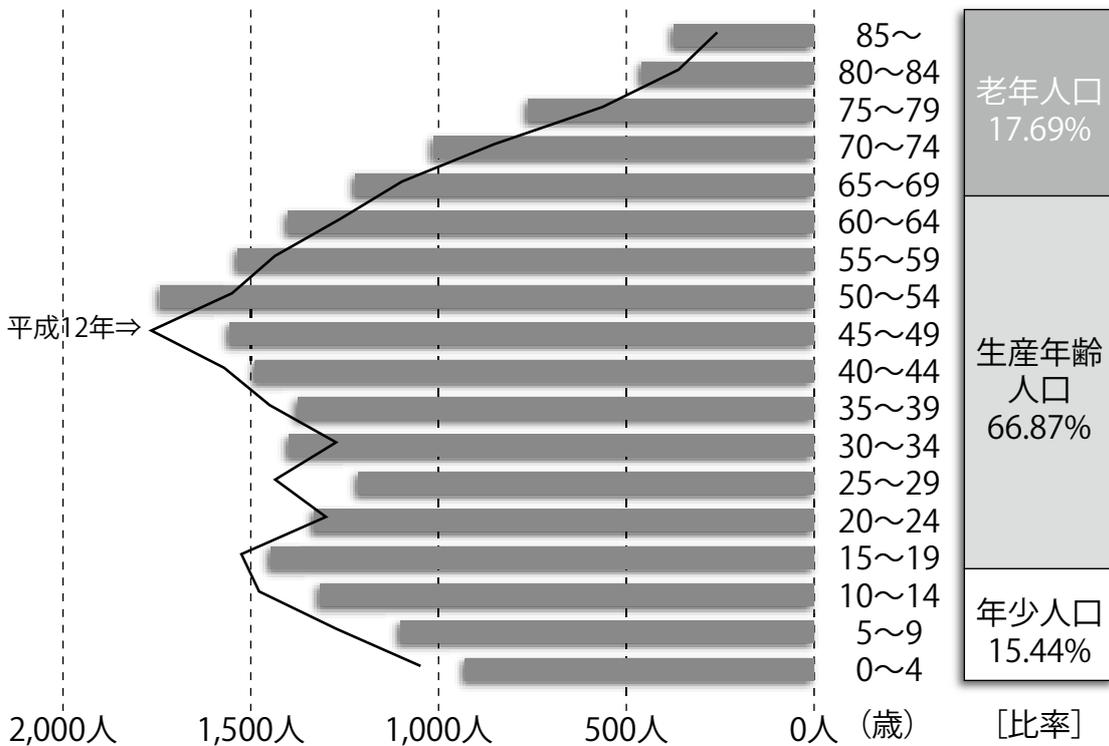
第1節 統計情報に基づく現状

□平成12年人口(21,524人)



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

□平成17年人口(21,661人)

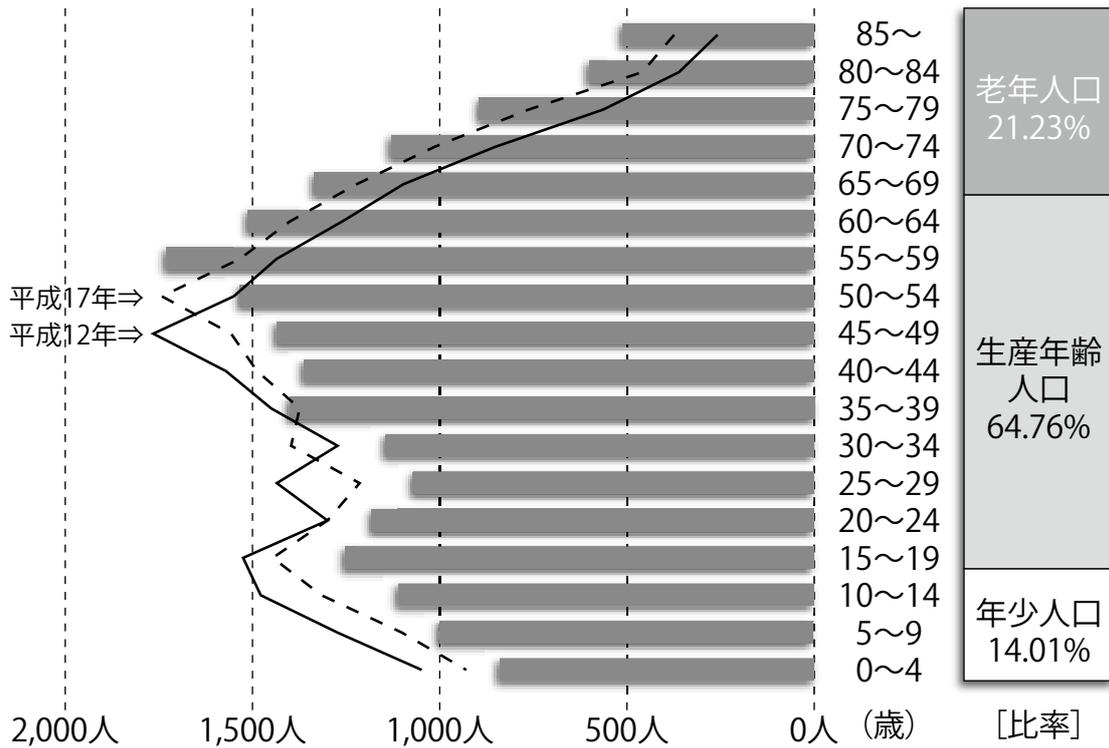


各年1月1日現在の住民基本台帳データ

第2章 本町を取り巻く現状と将来人口

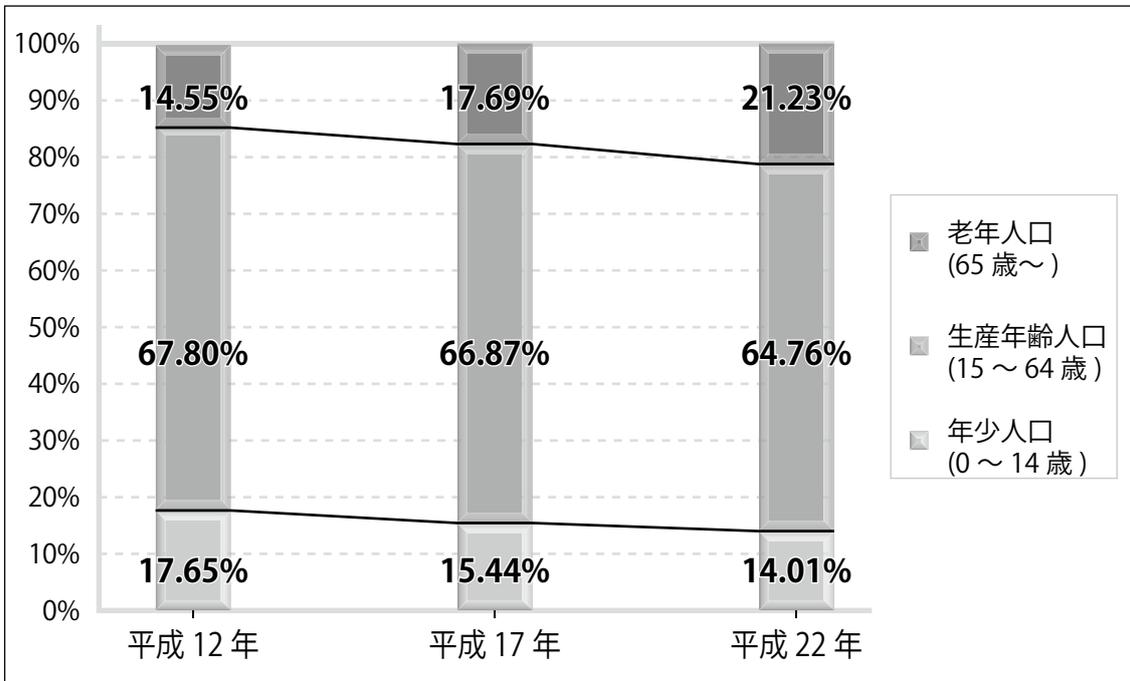
第1節 統計情報に基づく現状

□平成22年人口(21,038人)



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

□3階層別人口割合の推移



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

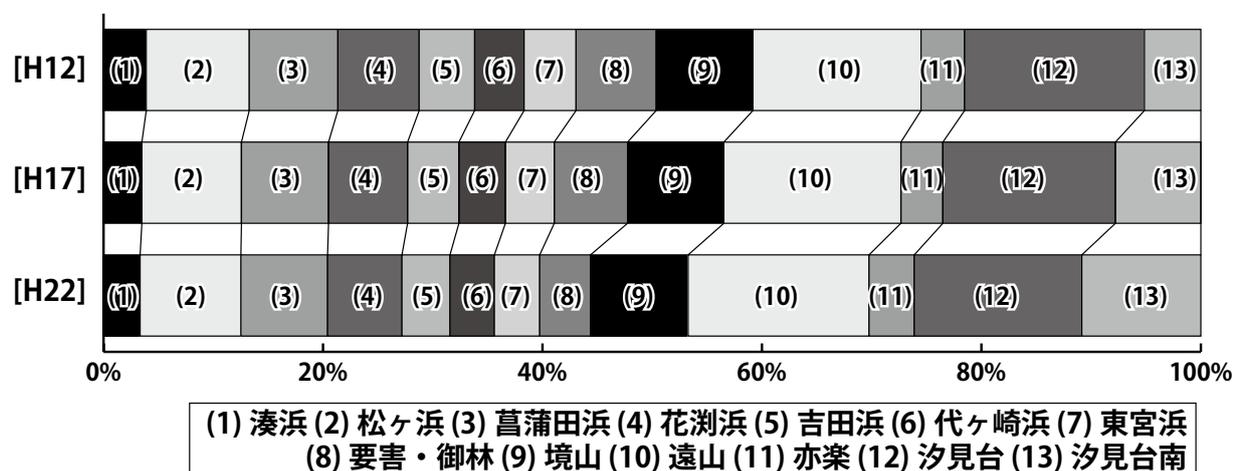
(3) 地区別人口の推移

平成12年と平成22年の地区別人口を比較しますと、増加している地区は、汐見台南地区(1,175人増)、遠山地区(172人増)、亦楽地区(11人増)の順となっており、減少している地区は、要害・御林地区(598人減・企業設置のアパート撤去が主な理由)、汐見台地区(314人減)、花渕浜地区(169人減)の順となっています。

□地区別人口の推移

地区	平成12年人口(人)	平成17年人口(人) (括弧内平成12年比較)	平成22年人口(人) (括弧内平成12年比較)
湊浜	838	756 (-82)	701 (-137)
松ヶ浜	2,020	1,966 (-54)	1,932 (-88)
菖蒲田浜	1,738	1,719 (-19)	1,662 (-76)
花渕浜	1,595	1,560 (-35)	1,426 (-169)
吉田浜	1,088	1,014 (-74)	921 (-167)
代ヶ崎浜	970	918 (-52)	851 (-119)
東宮浜	1,019	964 (-55)	869 (-150)
要害・御林	1,572	1,447 (-125)	974 (-598)
境山	1,898	1,901 (3)	1,872 (-26)
遠山	3,297	3,495 (198)	3,469 (172)
亦楽	855	829 (-26)	866 (11)
汐見台	3,527	3,406 (-121)	3,213 (-314)
汐見台南	1,107	1,686 (579)	2,282 (1,175)
合計	21,524	21,661 (137)	21,038 (-486)

■町全体に占める地区別人口割合の推移



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

(4) 地区別年少人口割合の推移

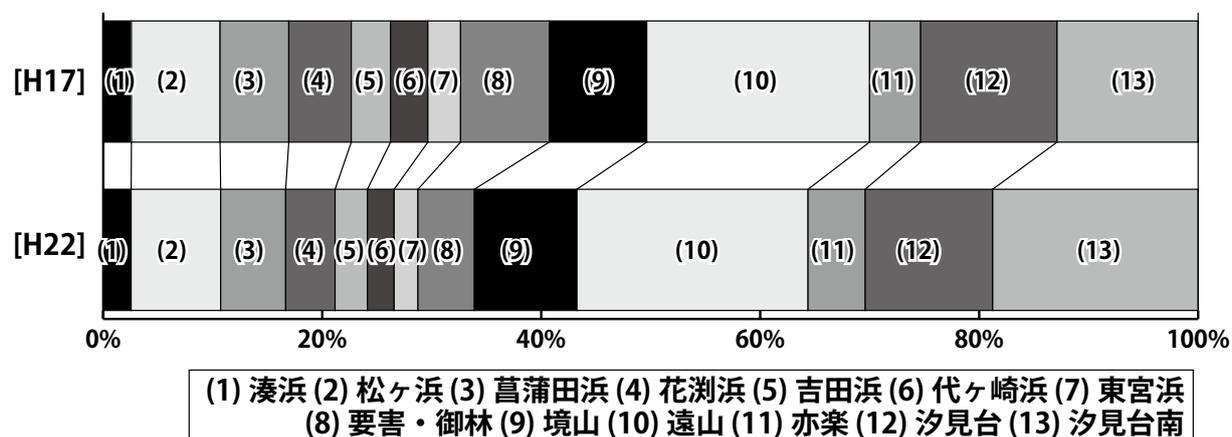
地区別の年少人口の割合を見ますと、平成22年においては汐見台南地区(24.23%)、遠山地区(17.93%)、亦楽地区(17.78%)、要害・御林地区(15.61%)の順で高くなっており、東宮浜地区(7.36%)、代ヶ崎浜地区(8.46%)、花渕浜地区(9.33%)、吉田浜地区(9.45%)の順で低くなっています。

平成17年と平成22年の地区別年少人口の割合を比較しますと、すべての地区で減少しており、代ヶ崎浜地区(3.96%減)、要害・御林地区(3.12%減)、東宮浜地区(3.01%減)、花渕浜地区(2.91%減)の順で減少幅が多くなっています。

□地区別年少人口割合の推移

地区	平成17年 (括弧内人数)	平成22年 (括弧内人数)	比較 (括弧内人数)
湊浜	11.38% (86)	10.70% (75)	-0.68% (-11)
松ヶ浜	13.78% (271)	12.47% (241)	-1.31% (-30)
菖蒲田浜	12.22% (210)	10.53% (175)	-1.69% (-35)
花渕浜	12.24% (191)	9.33% (133)	-2.91% (-58)
吉田浜	11.83% (120)	9.45% (87)	-2.38% (-33)
代ヶ崎浜	12.42% (114)	8.46% (72)	-3.96% (-42)
東宮浜	10.37% (100)	7.36% (64)	-3.01% (-36)
要害・御林	18.73% (271)	15.61% (152)	-3.12% (-119)
境山	15.68% (298)	14.74% (276)	-0.94% (-22)
遠山	19.49% (681)	17.93% (622)	-1.56% (-59)
亦楽	18.82% (156)	17.78% (154)	-1.04% (-2)
汐見台	12.24% (417)	10.68% (343)	-1.56% (-74)
汐見台南	25.56% (431)	24.23% (553)	-1.33% (122)
平均	15.44% (3,346)	14.01% (2,947)	-1.43% (-399)

■町全体に占める地区別年少人口割合の推移



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

(5) 地区別生産年齢人口割合の推移

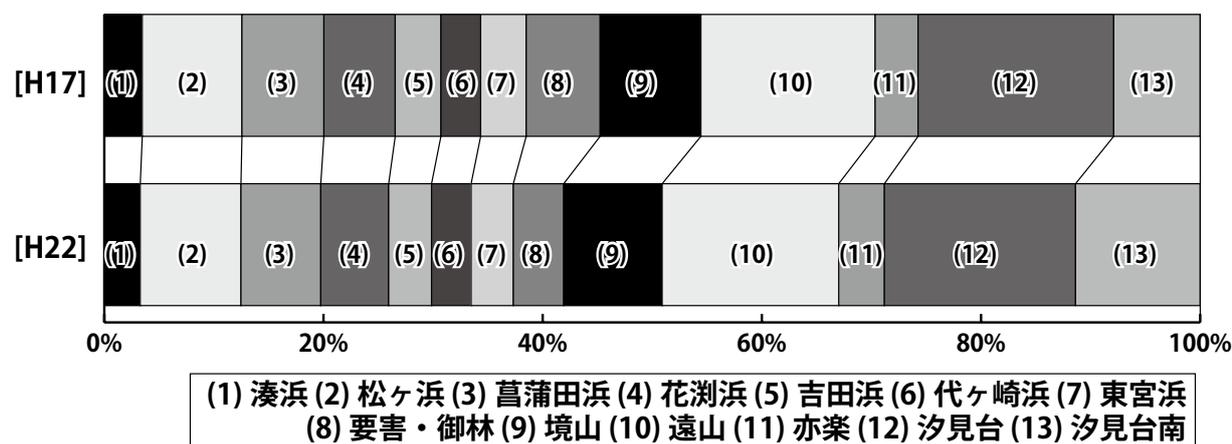
地区別の生産年齢人口の割合を見ますと、平成22年においては汐見台地区(73.95%)、汐見台南地区(67.92%)、亦楽地区(65.59%)の順で高くなっており、代ヶ崎浜地区(57.81%)、吉田浜地区(57.87%)、花渕浜地区(59.19%)の順で低くなっています。

平成17年と平成22年の地区別生産年齢人口を比較しますと、代ヶ崎浜地区(0.62%増)、汐見台南地区(0.13%増)の順で増加しており、減少している地区は、境山地区(4.69%減)、菖蒲田浜地区(3.31%減)、要害・御林地区の(3.25%減)の順となっています。

□地区別生産年齢人口割合の推移

地区	平成17年 (括弧内人数)	平成22年 (括弧内人数)	比較 (括弧内人数)
湊浜	66.40% (502)	63.77% (447)	-2.63% (-55)
松ヶ浜	66.99% (1,317)	64.80% (1,252)	-2.19% (-65)
菖蒲田浜	63.00% (1,083)	59.69% (992)	-3.31% (-91)
花渕浜	60.45% (943)	59.19% (844)	-1.26% (-99)
吉田浜	59.57% (604)	57.87% (533)	-1.70% (-21)
代ヶ崎浜	57.19% (525)	57.81% (492)	0.62% (-33)
東宮浜	62.45% (602)	61.69% (525)	-0.76% (-77)
要害・御林	67.52% (977)	64.27% (626)	-3.25% (-351)
境山	70.07% (1,332)	65.38% (1,224)	-4.69% (-108)
遠山	65.89% (2,303)	63.27% (2,195)	-2.62% (-108)
亦楽	68.40% (567)	65.59% (568)	-2.81% (1)
汐見台	75.92% (2,586)	73.95% (2,376)	-1.97% (-210)
汐見台南	67.79% (1,143)	67.92% (1,550)	0.13% (407)
平均	66.87% (14,484)	64.76% (13,624)	-2.11% (-860)

■町全体に占める地区別生産年齢人口割合の推移



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

(6) 地区別老年人口割合の推移

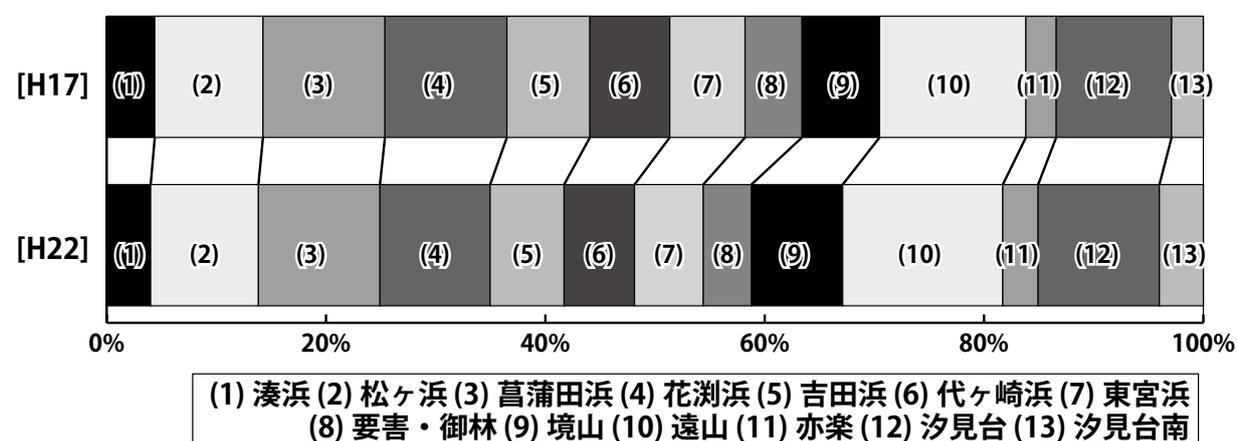
地区別の老年人口の割合を見ますと、平成22年においては代ヶ崎浜地区(33.73%)、吉田浜地区(32.68%)、東宮浜地区(32.22%)の順で高くなっており、汐見台南地区(7.84%)、汐見台地区(15.38%)、亦楽地区(16.63%)の順で低くなっています。

平成17年と平成22年の地区別老年人口の割合を比較しますと、すべての地区で増加しており、要害・御林地区(6.37%)、境山地区(5.61%)、菖蒲田浜地区(5.00%)の順で高くなっています。

□地区別老年人口割合の推移

地区	平成17年 (括弧内人数)	平成22年 (括弧内人数)	比較 (括弧内人数)
湊浜	22.22% (168)	25.53% (179)	3.31% (11)
松ヶ浜	19.23% (378)	22.72% (439)	3.49% (61)
菖蒲田浜	24.78% (426)	29.78% (495)	5.00% (69)
花渚浜	27.31% (426)	31.49% (449)	4.18% (23)
吉田浜	28.60% (290)	32.68% (301)	4.08% (11)
代ヶ崎浜	30.39% (279)	33.73% (287)	3.34% (8)
東宮浜	27.28% (263)	32.22% (280)	4.94% (17)
要害・御林	13.75% (199)	20.12% (196)	6.37% (-3)
境山	14.26% (271)	19.87% (372)	5.61% (101)
遠山	14.62% (511)	18.80% (652)	4.18% (141)
亦楽	12.79% (106)	16.63% (144)	3.84% (38)
汐見台	11.83% (403)	15.38% (494)	3.55% (91)
汐見台南	6.58% (111)	7.84% (179)	1.26% (68)
平均	17.69% (3,831)	21.23% (4,467)	3.54% (636)

■町全体に占める地区別老年人口割合の推移



各年1月1日現在の住民基本台帳データ

(7) 産業別就業人口の推移

平成12年と平成17年の産業別就業人口を比較しますと、第1次産業以外では、第2次産業の製造業および第3次産業の電気・ガス・熱・水道業の就業者が大幅に減少しています。

主な原因としましては、仙台火力発電所の休止(平成22年7月より再稼動)や御林地区の集合住宅取壊しによる住民転出の影響が考えられます。また、第1次産業の漁業(0.80%減)、第2次産業の建設業(0.52%減)も減少傾向にあります。

その一方、第3次産業の運輸・情報通信業(1.77%増)、サービス業(1.48%増)、卸・小売業・飲食店(0.65%増)は増加傾向にあります。

□産業別就業人口の推移

産業分類	平成12年(人) (括弧内割合)	平成17年(人) (括弧内割合)	比較(人) (括弧内割合)
第1次産業	525 (5.08%)	446 (4.39%)	-79(-0.69%)
農業	71 (0.69%)	75 (0.74%)	4 (0.05%)
林業	1 (0.01%)	7 (0.07%)	6 (0.06%)
漁業	453 (4.38%)	364 (3.58%)	-89(-0.80%)
第2次産業	3,392 (32.85%)	3,125 (30.77%)	-267(-2.08%)
鉱業	2 (0.02%)	2 (0.02%)	0 (0.00%)
建設業	1,396 (13.52%)	1,320 (13.00%)	-76(-0.52%)
製造業	1,994 (19.31%)	1,803 (17.75%)	-191(-1.56%)
第3次産業	6,386 (61.84%)	6,566 (64.65%)	180 (2.81%)
電気・ガス・熱・水道業	188 (1.82%)	89 (0.88%)	-99(-0.94%)
運輸・情報通信業	1,188 (11.50%)	1,348 (13.27%)	160 (1.77%)
卸・小売業・飲食店	2,356 (22.82%)	2,384 (23.47%)	28 (0.65%)
金融・保険業	159 (1.54%)	156 (1.54%)	-3 (0.00%)
不動産業	39 (0.38%)	45 (0.44%)	6 (0.06%)
サービス業	2,107 (20.40%)	2,222 (21.88%)	115 (1.48%)
公務	349 (3.38%)	322 (3.17%)	-27(-0.21%)
分類不能の産業	24 (0.23%)	19 (0.19%)	-5(-0.04%)
合計	10,327	10,156	-171(-1.66%)

国勢調査(10月1日現在)

第2節 将来人口推計と3階層別人口の推計

(1) 将来人口推計

これまでの動向や社会・経済情勢などから、将来における本町の人口は次のようになると見込まれます。

□平成27年 人口 20,600人

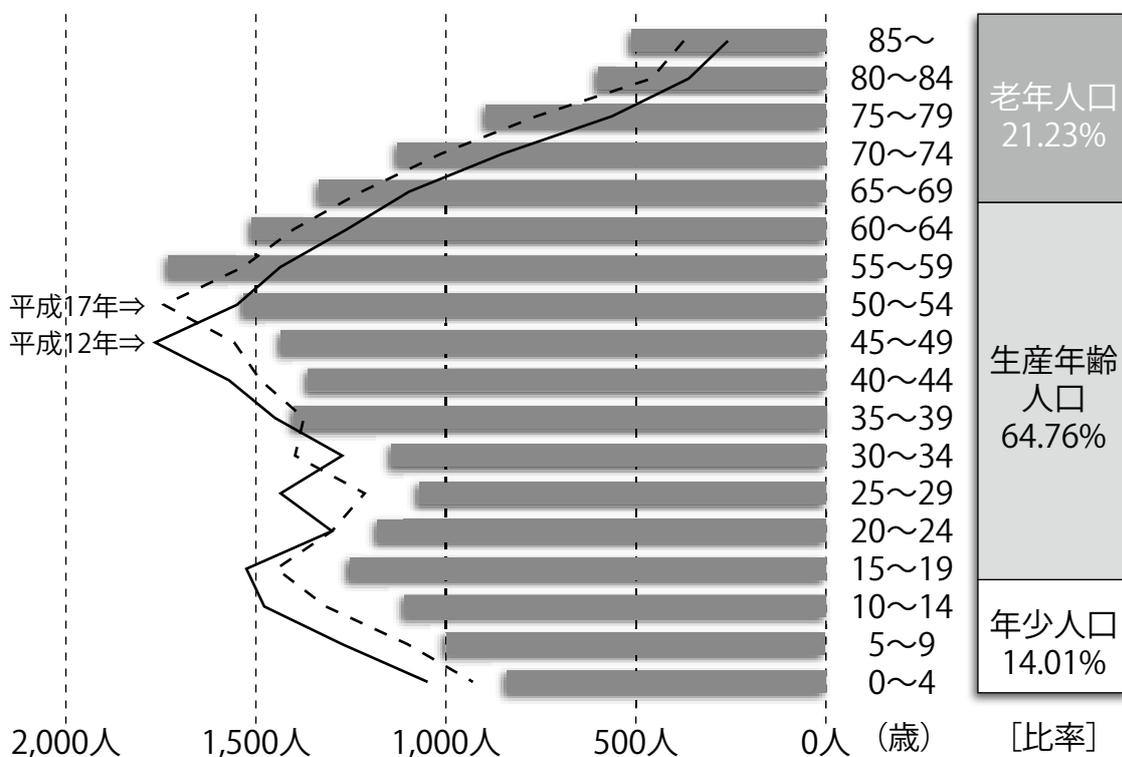
□平成32年 人口 20,000人

各年1月1日現在の推計

本町の人口は、平成16年8月の21,722人をピークに減少に転じ、平成22年1月1日現在では21,038人となっています。その要因は、転出が転入を上回る社会減と、死亡が出生を上回る自然減であり、今後もこの傾向は続き、緩やかに人口は減少していくものと思われます。

このような傾向を踏まえ、本町の人口は前期の計画期間が終了する5年後の平成27年には20,600人（平成22年比438人減）、後期の計画期間が終了する10年後の平成32年には20,000人（平成22年比1,038人減）になるものと見込まれます。

□平成22年人口(21,038人)

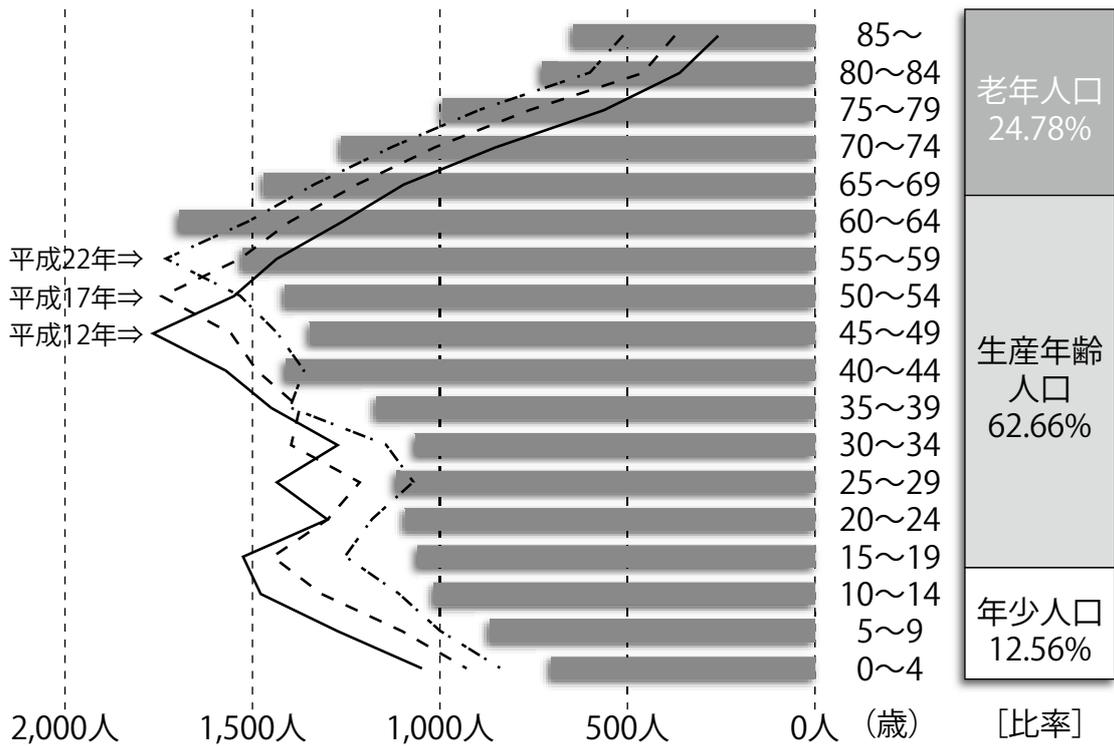


1月1日現在の住民基本台帳データ

第2章 本町を取り巻く現状と将来人口

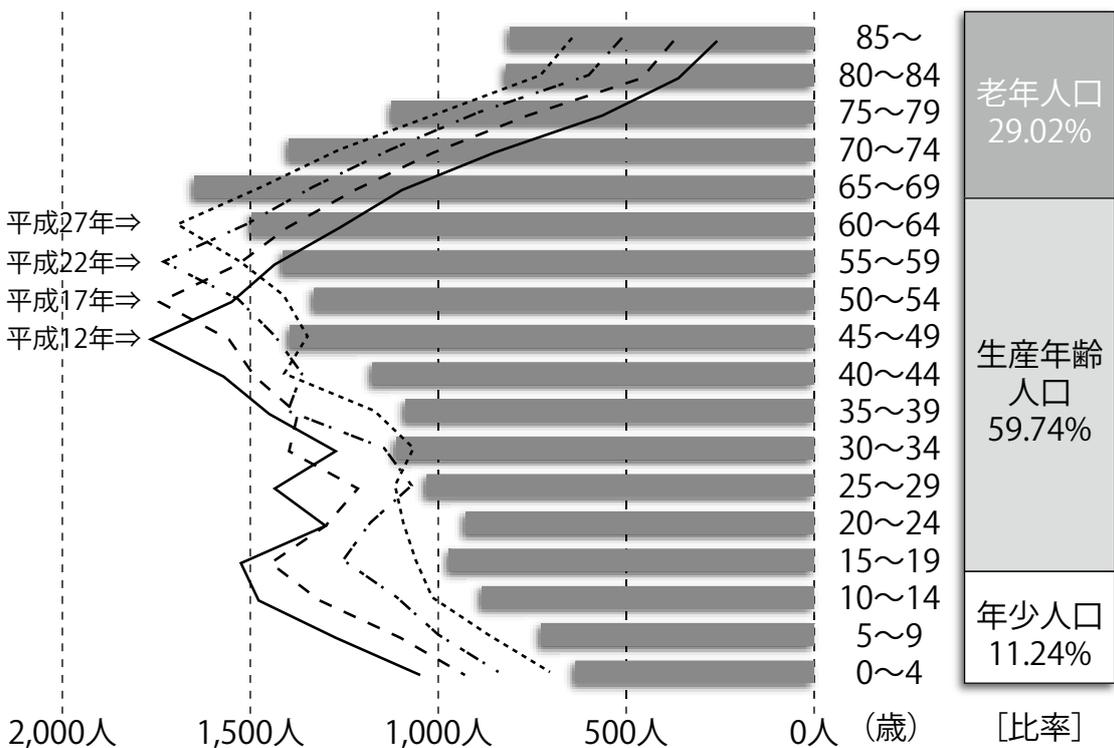
第2節 将来人口推計と3階層別人口の推計

□平成27年推計人口(20,600人)



1月1日現在の推計

□平成32年推計人口(20,000人)



1月1日現在の推計

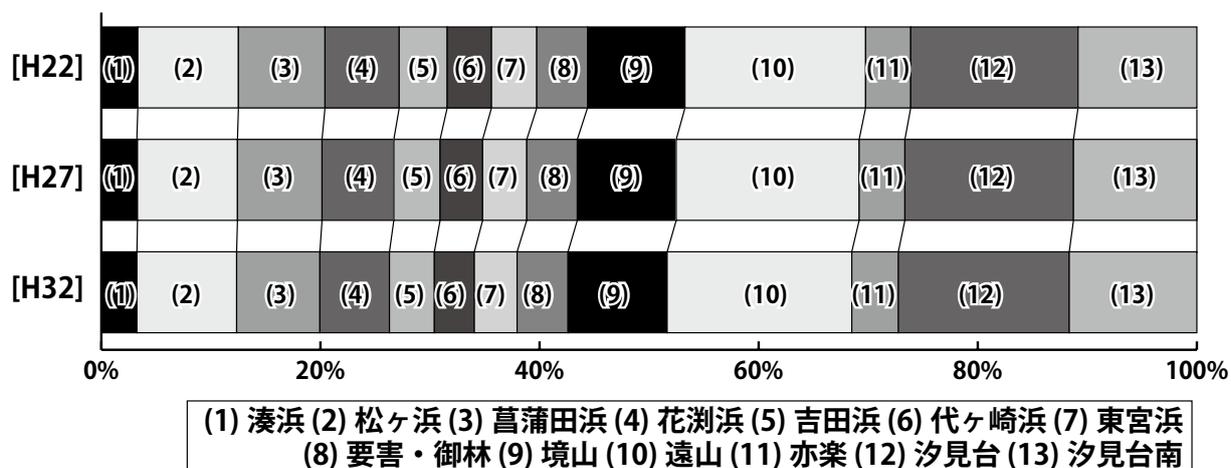
第2章 本町を取り巻く現状と将来人口

第2節 将来人口推計と3階層別人口の推計

□地区別の人口推計

地区	平成22年人口(人)	平成27年人口推計(人) (括弧内平成22年比較)	平成32年人口推計(人) (括弧内平成22年比較)
湊浜	701	680 (-21)	650 (-51)
松ヶ浜	1,932	1,880 (-52)	1,820 (-112)
菖蒲田浜	1,662	1,590 (-72)	1,520 (-142)
花渕浜	1,426	1,350 (-76)	1,270 (-156)
吉田浜	921	870 (-51)	820 (-101)
代ヶ崎浜	851	800 (-51)	730 (-121)
東宮浜	869	830 (-39)	780 (-89)
要害・御林	974	950 (-24)	930 (-44)
境山	1,872	1,860 (-12)	1,810 (-62)
遠山	3,469	3,440 (-29)	3,370 (99)
亦楽	866	860 (-6)	850 (16)
汐見台	3,213	3,170 (-43)	3,120 (-93)
汐見台南	2,282	2,320 (38)	2,330 (48)
合計	21,038	20,600 (-438)	20,000 (-1,038)

■町全体に占める地区別人口割合の推移



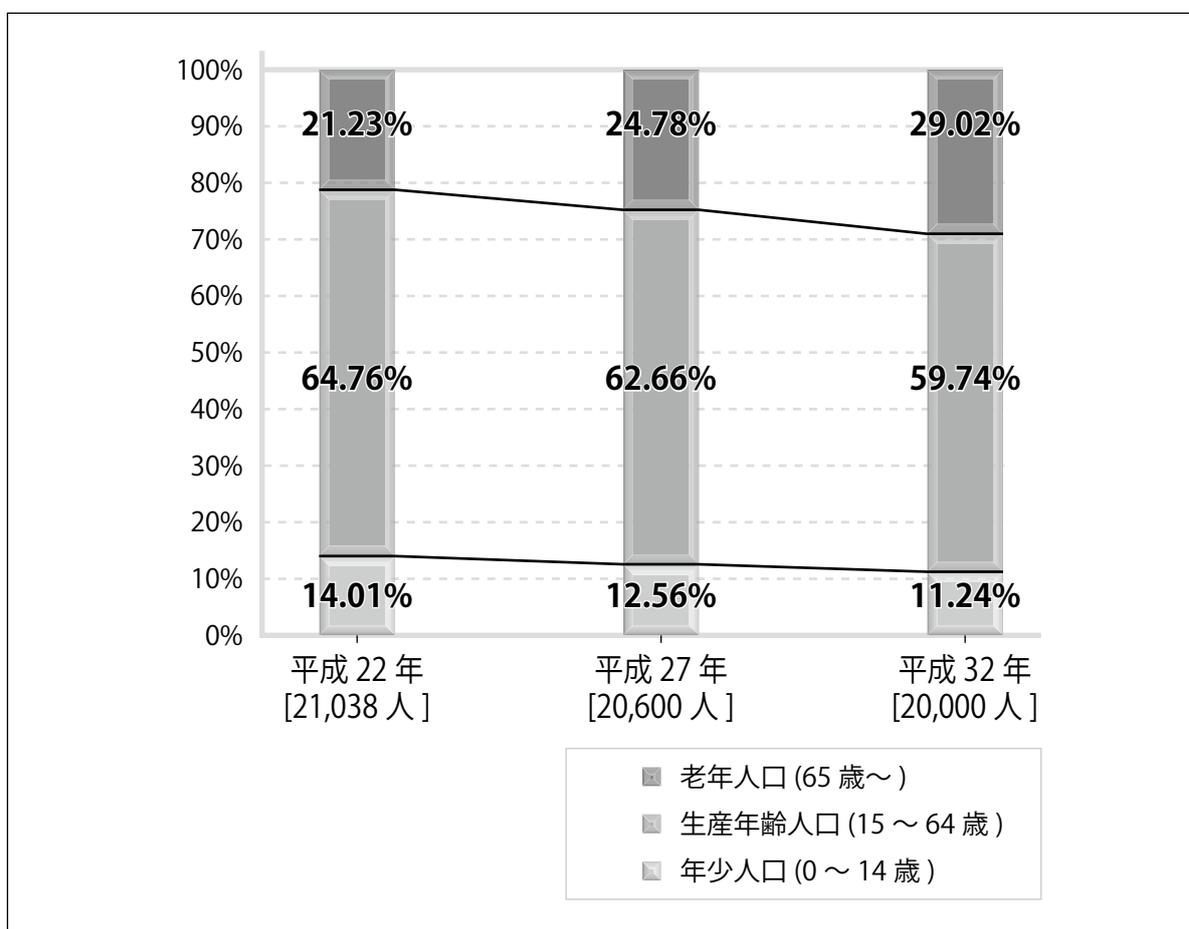
各年1月1日現在・平成27年と平成32年は推計

(2) 3階層別人口の推計

将来人口に基づく3階層別人口は、平成27年では14歳以下の年少人口2,587人(平成22年比360人減)、15歳～64歳までの生産年齢人口12,908人(平成22年比716人減)、65歳以上の老年人口5,105人(平成22年比638人増)、平成32年には年少人口2,248人(平成22年比699人減)、生産年齢人口11,948人(平成22年比1,676人減)、老年人口5,804人(平成22年比1,337人増)と見込まれます。

また、3階層別人口の割合を見ますと、平成27年では年少人口12.56%(平成22年比1.45%減)、生産年齢人口62.66%(平成22年比2.1%減)、老年人口24.78%(平成22年比3.55%増)、平成32年では年少人口11.24%(平成22年比2.77%減)、生産年齢人口59.74%(平成22年比5.02%減)、老年人口29.02%(平成22年比7.79%増)であり、今後も生産年齢人口の減少と少子高齢化が進むものと思われま

□3階層別人口割合の推計



地区	年齢別平成22年人口(括弧内割合)	年齢別平成27年人口推計(括弧内割合)	年齢別平成32年人口推計(括弧内割合)
年少人口	2,947 (14.01%)	2,587 (12.56%)	2,248 (11.24%)
生産年齢人口	13,624 (64.76%)	12,908 (62.66%)	11,948 (59.74%)
老年人口	4,467 (21.23%)	5,105 (24.78%)	5,804 (29.02%)
合計	21,038 (100%)	20,600 (100%)	20,000 (100%)

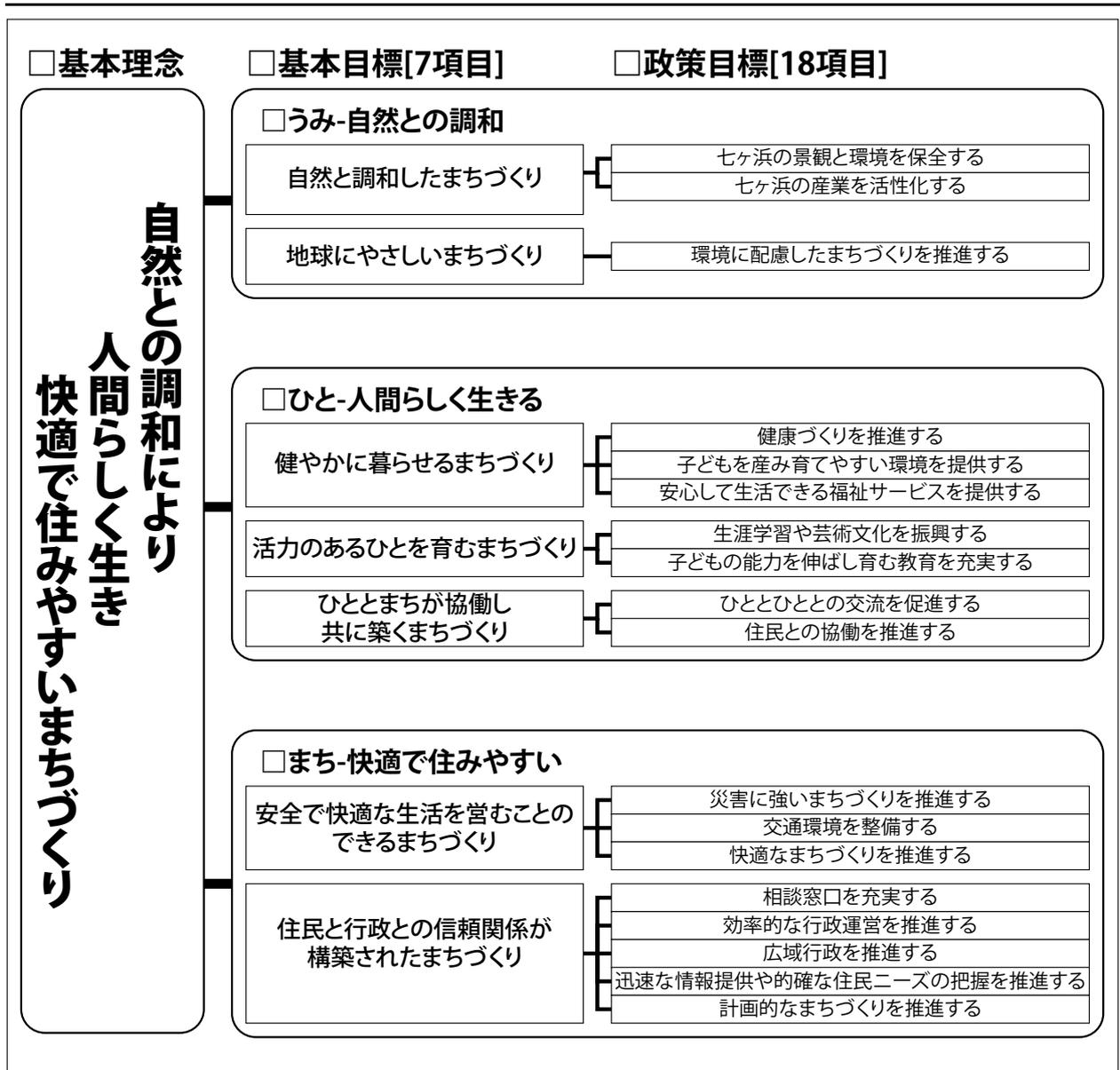
各年1月1日現在・平成27年と平成32年は推計

第3章 政策の体系

本町は、様々な統計データに基づく現状の把握や、町民アンケート結果、まちづくりワークショップなどによる住民ニーズの把握により、取り組むべき課題解決のための目標を設定し、基本理念である「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」の実現を目指します。

前期基本計画においては、基本理念を実現するための基本目標・政策目標について、次のとおり掲げました。

□基本理念・基本目標・政策目標の体系



第4章 基本目標

基本理念である「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」実現のため、次のとおり7つの基本目標を掲げました。

基本目標1 自然と調和したまちづくり

七ヶ浜の豊かな自然を共生し、未来に引き継ぐために環境を保全し、自然と調和したまちづくりを推進します。

□取り組み事例 [EMの活用による環境浄化事業]

本町では、環境浄化の一環として「EM」を活用し、農地の活性化や沼などの水質浄化、学校用プールの清掃などの事業に取り組んでいます。

「EM」とは、有用性微生物群(Effective Microorganisms)の英語の頭文字をとったもので、乳酸菌、酵母、光合成細菌を主体とし、安全で有用な微生物を共生させた多目的微生物資材です。EM発酵液は、EM、糖蜜、米のとぎ汁を原料にして作成することができます。

EMづくり講習会では、EM発酵液作成の実演を行っています。作成したEM発酵液は、参加者が持ち帰り、様々な用途で活用しています。各家庭においては、汚れが落ちやすいという利点があることから、お風呂の清掃や洗濯などに活用されています。

■EMづくり講習会



■松ヶ浜小学校プール清掃



基本目標2 地球にやさしいまちづくり

環境に配慮した循環型社会を形成し、環境美化の推進により地球にやさしいまちづくりを推進します。

□取り組み事例 [しちがはまクリーンサポートプログラム]

しちがはまクリーンサポートプログラムは、町民や地元企業のボランティアにより定期的な美化活動を行う制度で、「アドプト」により海浜清掃や漁港などの美化清掃に取り組んでいます。

「アドプト」(adopt)とは、英語で養子縁組をするといった意味の言葉です。また、アドプト事業(制度)とは、行政が特定の公共財産(海浜・道路・公園など)について、町民と定期的な美化活動を行うよう契約する事業(制度)です。アドプト事業は、住民と行政との協働に取り組む上で参考となる施策の一つです。

紹介している写真は、美化清掃活動の一部です。これ以外にも多くの企業や団体の方の協力により、しちがはまクリーンサポートプログラムに取り組んでいます。

■活動風景(花洲浜・菖蒲田浜)



■活動風景(湊浜)



基本目標3 健やかに暮らせるまちづくり

子どもから大人まで元気に生活し、安心して産み育て、健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

□取り組み事例 [介護予防教室]

介護予防教室は、介護状態に陥らないことを目的として、各地区で開催されています。70歳から80歳代の参加者の方がインストラクターの指導のもと、地区のボランティアの協力によりダンベル体操やレクリエーションなどを行っています。

介護予防教室の成果としては、要介護認定率(要介護認定を受けている方の割合)を比較すると、全国が平均17%台であるのに対し、本町は13%台と取り組みの効果が現れていると言えます。

また、介護予防教室のもう一つの目的として、生きがい対策や地域コミュニティの場となっている点が挙げられます。自宅に閉じこもりがちな高齢者が教室に参加することにより、参加者同士のコミュニケーションが増えて、参加者の笑顔が増えています。このように、要介護認定率に見るような数値上の成果よりも、介護予防教室を通じていきいきと健康に暮らす「地域づくり」、「仲間づくり」の場になっていることが、最大の効果のようです。

■代々崎浜地区「いきいきサロン」



■境山地区「浜楽(はまらん)会」



■吉田浜地区「さくらの会」



■湊浜地区「ひまわりの会」



基本目標4 活力のあるひとを育むまちづくり

年代を問わず学習意欲を保ち、芸術や歴史・文化に親しみ、子どもたちの能力を伸ばし育む教育を実現することのできる、活力のある人を育むまちづくりを推進します。

□取り組み事例 [国際村パフォーマンスカンパニー]

国際村パフォーマンスカンパニーは、七ヶ浜国際村の劇場付き舞台芸術育成グループです。住民が舞台芸術を身近に感じられる環境づくりを目的として、子どもから大人まで幅広い年代層によるメンバーにより通年のレッスンを重ねており、ミュージカルグループ「NaNa5931」とパーカッションアンサンブルグループ「Groove7」の2つの団体が活動を行っています。

両団体は、それぞれ公演を行っています。相互の公演上で出演するなど連携を図っています。また、舞台上ではもちろんのこと、舞台以外でも、自分たちの衣装管理や着付けなどお互いに面倒を見合ったり、年長者が年少者に舞台用の化粧を施したりするなど、お互いに助けあうことの重要性を実感しながら、団員それぞれが自主的に役割を担い、舞台を通じた人間形成に積極的に取り組んでいます。

■ミュージカルグループ「NaNa5931」



■パーカッションアンサンブルグループ「Groove7」



基本目標5 ひととまちが協働しともに築くまちづくり

「ひととひと」との交流を促進し、住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

□取り組み事例 [地域福祉推進会議]

地域福祉推進会議は、地域福祉に関し、行政はもとより、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域福祉関連団体などが一体となって地域福祉を推進する組織です。

地域福祉推進会議では、関係団体の相互の活動状況や情報の共有をはじめ、地域福祉に関する取り組みや各課題の解決に向けて意見を交換し、お互いの役割確認や分担など、地域福祉推進体制の構築に取り組んでいます。

地域福祉に関する課題解決の取り組みの一環として、大学の先生にファシリテーター（進行役）をお願いし、ワークショップを開催しています。ワークショップでは、具体的な施策や課題をテーマとし、住民・町内福祉関係者・町社協・行政の協働による横断的な取り組みに向けた話し合いを行っています。

■地域福祉推進会議 ワークショップ



基本目標6 安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり

安全なまちを築くことにより安心な生活が確保され、機能的で快適な生活を営むことのできるまちづくりを推進します。

□取り組み事例 [花渚浜区防災会(自主防災組織)]

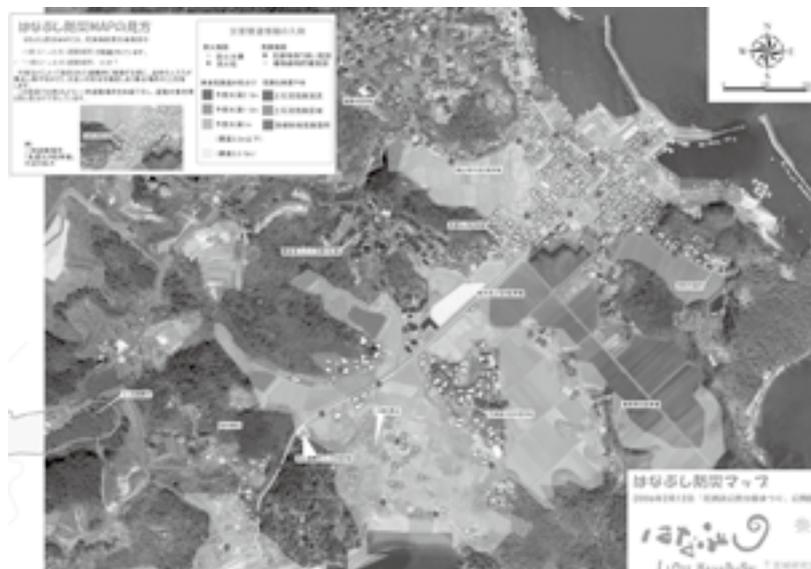
花渚浜区防災会は、近い将来に高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えることを目的として設立された自主防災組織です。花渚浜区防災会独自の取り組みとして、「一時(いつとき)避難場所」の設定を行っています。

「一時避難場所」とは、身近に避難できて安否確認がしやすい場所を選び、町指定の避難場所とは別に12箇所ほど設置しています。花渚浜区防災会では、一時避難場所を盛り込んだ地図を作成し、花渚浜全域の航空写真に津波や土石流の影響予想範囲を色分けしています。また、避難場所単位の世帯を色別にし、消火栓などの情報も盛り込まれています。

■花渚浜区防災会による避難訓練



■一時(いつとき)避難場所



基本目標7 住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり

気軽に相談できる窓口を充実し、効率的な行政運営に努め、迅速な情報提供や的確な住民ニーズの把握により住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくりを推進します。

□取り組み事例 [まちづくりワークショップ]

本総合計画の策定に際し、住民と行政の問題意識の共有と協働作業の場を設けるために、まちづくりワークショップを開催しました。公募により10歳代から80歳代までの幅広い年代層の25名に参加を頂きました。

まちづくりワークショップでは、東北大学大学院建築空間学研究室に企画とファシリテーター(進行役)をお願いし、「七つの浜の思い出マップづくり」をテーマに、町名の由来となっている七つの浜を舞台に、住民の日常生活から「うみ・ひと・まち」の関連性を浮き彫りにしながら4グループに分かれ意見交換を行いました。

最後の発表では、「前浜と後浜のローカルマップ」、「子どもに残したい環境(七ヶ浜をもっときれいに)」、「海の活性と漁業の活性化、交通の利便化」、「観光要素と改善点」といったグループ毎のタイトルにより、様々な視点からまちづくりに関する意見が多数出されました。

■まちづくりワークショップ



まちづくりワークショップの詳細は、第3部 資料編をご覧ください。

第5章 政策目標

政策目標とは、基本目標を達成するための手段として定めるものであり、前期基本計画に盛り込まれる内容の一つです。基本目標を達成するための背景や課題などについて、次の区分によりまとめました。

□政策ゾーン

基本構想に盛り込んだ政策ゾーンと関連する政策目標を示します。一つの政策目標が複数の政策ゾーンと結びつくことにより、多目的かつ横断的に政策を展開します。

1 目標設定の背景

政策目標を設定するにあたり、その背景となっている課題や取り組まなければならない問題などについて盛り込みました。

2 目標達成のための基本方針

政策目標を達成するために必要な基本方針について盛り込みました。

本内容は、今後目指していくべき指針として定めるものであり、前期基本計画期間に達成できるものに限定しません。

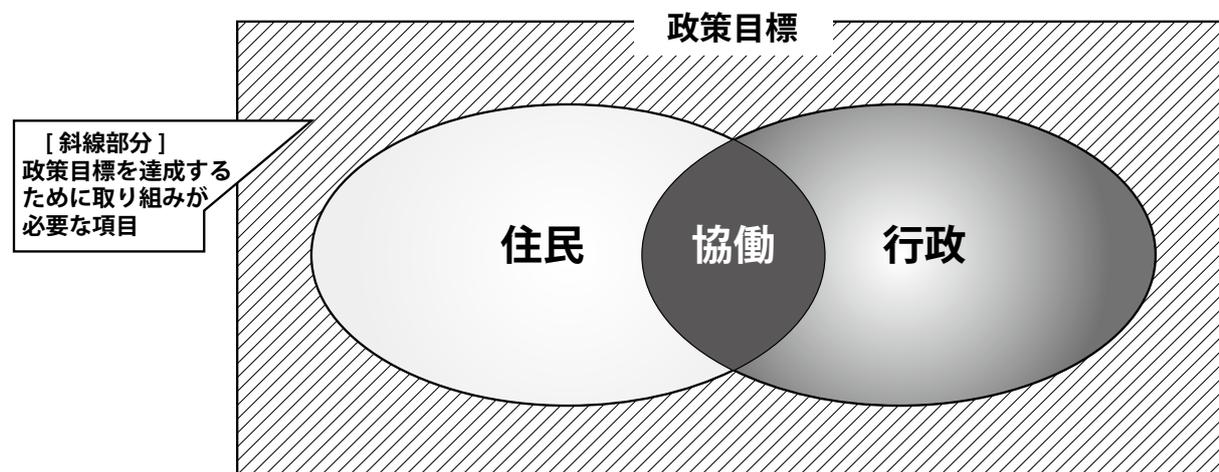
3 目標達成のために必要な施策

基本方針を達成するために必要な施策について、施策目標毎に盛り込みました。施策の実施主体は、行政・地域・企業・住民などを問わず、町として取り組むべきものを盛り込みました。

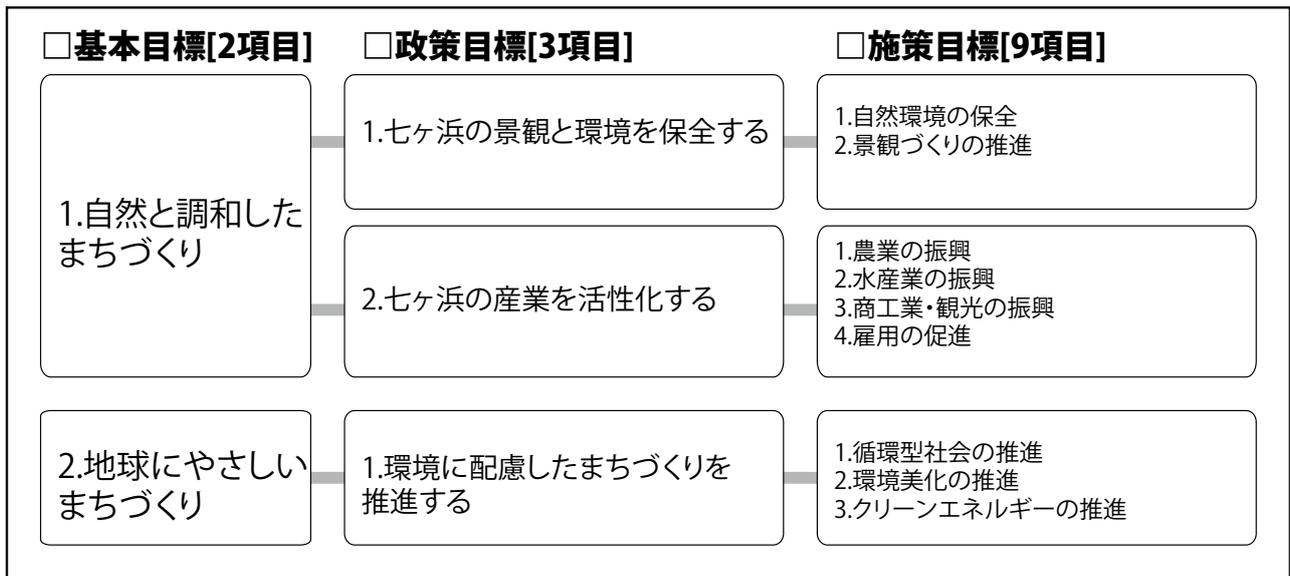
本内容についても、今後目指していくべき施策として定めるものであり、前期基本計画期間に達成できるものに限定しません。

4 住民と行政の協働

政策目標を達成するためには、住民と行政の協働により課題解決にあたる必要があることから、住民と行政が取り組むべき項目を盛り込みました。



□うみ-自然との調和



第5章 政策目標		
基本目標	1	自然と調和したまちづくり
政策目標	1	七ヶ浜の景観と環境を保全する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ	

基本目標 1 自然と調和したまちづくり

政策目標 1 七ヶ浜の景観と環境を保全する

1 目標設定の背景

近年、松枯れや耕作放棄地の増加、自然環境の変化や開発などにより、松島の特徴的な景観に変化が生じています。

本町は、日本三景松島の一角にあり、素晴らしい景観に恵まれた町土や恵まれた仙台湾(松島湾)の環境は、自然と調和した生活を送るためには欠かせないものであり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

2 目標達成のための基本方針

- 七ヶ浜らしい自然豊かな景観を保全します。
- 現在の景観と環境を保全するため、適切な法規制措置を継続します。
- 遊休農地や雑木林などは、景観に配慮した政策を促進します。
- 本町の土地柄や植生などを考慮した政策を促進します。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 自然環境の保全

- 既に取り組んでいる EM による水質浄化事業について、さらに推進します。
- 鉄を利用した自然環境の再生について検証を行い、活用を促進します。
- 景観に配慮し、今までと視点を変えた遊休農地の新たな活用方法について取り組みます。

(2) 景観づくりの推進

- 特別名勝松島の景観要素の一つである松(アカマツ・クロマツ)を中心として、自生する植物の保全、森林の病虫害防除および被害木の伐倒や植樹などの森林整備を促進します。
- 適切な法規制により乱開発を防ぎます。
- 各地区に花と緑を植え、美しい景観を守ります。

4 住民と行政の協働

□住民

- EMの活用などによる水質浄化に取り組みます。
- 家庭菜園やガーデニングなどにより、身近な場所に自然を増やしていきます。

□行政

- 町内全体の景観に関する状況把握や景観に対する将来像の設定を行います。
- 乱開発の監視や適切な法的措置を講じます。
- 松くい虫の防除や景観に配慮した伐採に取り組みます。

第5章 政策目標

基本目標	1	自然と調和したまちづくり
政策目標	1	七ヶ浜の景観と環境を保全する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ

■子どもたちからのメッセージ[1]

本町では、ジョイント5(注)の事業の一環として、「ふるさと子どもゆめ議会」を行っており、小中学生が様々な提言を町長や執行部に対し議場で発表しておりますが、次のような提言がありました。

■よりよい町にするために～自然あふれるきれいな町～(亦楽小学校)

亦楽小学校では、6年生を対象に、七ヶ浜をより良い町にするためのアンケートを実施した結果、「ごみのない町」、「自然豊かな町」が上位に上がりました。そこで、七ヶ浜を自然あふれる町にするために、自分たちができる取り組みを考えた結果、身近な場所である学校からスタートして、町を花いっぱいにする活動を提案しました。同校には、委員会の一つとして環境委員会があり、学校の花壇に花を植えたり、水やりをしたりしています。また、保護者のボランティアの方もお手伝いしていますが、この活動を環境委員会やボランティアの方だけではなく全校に広め、自分たちから町全体に花いっぱいの活動を広げていきたいという提言です。



学校の栽培活動でとれた種を活用して苗を作り、役場付近の公共施設に植え、育てた苗を各家庭に持ち帰り、庭や玄関先に植えてもらう活動も提言しています。

■EMで七ヶ浜をきれいに～学校の清掃活動を通じて～(松ヶ浜小学校)



松ヶ浜小学校では、EMを活用したプール清掃に取り組んでいますが、以前はプールの壁や角のところにこびりついて落ちにくかったよごれが、たわしで軽くこするだけできれいになり、プールの底にたまった汚れも、においがなくさらさらの状態、水に流すと簡単に落とすことができるようになったそうです。

そこで、EMについて自分たちで調べた結果、EMは、ものを腐らせたり、さびさせたりする「悪玉菌」を抑え、発酵して善玉菌を増やしていく「抗酸化作用」があることが分かったそうです。また、他県の学校の事

例を参考に、トイレ掃除に活用してみた結果、EMを使って掃除をしていないトイレに比べ、においがあまりしなくなったとのことでした。

そこで、EMを学校全体での掃除に活用し、EMのよいところをたくさんの人に知ってもらい、子の取り組みを家庭や、町の人たちに、そして町の公園や施設に広げていきたいと思っており、EMを活用により海や沼などをきれいにするについて提言しています。

これらの子どもたちからのメッセージを、これからの自然と調和したまちづくりへの取り組みに生かしていく必要があります。

(注)ジョイント5の詳細につきましては、60頁「子どもたちの能力を伸ばし育む教育を充実する」参照

第5章 政策目標		
基本目標	1	自然と調和したまちづくり
政策目標	2	七ヶ浜の産業を活性化する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

政策目標2 七ヶ浜の産業を活性化する

1 目標設定の背景

近年、気候変動や水質の変化、後継者問題などにより、本町の基幹産業の一つである漁業が衰退傾向にあります。本町は、全国的にも知られた海苔の産地であり、また、活魚を中心とする多くの魚介類の水揚げがあるものの、これらの多くは地元で消費されることなく、そのほとんどが仙台や首都圏といった大都市で消費されるのが現状です。

これまでの、本町のまちづくりの基盤は、漁業などの第一次産業を軸としたものでした。今後も産業基盤を維持し、地産地消の観点から、地元ならではの品目を活用し、地元へ流通する仕組みを構築していく必要があります。

農業・水産業・商工業・観光による産業の活性化は、今後も地域活性化の起爆剤として推進しなければなりません。

2 目標達成のための基本方針

- 「七ヶ浜ブランド」を確立し、水産物や農作物の付加価値を高めていきます。
- 「食の安全」という観点から地産地消に取り組み、地元でとれた物を地元へ流通する仕組みを構築します。
- 生活の基盤としての第一次産業のあり方について、国や県と連携し取り組みます。
- 地元の食材を洗い出し、「とる・つくる・うる」という観点から、販路の拡大に取り組みます。
- 経済的な観点のみならず、生きがい対策としての第一次産業のあり方について、住民と連携し取り組みます。

■ボッケと収穫祭

「ボッケ」は学名を「ケムシカジカ」と呼び、七ヶ浜近海に生息し、10月中旬から11月中旬に多く収穫されます。肉が白身でしまり、味が淡白なので、煮つけや鍋物などに好まれる魚です。鮮度の良いものは刺身や、きも和えなども人気があります。

「ボッケと収穫祭」は、地産地消を目的として毎年11月頃に開催し、ボッケ汁無料試食、「ボッケ」の格安販売、新鮮活魚・朝採り野菜の格安販売などを行っています。



第5章 政策目標		
基本目標	1	自然と調和したまちづくり
政策目標	2	七ヶ浜の産業を活性化する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ

3 目標達成のために必要な施策

(1) 農業の振興

- 農作物の生産だけでなく、産地直売など農家が生産から販売まで行える場所やシステムの構築に取り組みます。
- 生産・加工・販売の一体化により、新たな付加価値や人材を創出し、雇用と所得を確保できる農業に取り組みます。
- 生産組合への支援や JA と連携し、耕作希望者への未利用地や遊休農地などの活用に取り組みます。
- 仙台などの大規模消費地に近いという本町の利点を活かした新たな農作物の栽培を奨励します。
- 地場消費を主体とし、転作田を利用したの売れる野菜作りに取り組みます。

(2) 水産業の振興

- 本町の水産物について、「七ヶ浜産」としての位置付けを確立し価値を高めていきます。
- 水産物を利用した新商品の開発などにより、付加価値を高めて販売する仕組みについて取り組みます。
- 限られた海の資源を保全し、自然との共存による漁業に取り組みます。

(3) 商工業・観光の振興

- 地域に埋もれている食文化を新たな観光資源として再評価します。
- 体験を中心とした新たな観光の創出に取り組みます。
- 農業・水産業・商工業が一体となり産業が活性化する仕組みについて取り組みます。
- 農作物や水産物を地元流通しやすいように工夫し、地産地消に取り組みます。

(4) 雇用の促進

- 住民が働くことのできる場の提供について、町内に限定せず町外雇用も視野に入れた情報収集及び情報提供に取り組みます。
- 第一次産業の後継者育成について取り組みます。
- 既存の地域資源を掘り起こし、本町の土地や風土、文化を活かせる分野の企業誘致や雇用機会の確保に取り組みます。
- 起業したい人へのサポートに取り組みます。
- 福祉施設などの誘致により、福祉施策の充実と併せ、町民の雇用を創出します。

第5章 政策目標		
基本目標	1	自然と調和したまちづくり
政策目標	2	七ヶ浜の産業を活性化する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

4 住民と行政の協働

□住民

- 地元の食材を利用し、地産地消に取り組みます。

□行政

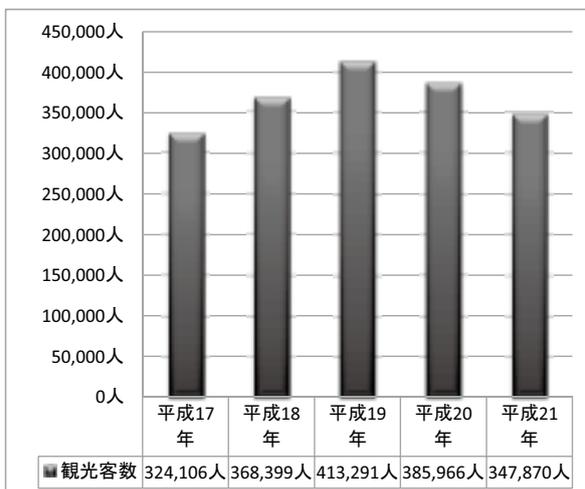
- 地元の食文化、食材などの発掘や町内外への積極的なアピールに取り組みます。
- 「七ヶ浜ブランド」確立のための支援体制を構築します。
- 本町の良さを体験できる観光スポットや食事処の紹介を行います。
- 本町の地域資源を生かした企業の誘致や福祉施設の誘致などにより、町民の雇用を創出します。

■七の市

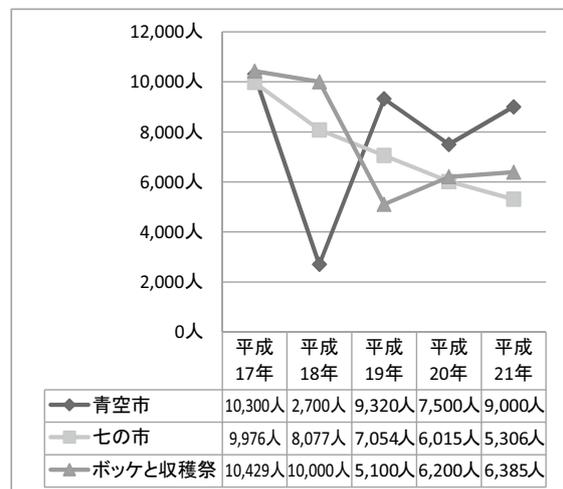
「七の市」は、皆様の食卓を華やかに彩る、旬の活魚や朝採り野菜など、新鮮食材を安全・安心・安価で提供しています。



■年間観光客数



■各種観光イベント来場者数の推移



第5章 政策目標		
基本目標	1	自然と調和したまちづくり
政策目標	2	七ヶ浜の産業を活性化する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

■地産地消のキーワード 「七ヶ浜の海産物」

「地産地消」とは、「地場生産・地場消費」を略した言葉で、地域の消費者需要に応じた生産と農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取り組みです。地産地消の利点として、産地が明確であるため安全な食材であること、輸送のための燃料の軽減により二酸化炭素の削減につながるなどが挙げられます。

本町は三陸海岸に面しており、水産資源が豊富で質のよい海産物が採れます。ポッケ以外に、本町の代表的な海産物を紹介します。

■うに・あわび

七ヶ浜産のうにやあわびは、味が良く、料亭や小料理店などで「七ヶ浜産」として重宝されています。



■海苔

海苔は、非常に栄養価の高い食品です。様々なビタミンのほか鉄分、カルシウム、タウリン、たんぱく質、アミノ酸、食物繊維など体に良い多くの栄養素を含んでいます。また、悪玉コレステロールや中性脂肪を減少させる効果があるといわれているβ-カロテンやEPA(イコサペンタエン酸)などが含まれております。

七ヶ浜産の海苔は、各家庭の食卓用として食されているほか、ご贈答用として人気があり、最近では、「海苔チップス」などのおつまみや、海苔を使用した「海のラー油」などが販売されています。

■海苔チップス

■海のラー油



第5章 政策目標		
基本目標	2	地球にやさしいまちづくり
政策目標	1	環境に配慮したまちづくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ	

基本目標 2 地球にやさしいまちづくり

政策目標 1 環境に配慮したまちづくりを推進する

1 目標設定の背景

昨今、様々な分野で地球温暖化などの環境問題が取り上げられています。既にその影響によると思われる気候変動や海面上昇、水産資源の変化などが発生しており、住民生活や産業などの様々な分野に影響が出ています。

また、古来、環境は自然の循環システムや自然浄化作用に任されてきましたが、経済の高度成長期を境に大きく悪化してしまいました。本町においても例外ではなく、ごみの不法投棄は今でも後を絶たない状況にあります。

このように世界規模で地球温暖化や環境問題が出始めている現在、本町においても、地球に住む一員として豊かな自然を次世代に引き継ぐため、環境に配慮したまちづくりを進めていかなければなりません。

2 目標達成のための基本方針

- できるだけごみを出さない(リデュース)、繰り返し使用する(リユース)、資源に再生する(リサイクル)の3R(注)を推進します。
- 環境保全に関する啓発やごみポイ捨て防止などのモラルを高め、自然との共存ができるまちづくりを推進します。
- 地球温暖化防止のため、化石燃料の使用による二酸化炭素などの温室効果ガスの増加や森林の伐採による二酸化炭素の吸収減少を抑えるよう取り組みます。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 循環型社会の推進

- 広報やイベントなどを利用し、省エネルギーや3R活動の啓発に取り組みます。
- 生ごみの堆肥化など廃棄物の有効利用に取り組みます。

(2) 環境美化の推進

- アドプト制度による住民との協働により、環境美化を推進します。
- ごみの不法投棄を防止し、住民一人ひとりの環境に対する意識付けを高めるよう取り組みます。

■3R

3Rとは、リデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取ったもので、循環型社会を推進するにあたり欠かせない要素の一つです。

リデュース(廃棄物の発生抑制) できるだけごみになるものを減らし、ごみを出さないようにします。

リユース(再使用) ものを繰り返し使うことにより、ごみが出るのを少なくします。

リサイクル(再生利用) ごみを分別回収し、資源として活用します。

第5章 政策目標		
基本目標	2	地球にやさしいまちづくり
政策目標	1	環境に配慮したまちづくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ	

(3) クリーンエネルギーの推進

- 環境への負荷が少ないクリーンエネルギーへの転換について推進します。
- 国や県などのクリーンエネルギー化助成制度の周知や利用啓発に取り組みます。
- LED電球(注)の導入により、二酸化炭素の削減に取り組みます。

■LED電球

LED電球とは、発光ダイオードを使用した電球のことで、一般的な白熱電球と比べると消費電力が少なく長寿命であるため、経済的かつ環境に配慮した製品です。各メーカーから発売されたことに伴い低価格化が進み、各家庭に普及しつつあります。

LED電球の導入にあたっては、発光方式が異なることや形状が若干異なるため既存電球との交換の際は確認が必要ですが、低炭素社会に向けた取り組みの手段として欠かせない製品のひとつとなっています。

4 住民と行政の協働

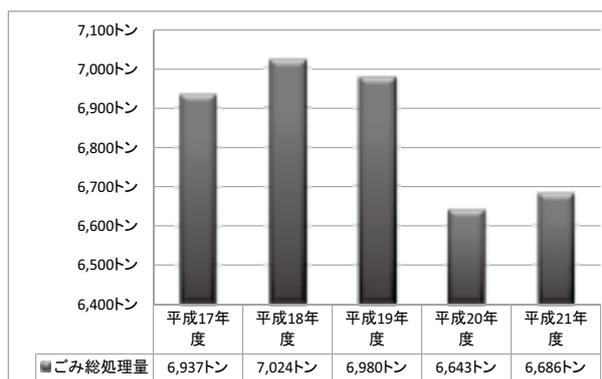
□住民

- 3Rを正しく理解し、家庭から取り組んでいきます。
- クリーンサポートプログラムへの参加など、身近で出来る環境保全への取り組みに参加します。
- 不要な照明のスイッチをこまめに消すなど、省エネルギー活動を実践します。

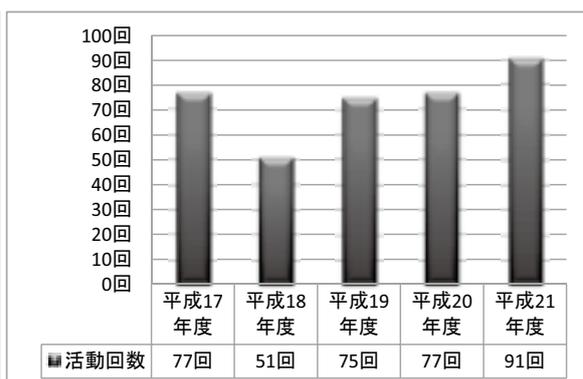
□行政

- 環境保全対策などに関する情報提供や環境保全事業のサポートに取り組みます。
- リサイクル可能な資源の回収率向上を図ります。
- 公共施設のLED電球の導入について取り組みます。

■ごみ年間総処理量



■クリーンサポートプログラム活動回数



第5章 政策目標

基本目標	2	地球にやさしいまちづくり
政策目標	1	環境に配慮したまちづくりを推進する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ

■子どもたちからのメッセージ[2]

■エコ活動を活発化させよう(向洋中学校)

ジョイント5(注)の一環として実施している「ふるさと子どもゆめ議会」の発表の中に、向洋中学校から、「エコ活動を活発化させよう」という提言がありました。

本校では、4月からペットボトルのフタ回収を行っており、半年程度で10,000を超える数が集まったそうです。リサイクルするために、フタのシールをはがし、洗って乾かして数えるという自分たちで行っていますが、大変な作業なようです。

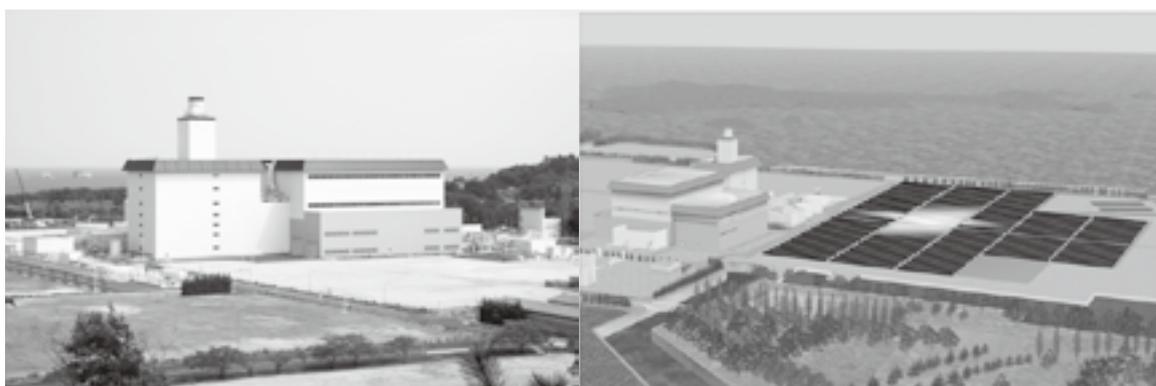


しかし、エコに対する意識は高まっており、町全体のペットボトルのフタの回収を活発化させるため、回収ステーションを設置し、回収ボックスを用意することにより、多くの人が気軽にリサイクルに参加する体制を作ることができないかという提言であり、大変参考になるアイデアです。

このような子どもたちからのメッセージを、これからの地球にやさしいまちづくりへの取り組みに生かしていく必要があります。

(注)ジョイント5の詳細につきましては、60頁「子どもたちの能力を伸ばし育む教育を充実する」参照

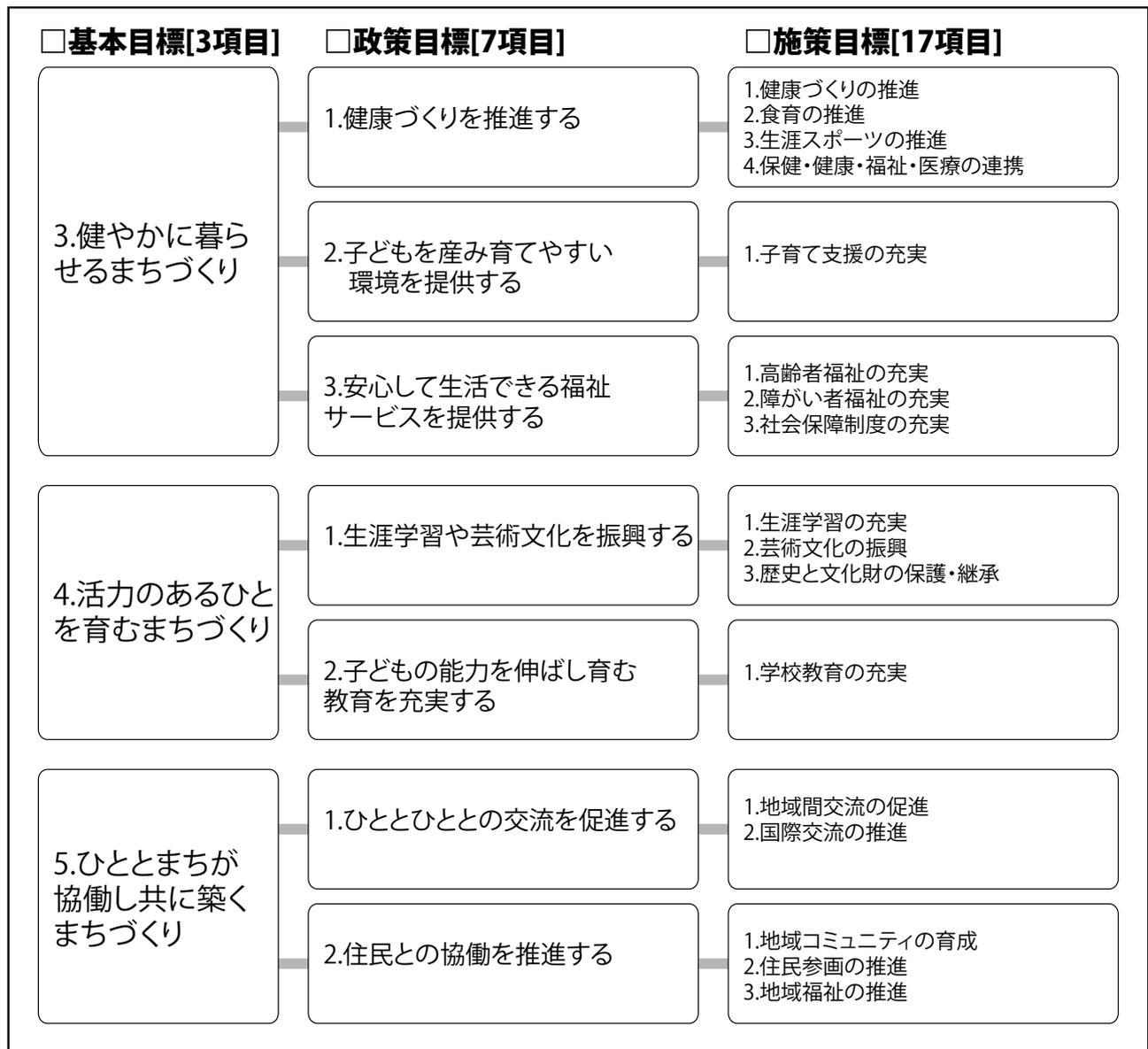
■企業における環境に配慮したまちづくりへの取り組み(仙台火力発電所)



東北電力(株)は、昭和34年10月に運転を開始し、本町のまちづくりに大きく貢献した石炭火力に変わり、平成22年7月に天然ガスを燃料とした発電所(写真左)の運転を開始しました。今回の仙台火力発電所のリプレースにおいて採用したコンバインドサイクル方式は、ガスタービンによる発電と蒸気タービンによる発電を組み合わせたものです。さらに、燃焼ガス温度上昇のためのガスタービン改良や、燃焼温度上昇のための燃料ガス加熱システムの導入により、世界最高水準の熱効率58%を達成しています。また、燃料は、二酸化炭素排出量の少ない天然ガスを使用しており、従来の石炭火力と比べ二酸化炭素排出量を半分以下に低減することができました。

同社では、同エリアの隣接地に太陽光発電所(図右)の建設も予定しており、企業レベルにおいて環境に配慮したまちづくりへの取り組みが進められています。

□ひと-人間らしく生きる



第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	1	健康づくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

基本目標 3 健やかに暮らせるまちづくり

政策目標 1 健康づくりを推進する

1 目標設定の背景

生活習慣やライフスタイルの変化により、私達の健康を取り巻く環境が変化しており、高齢化社会を迎えた中で住民の健康に対する関心が高まっています。

心身ともに健康に生活するためには、増えつつあるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病などにかからないための生活習慣の見直しが求められています。また、病気や介護に陥らないために、日頃から健康に役立つことに取り組むことが必要となっています。

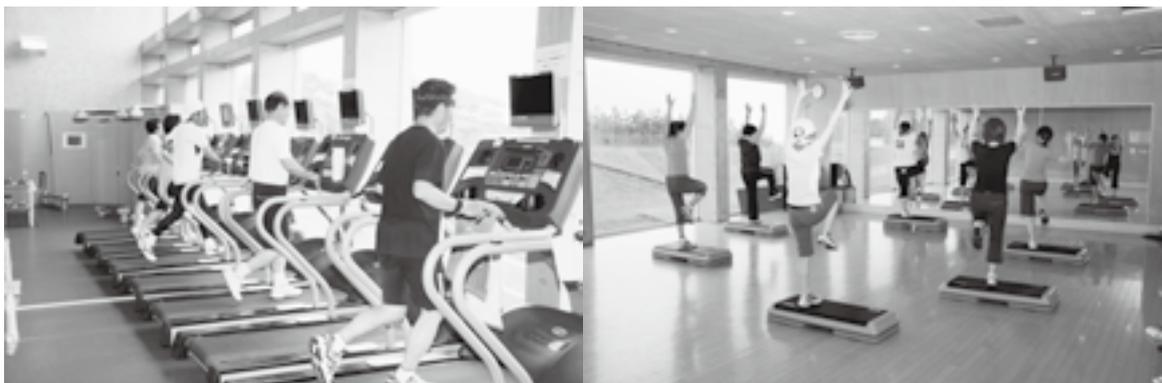
健康はすべての町民の願いであり、町民一人ひとりが生涯にわたり元気で充実した日常生活を過ごし、健康寿命の延伸および生活の質の向上を図り、心豊かな人生を送ることが求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 町民一人ひとりの健康な生活習慣に向け、住民が主体的に健康増進活動を実践できる環境づくりに取り組みます。
- 健全な食生活の実践を通じて、心身の健康増進を目指します。
- 食を通じて感謝の心を育み、豊かな人間形成を目指します。
- 小さい頃からの食育により、健康に生活するための土台づくりに取り組みます。
- 生涯スポーツを推進し、健康で元気な町民を増やします。

■七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」

「アクアリーナ」のコンセプトは、「心の健康」と「からだの健康」。気軽に取り組めるスポーツや競技スポーツのトレーニングの場など幅広い年代層をターゲットに、エアロビクスやストレッチ、各種レッスンなどを用意しています。



第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	1	健康づくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

3 目標達成のために必要な施策

(1) 健康づくりの推進

- 生活習慣病予防のための各種健診(検診)を実施し、適切な指導を行います。
- 生活習慣を見直すきっかけ作りとして、健康増進に関する情報提供を行います。
- 介護や医療に頼ることなく、生涯現役を目指した健康増進に取り組みます。

(2) 食育の推進

- 年代に応じ、健全な食生活に必要な知識の習得と実践する力を育成します。
- 食育を推進するため、地産地消に取り組みます。

(3) 生涯スポーツの推進

- 気軽にできるスポーツを通じて介護予防や心身の健康を図ります。
- ウォーキングなどの有酸素運動やストレッチ、筋力トレーニングなど家庭で気軽にできる運動の普及に取り組みます。

(4) 保健・健康・福祉・医療の連携

- 個人個人の健康状態を把握し、訪問や適切なサービスの説明をするなど、住民が利用しやすい環境を構築します。
- 保健指導に関する合同実施などにより、住民と行政とが問題意識を共有できる仕組みについて取り組みます。
- 夜間・休日救急急患体制について、広域的に取り組んでいきます。
- 新型インフルエンザなど新たな感染症の対応について、各分野と連携しながら迅速に進めます。
- 保健・健康・福祉・医療の連携を強化し、病気の早期発見にとどまらず健康を増進し、生活の質の向上を図ります。

■チャレンジデー

「チャレンジデー」とは、毎年5月の最終水曜日に人口規模がほぼ同じ自治体同士が15分以上継続して身体運動を行った住民の参加率を競い合う、ユニークな住民総参加型のスポーツイベントです。



第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	1	健康づくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

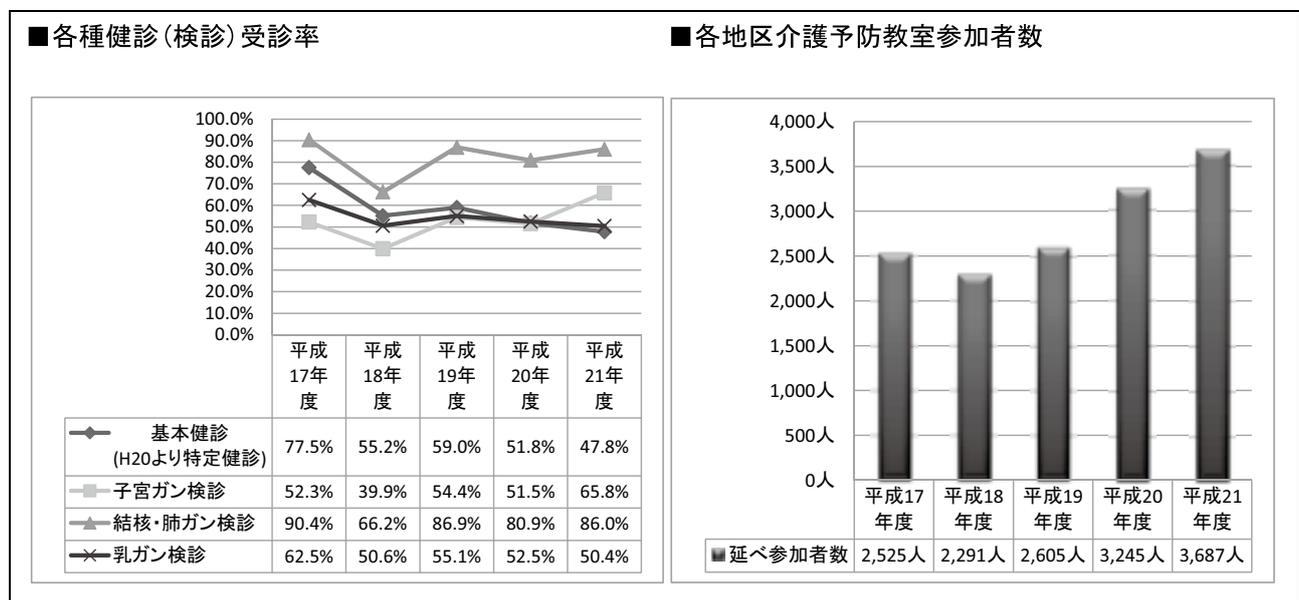
4 住民と行政の協働

□住民

- 健診(検診)を積極的に受診することにより自分の健康状態を理解し、生活習慣の改善に取り組めます。
- 病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、身近にできるボランティアとして献血に協力します。

□行政

- 県内で一番小さい町だからこそできる、顔と顔を合わせた、住民一人ひとりに対するケアを大切にします。
- 住民が健康になるためのきっかけづくりを行い、ボランティアに取り組む方を支援します。
- 健康づくりの情報の発信や、健康づくり事業のPRや参加を呼びかけます。
- 健康診査の受診しやすい体制や健康相談指導体制の一体化に取り組めます。
- ライフステージに応じた食育に関する情報提供や啓発に取り組めます。
- 年代を問わない生涯スポーツの場の提供を行います。



第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	1	健康づくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

■地産地消のキーワード 「食育」

「食育」とは、心身の健康と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てるということです。

本町では、食育推進計画を策定し、食育に取り組んでいます。食育を推進するにあたりキーワードとなる用語について、食育推進計画より紹介します。

■朝食の欠食

朝食を食べることによって、眠っていた身体や頭が目覚め、動き始めます。朝食を食べないと、午前中に必要なエネルギーが十分補給されないため、体調を崩しやすくなったり、仕事や勉強がはかどらなくなったりします。また、1日に必要な栄養をバランスよく摂ることが出来なくなることもあります。

■孤食

「孤食」とは、家族と一緒に暮らしていても、親と子どもが違う時間にそれぞれ食事をすることを示します。一人で食べると、楽しく食事が出来ないばかりでなく、好きなものばかり食べるため、栄養がバランスよくとれず、食事のマナーも身に付かないと言われています。

■学校および保育所での地産地消への取り組み

学校給食や保育所では、子どもたちの健やかな成長のために、栄養のバランスを考慮したメニューに取り組んでいます。学校給食や保育所での地産地消への取り組みとしては、食材の一部に地場産品を使用し、地域の自然や食文化、産業に関する理解を深めています。また、生産地見学会などを実施し、地域で生産される農産物の種類・出荷時期などの情報を収集し、地場産品の活用に努めています。

■保育所での昼食



第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	2	子どもを産み育てやすい環境を提供する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ	

政策目標2 子どもを産み育てやすい環境を提供する

1 目標設定の背景

少子化や核家族化が進む中で、出産や育児、子育てに不安を抱えている人達が増えています。家庭環境や社会環境が変化し親の価値観も多様化する中で、安心して子どもを産み育て、家庭や地域の見守りの中で健やかに成長できる環境づくりが望まれています。

2 目標達成のための基本方針

- 安心して子どもを産み育てていくことに喜びを感じ、親子が健やかに暮らせるまちづくりの実現に取り組みます。
- 妊娠から出産・育児まで継続的なケアを行い、気軽に相談できる場の提供に取り組みます。
- 「つどう」（子どもと親の成長を支える場づくり）・「つながる」（地域における子育て支援のネットワークづくり）・「ささえあう」（子育てを応援する地域づくり）を推進します。
- 仕事と生活の調和を図り、仕事にやりがいや充実感を持ちながら、多様な生き方が選択できるまちづくりに取り組みます。

■親子ふれあいフェスタ

子育て仲間が一同に集い、交流を深めながら互いに学び、支えあうための子育てネットワークづくりを目的として開催しています。



第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	2	子どもを産み育てやすい環境を提供する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ	

3 目標達成のために必要な施策

(1) 子育て支援の充実

- 妊娠から出産・育児まで気軽に相談できる窓口を充実します。
- 子育てママの交流の場の提供や子育てサークルの紹介を行います。
- 子育てを応援するための各種助成を行います。
- 仕事をしながら子育てができるための保育や放課後児童保育の充実に取り組みます。

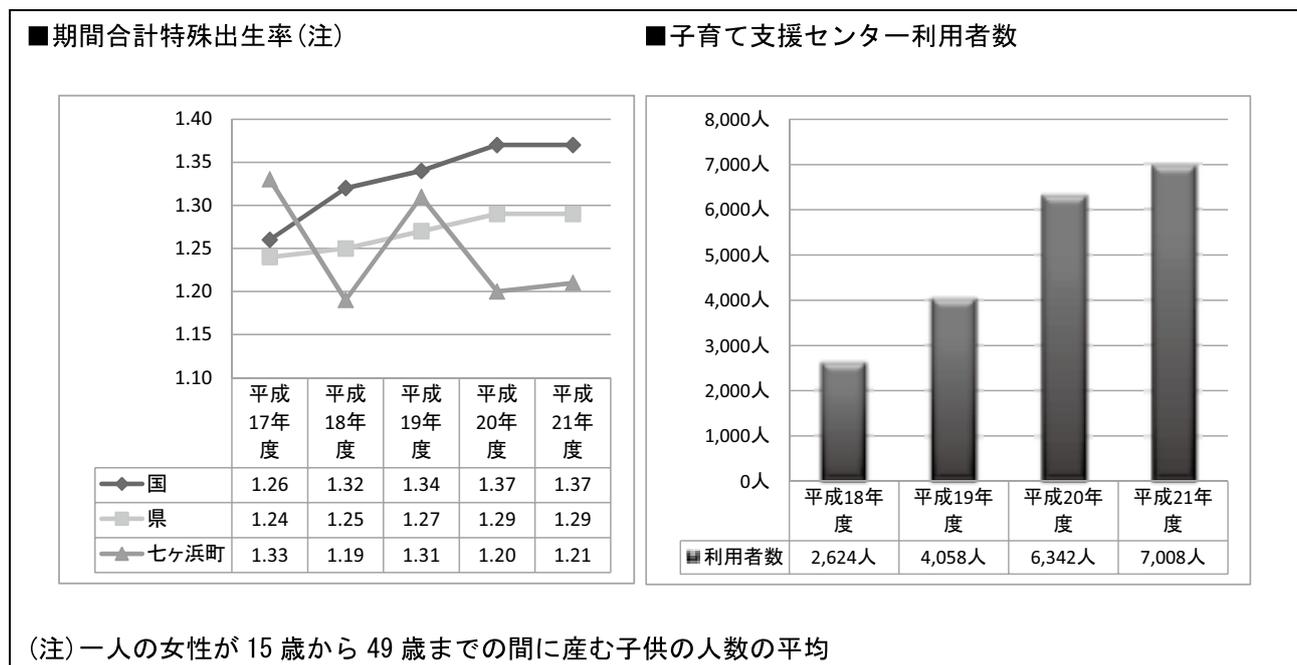
4 住民と行政の協働

□住民

- 地域内での交流を通じて、子育て相談ができる体制づくりや子どもたちを見守る体制づくりに参加します。

□行政

- 子育て支援センターを拠点として、子育て相談事業の充実を図り、子育てにおける不安を取り除き、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 育児サークルなどへの支援およびその方々から得た情報を共有し、住民同士が子どもを産み育てやすい環境整備を構築します。
- 子育てに関する各種助成制度の適切な運用に努めます。



第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	3	安心して生活できる福祉サービスを提供する
政策ゾーン		<input type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input checked="" type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ

政策目標3 安心して生活できる福祉サービスを提供する

1 目標設定の背景

核家族化が進むにつれて高齢者のみの世帯が増加し、高齢者の要介護者を高齢者が介護するという「老老介護」が顕在化しています。

高齢者や障がい者など、支援の必要な方が不安のない生活を送るためには、様々なニーズに対応できる福祉サービスが必要であり、安定した社会保障制度の基盤づくりが求められています。

その一方、ほとんどの社会保障制度は国により定められているものの、町独自の福祉サービスも実施しており、事業の効果や本来町独自で実施すべきか、あるいは、受益者負担の不公平はないかなど、内容を充実しつつも適正な事業のあり方が求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 地域福祉計画や高齢者福祉計画、障害者計画などに基づき、行政と地域住民とが一体となり、地域社会を支えあうまちづくりを目指します。
- 高齢者や障がい者など、支援の必要な住民が安心して生活できる各種制度の運用について、随時見直しを行います。
- 障がいのある方が、社会の構成員として地域で共に暮らし、自らの意思により自分の生き方を主体的に選択できる社会を目指します。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 高齢者福祉の充実

- 要介護にならないための高齢者の生きがいづくりや介護予防を主とした事業に取り組みます。
- 介護サポーターなどの養成に取り組みます。
- 介護保険などによりきめ細かなサービスを充実する一方、元気で暮らすための介護予防の施策について、行政、地域、住民が一体となり推進します。

(2) 障がい者福祉の充実

- 障がいの有無に関わらず、地域で安心して生活できるよう推進します。
- 授産施設など障がい者が生きがいを持てる場や情報の提供を行います。
- 障がいのある方の社会参加支援や、状況に応じたサービス提供に取り組みます。
- 障がい者の社会参加と就労支援に取り組みます。

(3) 社会保障制度の充実

- 住民が安心して生活できるために、様々な社会保障制度に基づく適正な運用に取り組みます。
- 社会保障制度の改正時における迅速な情報の周知や、住民が不利益とならないような適切な手続きの支援に取り組みます。

第5章 政策目標		
基本目標	3	健やかに暮らせるまちづくり
政策目標	3	安心して生活できる福祉サービスを提供する
政策ゾーン	<input type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input checked="" type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ	

4 住民と行政の協働

□住民

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を地域で見守るコミュニケーションづくりに参加します。

□行政

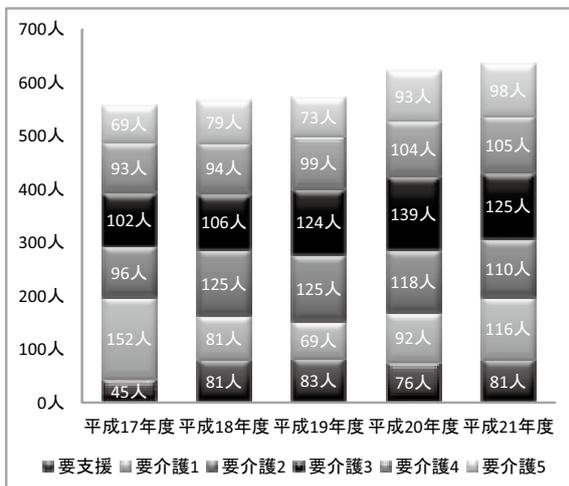
- 住民個々の状況を把握し、迅速な福祉サービスの情報提供を行います。
- 福祉制度や福祉サービスの情報を分かりやすく発信します。
- 社会福祉協議会や関係機関と連携を図り、制度を有効利用できるように相談業務の充実を図ります。

■あさひ園祭り

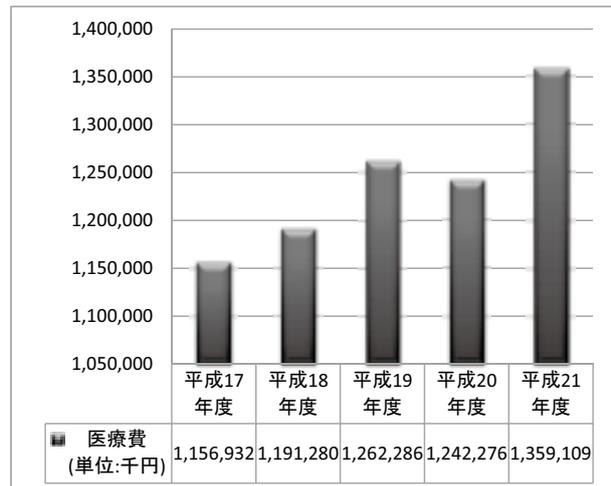
あさひ園祭りは、障害者地域活動支援センター「あさひ園」において毎年開催しているもので、各種アトラクションのほか、模擬店、バザーなど行っており、ボランティアの皆様の協力により、バザー品や野菜などの提供、当日の運営などお手伝いいただいております。



■要介護者認定数(各年3月31日現在)



■国民健康保険における医療費



第5章 政策目標		
基本目標	4	活力のあるひとを育むまちづくり
政策目標	1	生涯学習や芸術文化を振興する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

基本目標 4 活力のあるひとを育むまちづくり

政策目標 1 生涯学習や芸術文化を振興する

1 目標設定の背景

社会環境の変化により、学習の多様化や専門的知識などへの住民ニーズが変化し、個人の感性や感覚を磨くことへの欲求が高まっています。また、いにしえより伝わる歴史に対する関心も高まっています。

人間らしい豊かな心を育て、いきいきとした生き方を歩むためには、生涯学習や芸術文化などに慣れ親しむことが重要であり、気軽に生涯学習に取り組み、芸術文化や本町の歴史に触れることのできる機会が求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 生涯学習や芸術文化を通じて生きがいを持ち、より人間らしく生きることのできるまちづくりを推進します。
- 住民の学習意欲を促進し、学習の多様化による住民ニーズの変化に適切に対応します。
- 身近な場所で芸術文化に触れ参加できる機会をつくることで、住民の芸術文化に対する意識の向上を図ります。
- いにしえより伝わる本町の歴史や文化財を保護継承します。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 生涯学習の充実

- 年齢の段階に応じた生涯学習事業に取り組みます。
- 地域や各種団体の主体的な生涯学習への取り組みを支援します。
- 学習意欲を促進するため、住民ニーズを考慮した本の貸し出しに取り組みます。

(2) 芸術文化の振興

- 幅広いジャンルの芸術文化の体験の場を提供します。
- 様々な公演や舞台などにより、質の高い芸術を発信します。
- 舞台芸術育成事業や住民参加型事業に取り組みます。

(3) 歴史と文化財の保護・継承

- 先人たちの地域財産を守り、未来の子ども達に伝承します。
- 本町の郷土文化を再認識し、新たなまちづくりに活用します。

4 住民と行政の協働

□住民

- 生涯学習や芸術文化に興味を持ち、気軽に参加します。

□行政

- 住民の学習ニーズに対するコーディネーター的役割を担います。
- 生涯学習や芸術文化、歴史や文化財などに触れることのできる場の提供を行います。

第5章 政策目標

基本目標	4	活力のあるひとを育むまちづくり
政策目標	1	生涯学習や芸術文化を振興する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ

■インターナショナルデイズ

「インターナショナルデイズ」では、その年のテーマ国を設定し、「国際交流」と「国際貢献」にスポットをあて、その国や地域を芸術文化など様々な角度から紹介しています。

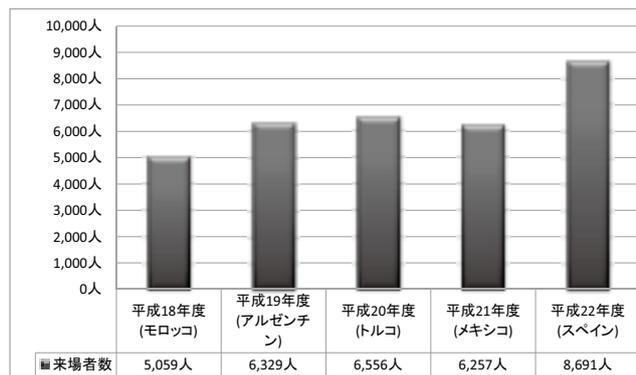
■2009「メキシコ」(写真左:メキシコ写真展・写真右:メキシコ民族舞踊と音楽の公演)



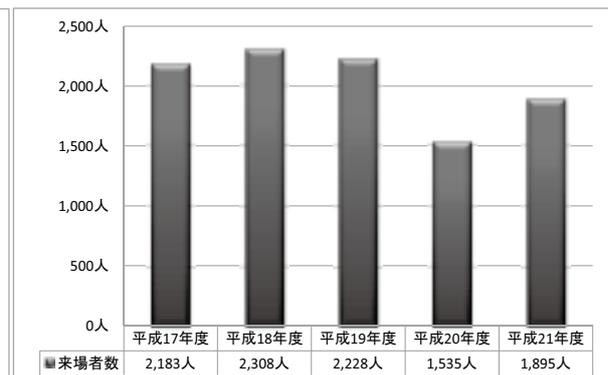
■2010「スペイン」(写真左:フラメンコ公演・写真右:砂絵のワークショップ)



■七ヶ浜国際村インターナショナルデイズ来場者数



■生涯学習フェスティバル来場者数



第5章 政策目標		
基本目標	4	活力のあるひとを育むまちづくり
政策目標	2	子どもの能力を伸ばし育む教育を充実する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

政策目標2 子ども能力を伸ばし育む教育を充実する

1 目標設定の背景

これからの時代を担う子どもたちが、豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育み、可能性を引き出すことは、まちづくりの根幹に関わることであり、行政と地域住民が一体となり力を注いでいかなければなりません。

一人ひとりの長所を伸ばし、様々な経験を通して心身ともに健全な子どもを育み、能力や可能性を引き出していくことが求められています。

2 目標達成のための基本方針

- ジョイント5(注)の5本柱である「健全育成」、「授業づくり」、「ふるさと活動」、「広報活動」、「開放講座」に基づき、21世紀をたくましく生きる力とゆたかな心を育みます。
- 職場見学、職場体験により、勤労観、生きがい、人間教育、自分づくりを養います。
- 「はやね・はやおき・あさごはん」を推進します。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 学校教育の充実

- 世代間交流授業や体験学習を行い、本町ならではの教育を推進します。
- 基礎学力や基礎体力の向上により、子どもたちの健全育成を図ります。
- 給食を通じて食育や地産地消に取り組みます。

4 住民と行政の協働

□住民

- 地域社会の一員として、子どもを地域で見守ります。

□行政

- 学校教育や社会教育を充実させ、子どもたちが様々な体験を可能とするカリキュラムに取り組みます。
- 就労体験学習などにより、多面的に子どもたちの可能性を伸ばせるよう取り組みます。

■ジョイント5

「ジョイント5」とは、町内の小中学校5校が連携して七ヶ浜町らしい地域の特性に密着した個性と特色ある教育を推進する事業のことで、小中連携授業やふるさと子どもゆめ議会などに取り組んでいます。

第5章 政策目標		
基本目標	4	活力のあるひとを育むまちづくり
政策目標	2	子どもの能力を伸ばし育む教育を充実する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

■子どもたちからのメッセージ[3]

ジョイント5(注)の一環として実施している「ふるさと子どもゆめ議会」の中で、次のような提言がありました。

■七ヶ浜をあいさついっぱいのに(汐見小学校)

汐見小学校では、あいさつの「あ」、時間の「じ」、身だしなみの「み」、言葉づかいの「こ」、姿勢の「し」の最初の文字を取った「あじみこし」を合言葉に、明るい笑顔がいっぱいの学校にしようとあいさつ運動に取り組んでいます。



朝のあいさつについて、同校の6年生を対象にアンケート調査をした結果、「おはよう」とあいさつされると、今日も一日がんばろうと前向きな気持ちが出てきたり、あいさつをされるとうれしくなり、友達との関係がよくなったりすると感じていることが分かったそうです。

そこで、あいさつ運動を積極的に進めるため、生活委員会のメンバーが、毎週水曜日に朝のあいさつ運動を行っている活動を一歩進めて、学級ごとに日を決めて、朝、登校してくる人たちに「おはようございます」と元気よくあいさつする活動を展開します。また、みんなのお手本となるあいさつをしている人を「あいさつマスター」に認定し、パッチをつけてもらうというものです。

このようなあいさつ運動を町全体で行ってみたいかどうかという内容であり、「ひととひと」とのコミュニティを築いていくためには、大変参考となるアイデアです。

■避難所生活・避難誘導訓練を通じて防災意識を高めよう(七ヶ浜中学校)



七ヶ浜中学校では、これまでに、避難所生活を体験することを通じて、防災意識を高める取り組みをしてきました。体育館を利用し、より厳しい条件での体験を考え、1人が使える体育館の面積を昨年より狭くして1.1平方メートルとし、生徒全員で過ごしました。

今回は、夏場の暑い中での避難を想定したこと、前回の反省である水飲み場が混雑したこと、体育館トイレが混雑したことから、自分たちで水筒に飲み物を準備したり、校舎のトイレを使用可能にしたりと改善を

加えた結果、授業の移動をはじめ、給食の配膳をとともスムーズに行うことができたそうです。

また、新たに避難誘導にも取り組み、生徒会執行部が地区ごとに整列させ、人数の確認ののち体育館に誘導するものです。1日を通じて避難所体験と避難誘導訓練を行い、前回以上に各委員会の自主的な活動が生かされ、混乱もなく1日を終えることができたそうです。

このような実践型の訓練は、今後の防災を考えていく中で大変参考となるものであり、子どもたちが肌で感じた体験を、これからのまちづくりに生かしていく必要があります。

第5章 政策目標		
基本目標	5	ひととまちが協働し共に築くまちづくり
政策目標	1	ひととひととの交流を促進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

基本目標 5 ひととまちが協働し共に築くまちづくり

政策目標 1 ひととひととの交流を促進する

1 目標設定の背景

本町は、高山外国人避暑地や姉妹都市プリマスとの国際交流により、他の町にはない「ひととひと」との交流が進んでいます。

国際交流などを通して、異文化に触れ、新しい価値観を理解することは、自分自身の新たな可能性やふれあいの大切さに気づくきっかけとなり、「ひととひと」との関係を理解する上での新たな発見につながるのではないのでしょうか。

2 目標達成のための基本方針

- 普段の生活と異なる自然や生活、文化などの体験により、「ひととひと」とのふれあいの大切さや豊かな心を育みます。
- 国際交流により、文化や習慣などの違いを理解し、新たな価値観の発見や感性を磨くきっかけづくりに取り組みます。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 地域間交流の促進

- 子どもたちや住民が他地域の文化や人とふれあい、豊かな心を育みます。
- 生活スタイルの違う地域との交流を促進し、人とのふれあいの大切さを理解します。

(2) 国際交流の推進

- セヶ浜国際村を拠点とし、姉妹都市だけではなく世界の国々の文化を紹介し、住民との交流を深めます。
- 他国の生活にふれることにより、生活習慣などの違いを理解し、学ぶべき点は自分たちの生活の中に取り入れます。

4 住民と行政の協働

□住民

- 地域間交流や国際交流など「ひととひと」との交流に参加します。

□行政

- 国際交流や地域間交流のきっかけづくりに取り組みます。
- 町民の国際交流や地域間交流などの活動支援を行います。

第5章 政策目標

基本目標	5	ひととまちが協働し共に築くまちづくり
政策目標	1	ひととひととの交流を促進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

■姉妹都市プリマスとの国際交流事業

本町は、1990年10月3日にアメリカ合衆国マサチューセッツ州プリマスと姉妹都市を締結し、青少年海外研修などの国際交流事業を行っています。



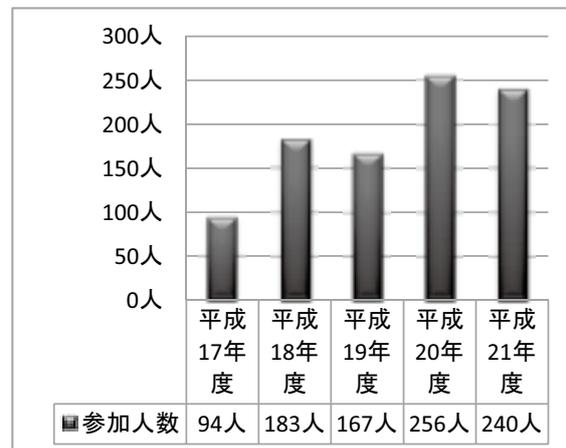
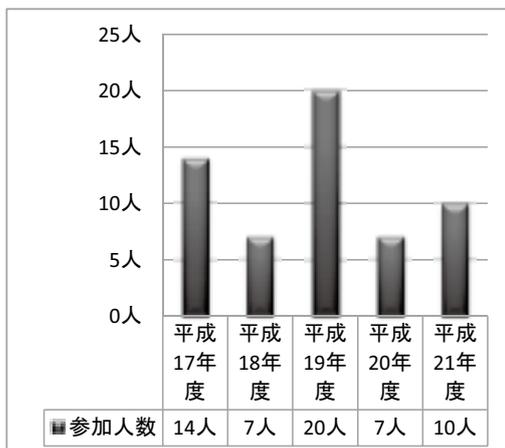
■山形県朝日町との地域間交流事業

「海の町七ヶ浜」の小学生と「山の町山形県朝日町」の小学生がお互いの町を訪問し、体験学習を通して交流を深めることを目的として、平成14年から地域間交流事業を行っています。



■姉妹都市交流事業(青少年海外研修など)参加人数

■山形県朝日町との交流参加者数



第5章 政策目標		
基本目標	5	ひととまちが協働し共に築くまちづくり
政策目標	2	住民との協働を推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

政策目標2 住民との協働を推進する

1 目標設定の背景

本町は、計画的かつ効率的な行政サービスを目指し日々取り組んでいます。社会保障費などの増大により、限られた財源の中で現在の仕組みのまま全ての住民ニーズに対応することは、非常に困難な状況にあります。

これからのまちづくりは、行政と地域住民の役割を明確にし、行政や住民だけでは解決できないことをお互いに補いながら、共に協力し合い、協働による課題解決に取り組んでいくことが求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 「ひととひと」、「ひととまち」がつながり支えあうまちづくりに取り組みます。
- 「ひととひと」とのふれあいの中から地域コミュニティを構築し、地域のきずなを強めます。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 地域コミュニティの育成

- 地域を活性化することにより、地域の力を高めます。
- 「ひととひと」とのつながりを大切にするために、地域ボランティアを育成します。
- 地域主体のまちづくりを推進するため、地域リーダーの育成に取り組めます。

■ 湊浜子供の日区民まつり・フライングシューズ大会

「湊浜子供の日区民まつり」(写真左)は、湊浜地区独自で開催している運動会です。年代を問わず幅広い交流を行っています。

「フライングシューズ大会」(写真右)は、境山地区と遠山地区が合同で開催しているスポーツイベントです。5人1組で点数入りの的に長靴を手で投げ飛ばし得点を争う競技により、地域のコミュニティを推進しています。



第5章 政策目標		
基本目標	5	ひととまちが協働し共に築くまちづくり
政策目標	2	住民との協働を推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

(2) 住民参画の推進

- 住民参画による行政を目指し、住民主体のまちづくりを推進します。
- 男女共同参画の趣旨に基づき、社会のあらゆる活動に参画できる機会の確保に取り組みます。

(3) 地域福祉の推進

- 地域のきずなにより、住民が安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。
- 多様な生活課題への対応や地域の課題解決のために地域の福祉力を向上し、住民・地域・行政が一体となって取り組みます。

4 住民と行政の協働

□住民

- 「地域の課題は地域で」という趣旨のもと、地域活動に積極的に参加します。
- 身近にできるボランティア活動に参加します。
- 選挙での投票をはじめ、まちづくりの会議や活動に参加します。

□行政

- 地域のきずなを高めるための支援に取り組みます。
- 福祉の課題について、行政、関係機関、地域が一体となり、情報共有や意見交換を行う場の提供を行います。
- 地域リーダーの育成に取り組みます。

■災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

七ヶ浜町社会福祉協議会は、災害が発生した際の災害ボランティア受付および災害ボランティア要請に対しボランティア参加者を送り出すための実践型訓練を行っています。



第5章 政策目標

基本目標	5	ひととまちが協働し共に築くまちづくり
政策目標	2	住民との協働を推進する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ

■「住民と行政の協働」取り組み事例(七ヶ浜町社会福祉協議会)

七ヶ浜町社会福祉協議会(以下、「社協」と表記)は、住民、地域、行政と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいます。また、住民と行政のパイプ役として、様々な福祉サービスに取り組んでいます。

社協では、平成21年4月に策定した「七ヶ浜町地域福祉計画」と連動し、平成21年5月に「七ヶ浜町地域福祉活動計画」を策定しました。地域福祉活動計画は、地域福祉に関する具体的な取り組みをまとめたもので、「住民参加による“まごころで支えあう地域のきずな”づくり」を基本理念とし、ボランティア活動の推進や子育て支援の推進など5つの基本目標を掲げています。基本目標の一部を紹介します。

■福祉教育の充実

地域福祉を推進するためには、相手の立場になって何ができるのか、どのように助けあうのかという理解が必要ですが、社協では、障がいや高齢者の立場になって考えてもらうことを目的として、小中学生を対象にキャップハンディ(ハンディキャップの言葉を入れ替えたもの)体験に取り組んでいます。車椅子での移動体験や車椅子に乗せるための介助体験などを行っています。それ以外にも、地域住民を対象とした福祉出前講座や各種講習会などを行っています。



■いきいきサロン活動(つどいの場づくり)の推進



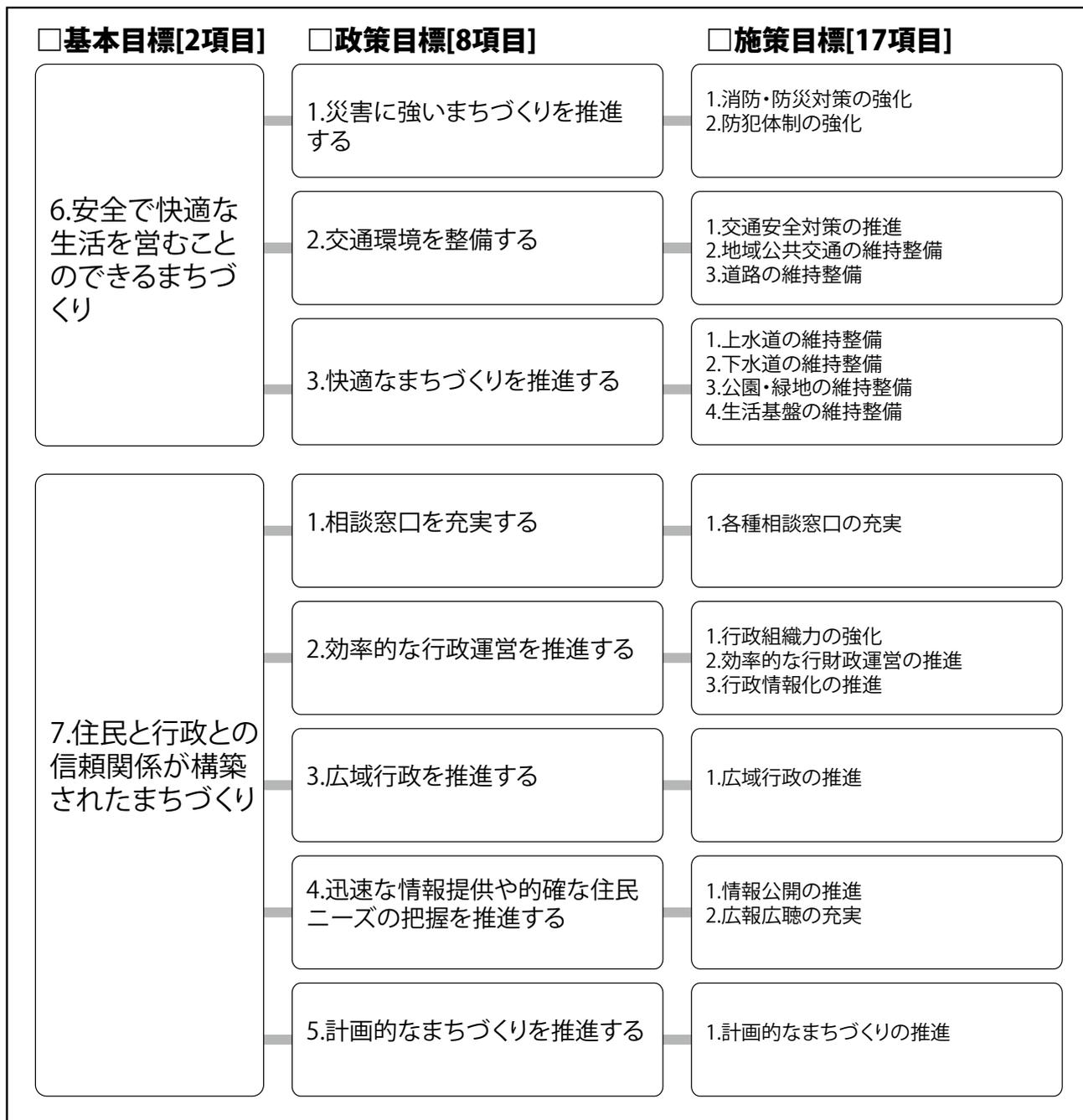
地域に誰もが気軽に集まりやすい場所を設け、高齢者だけでなく子育て家庭や子どもたちも集うことが出来る拠点づくりとして、いきいきサロン活動(つどいの場づくり)に取り組んでいます。介護予防活動を目的とした「いきいきサロン代ヶ崎」や町内の一人暮らし高齢者の閉じこもり予防を目的として「土曜喫茶室」などに取り組んでいます。

■地域ささえあい活動

昔は隣近所でいろいろ助けあいながら生活してきていましたが、住民意識の変化などにより、他の家のことには立ち入らない方が良くと思うようになっています。

このような中、社協では、一人暮らしをしている人や高齢者二世帯で一人が介護認定を受けているなどの理由で、家事が不便になっている人のために軽度生活支援事業のヘルパー派遣を行ったり、在宅の認知症高齢者や障がいのある方で日常生活に不安をおもちの方の様々な相談に応じたりするため、「まもり一歩」(日常生活自立支援事業)に取り組んでいます。

□まち-快適で住みやすい



第5章 政策目標		
基本目標	6	安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり
政策目標	1	災害に強いまちづくりを推進する
政策ゾーン	<input type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ	

基本目標 6 安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり

政策目標 1 災害に強いまちづくりを推進する

1 目標設定の背景

宮城県沖地震は、これまで25～40年という比較的短い間隔で周期的に発生しており、近い将来、高い確率で再び発生することが予想されています。また、地球温暖化が原因と言われているゲリラ豪雨など、様々な自然災害の脅威に対し、生活基盤を守っていく必要があります。特に、地震などの災害発生直後は、阪神大震災などの教訓から、従来型の行政主導での取り組みは不十分であり、住民や地域による自主的な取り組みが求められています。

安全で安心な生活を営むことは、まちづくりの基本であり、懸念される宮城県沖地震などの大規模災害などから、住民の生命、身体、財産を守るため住民と地域、行政とが一体となり取り組んでいくことが求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 住民の安全で安心な生活を確保し、災害に強いまちの基盤づくりを推進します。
- 災害の規模が大きくなればなるほど行政の対応力は小さくなることから、自主防災組織などによる地域の力を生かした防災に取り組みます。
- 災害時に被災して業務遂行能力が低下した状況下においても、必要な業務資源の確保により、住民の生活に支障を来さない行政サービスの継続的な提供に取り組みます。

■自主防災組織による訓練(汐見台地区)

自主防災組織では、様々な災害を想定し、地区の事情に応じた避難訓練を行っています。



第5章 政策目標		
基本目標	6	安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり
政策目標	1	災害に強いまちづくりを推進する
政策ゾーン	<input type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ	

3 目標達成のために必要な施策

(1) 消防・防災対策の強化

- 行政をはじめ、地域、住民が緊急時において的確な対応ができるよう相互に連携し、防災訓練などの実践型訓練に取り組みます。
- 高齢者や障がい者など、避難の際支援が必要となる方(要援護者)を事前に把握するなど、災害時要援護者対策に取り組みます。
- 建築物の耐震化を促進するために補助制度を周知し、一般木造住宅の耐震化率の向上に取り組みます。
- 災害発生に備え、災害ボランティアとして活動したい方の受け入れ体制の構築に取り組みます。

(2) 防犯体制の強化

- 住民と地域、行政、警察などの関係機関や団体との連携を強固にするため、啓発や広報活動に取り組みます。
- 防犯体制の確立により安心で安全なまちづくりを推進するため、住民と地域、行政、警察、防犯協会が連携し、地域ぐるみの防犯運動を展開します。

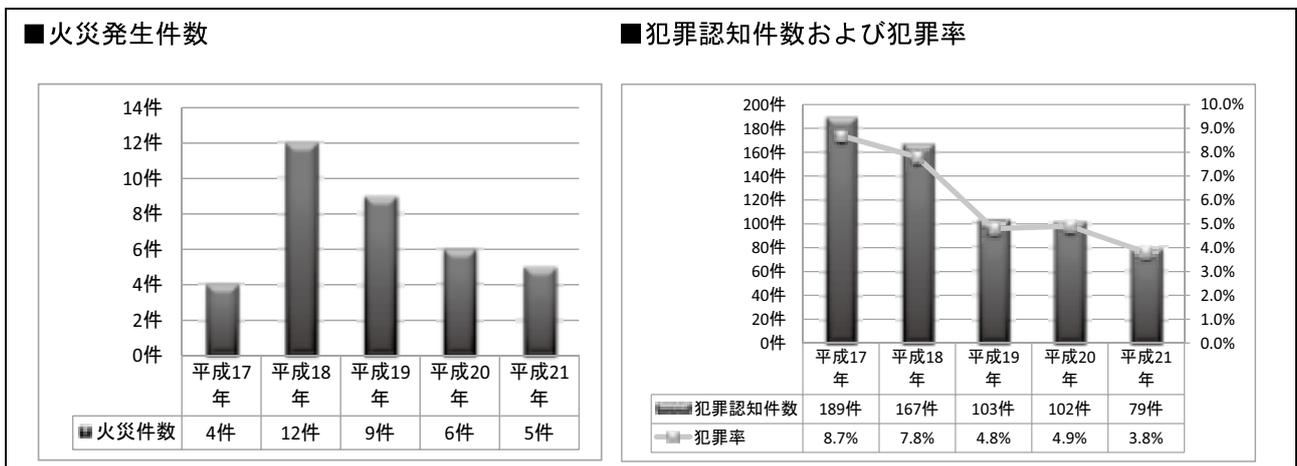
4 住民と行政の協働

□住民

- 自主防災組織による地域ぐるみの防災活動に参加します。

□行政

- 住民の防災意識の高揚を図るため、広報や講演会の開催などを活用し、災害に対する意識啓発に取り組みます。
- 災害時における危険場所や避難場所の周知に取り組みます。
- 災害時に住民生活に支障を来さない継続的な行政サービスの提供に取り組みます。



第5章 政策目標		
基本目標	6	安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり
政策目標	2	交通環境を整備する
政策ゾーン	<input checked="" type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input checked="" type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ	

政策目標 2 交通環境を整備する

1 目標設定の背景

本町は、町内に駅がないため自家用車所有率が高く、住民の主な交通手段が自家用車となっています。その一方で、高齢化を迎え、自家用車の運転ができなくなった場合の不安を持つ住民が多くなり、バスなどの公共交通に対するニーズが高まりつつあります。

道路の整備については、幹線道路網や生活道路の整備が進み、生活環境の向上は図られているものの、誰もが安全に利用できる交通環境や災害発生時を想定したライフラインとしての道路空間のあり方について、さらに検証していくことが求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 誰もが利用しやすい交通環境を目指すため、生活道路の拡幅や舗装の維持修繕などの質的な向上を図り、環境や人にやさしい道路空間の整備を図ります。
- 公共交通としてのバスのあり方について関係機関と連携を強化し、公共交通体系の充実に努めます。
- 生活基盤である道路について、住民の利便性確保と安全確保の両立を目指します。

■七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」

「ぐるりんこ」は、それまでの七ヶ浜循環線に変わり、町民の足として平成21年8月より運行を開始しました。平成22年4月より町の中心部を通るルートに変更し、公共施設の利便性向上やにぎわい創出に取り組んでいます。



3 目標達成のために必要な施策

(1) 交通安全対策の推進

- 交通安全施設の適切な維持管理に努めます。
- 交通安全施設の整備にあたっては、高齢者や歩行者に配慮した取り組みを推進します。
- 事故多発箇所に対する注意喚起や交通安全に関する啓蒙について取り組みます。

第5章 政策目標		
基本目標	6	安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり
政策目標	2	交通環境を整備する
政策ゾーン	<input checked="" type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input checked="" type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ	

(2) 地域公共交通の維持整備

- 高齢者などの交通弱者に対する外出支援に配慮した利便性の高い交通システムの形成を図ります。
- 広域行政を推進し都市機能を補完するという観点から、近隣市町の駅や病院などの生活基盤を結ぶための公共交通の整備に取り組みます。

(3) 道路の維持整備

- 利便性の向上や緊急性、幹線道路とのアクセスや老朽状況などを総合的に勘案し、計画的な整備や維持管理に取り組みます。
- 誰もが利用しやすい道路の維持整備と災害発生時の視点も含め緊急輸送としての道路空間の整備に取り組みます。
- 県道、町道、その他の道路を一元的に把握し、道路の利用状況や利用予測(自動車・自転車・歩行者)を基に計画的な整備に取り組みます。
- 地域の道路整備については、計画段階から地域住民と連携し取り組みます。

4 住民と行政の協働

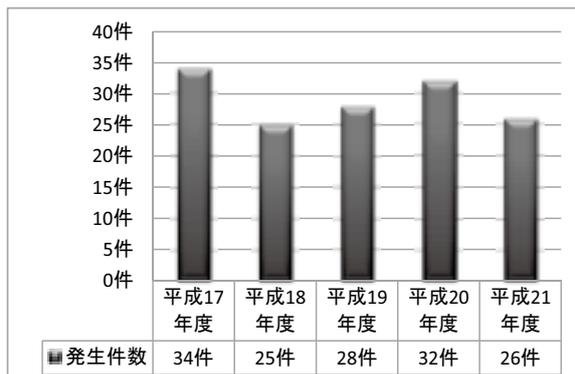
□住民

- 地球温暖化対策や交通渋滞を緩和する取り組みの一環として、できるだけ公共交通を利用します。
- 道路空間を快適に保つために、地域内の清掃や点検、自宅前の除雪、危険箇所の把握などに取り組みます。

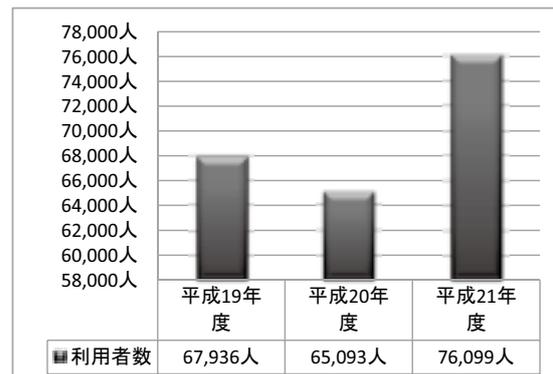
□行政

- 道路の安全管理体制を確立し、快適な生活空間の維持に取り組みます。
- 住民本位の公共交通のあり方を目指し、随時見直しを行います。
- バスなど、公共交通利用のPRに取り組みます。

■交通事故発生件数



■七ヶ浜循環線と町民バスぐるりんこ
(平成21年8月～)利用者数



第5章 政策目標		
基本目標	6	安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり
政策目標	3	快適なまちづくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ	

政策目標3 快適なまちづくりを推進する

1 目標設定の背景

快適な生活を送るためには、上下水道や公園緑地など、生活基盤の整備は欠かせないものとなっています。その一方で、地方財政が依然として厳しい状態にあることに伴い、生活基盤の維持整備の一層の効率化が急務となっています。また、施設整備費用だけではなく維持管理費用などを含めたライフサイクルコスト(注)の一層の削減が求められています。

快適なまちづくりを推進するためには、効率的かつ計画的な取り組みが求められています。

■ライフサイクルコスト

「ライフサイクルコスト」とは、施設などのハードウェアについて、建設－運用－維持修繕－改修－廃棄などの費用の合計を指します。建設費用(イニシャルコスト)が安くても光熱費や改修費用がかさみ、トータルコストが高くなるおそれがあるため、ライフサイクルコストを意識した施設整備が求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 上下水道施設の長寿命化対策などにより、計画的な維持管理に取り組みます。
- やすらぎとおいしい場を提供し、災害発生時の避難場所としての機能を含めた公園のあり方について検証を行います。
- 快適な生活を送るための生活基盤の整備に取り組みます。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 上水道の維持整備

- 水道事業体の経営基盤の強化と地域事情を考慮した効率的な施設の維持整備を促進し、施設の長寿命化を図ります。
- 地震などの災害に強い施設への更新に取り組みます。
- より安全で安心な水の安定供給に取り組みます。

(2) 下水道の維持整備

- 下水道長寿命化計画に基づき、汚水ポンプ施設や汚水管などの老朽施設の修繕、更生、補修など計画的な維持管理に努めます。
- 地震などの災害に強い施設への更新に取り組みます。
- 更なる下水道整備の普及促進に努め、環境保全事業としての下水道事業への理解を高めるよう、啓発活動に取り組みます。

第5章 政策目標		
基本目標	6	安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり
政策目標	3	快適なまちづくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 □マリンスポーツ	

(3) 公園・緑地の維持整備

- やすらぎとうるおいの場を提供するとともに、災害発生時などの緊急時には、避難場所や防災拠点となる都市公園の整備や適切な維持管理に取り組みます。
- 大木囲貝塚などの歴史的資源や地域資源を有効に活用した公園の維持管理に取り組みます。
- 住民との協働による公園や緑地の維持管理に取り組みます。

(4) 生活基盤の維持整備

- 快適な生活を確認するため、し尿処理や公園墓地の維持整備、町営住宅の維持管理を行います。

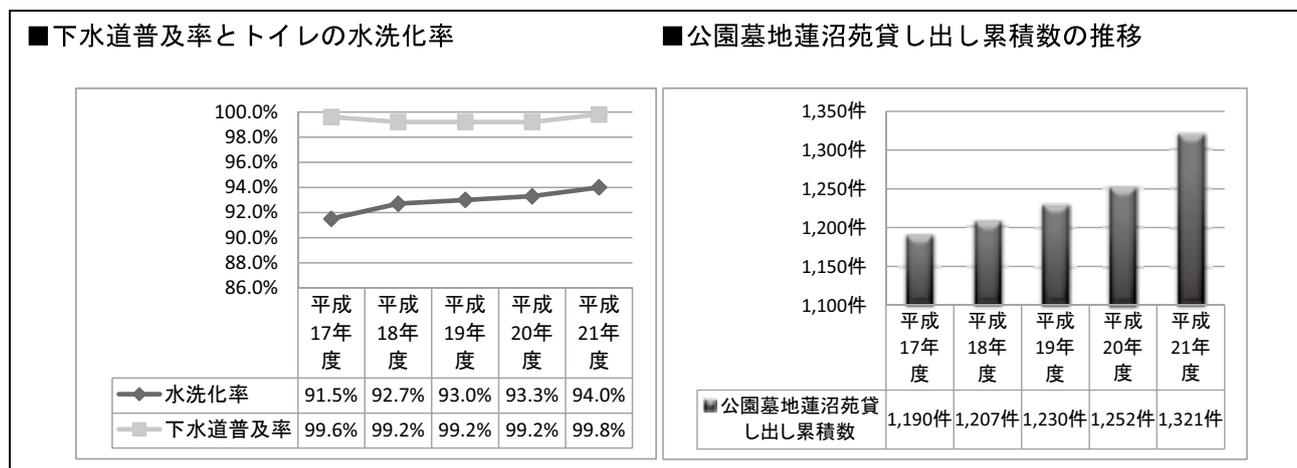
4 住民と行政の協働

□住民

- 上下水道を正しく利用し、施設の長寿命化に取り組みます。
- 公園や緑地の維持管理に協力します。

□行政

- 施設の老朽化に伴い発生する事故や機能停止を未然に防止するため、定期的な点検、調査、診断を行い、計画的な維持管理や対策を行います。
- 生活基盤の整備進捗状況を把握し、未整備箇所や老朽箇所などの整備が必要な箇所について、地域住民や関係機関との連携や調整を重視し、計画的に取り組みます。



第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	1	相談窓口を充実する
政策ゾーン		<input type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input checked="" type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ

基本目標 7 住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり

政策目標 1 相談窓口を充実する

1 目標設定の背景

価値観やライフスタイルの多様化に伴い、一人ひとりの価値観に応じた個性が尊重されるようになってきています。その一方で、核家族化の進行や地域内のコミュニケーションが希薄化し、身近に相談できる相手が少なくなっています。

不安のない快適な生活を送るための支援として、様々な生活上の問題に対し、気軽に相談できる環境づくりに取り組む必要があります。

2 目標達成のための基本方針

- 単なる手続きにとどまらず、様々な状況に応じた相談窓口の充実を図ります。
- 不安のない生活を送るために、気軽に相談できる場所の提供を行います。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 各種相談窓口の充実

- 適切な行政情報の提供や生活支援サービスの提供を行い、利用しやすく親しみの持てる相談窓口の設置に取り組みます。
- 子育てや生活の不安に対する相談、様々な手続きやトラブルに対するアドバイスなど、気軽に相談できる体制づくりを構築します。

4 住民と行政の協働

住民

- 地域内でコミュニケーションを取り、身近な相談相手となるよう取り組みます。

行政

- 住民との対応にあたっては、専門用語などをできるだけ使用せず、分かりやすい言葉で接します。
- 住民が不安なく生活できるよう、身近な相談相手となり、住民に信頼できる関係の構築に取り組みます。
- 気軽に相談しやすいような時間や場所、雰囲気などの環境づくりに努めます。
- 相談窓口の周知に努めます。

第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	1	相談窓口を充実する
政策ゾーン	<input type="checkbox"/> 自然との調和 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ創出 <input type="checkbox"/> 住宅と農業との融和 <input checked="" type="checkbox"/> のびのび子育て <input checked="" type="checkbox"/> 安心生活 <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい創出 <input type="checkbox"/> マリンスポーツ	

■本町が実施している各種相談窓口一覧		
相談名	内容	担当課等
行政相談	役所（国、県、市町村）や公団・公庫、NTTなどの仕事に関し困っていることや要望について相談員が応じます。	総務課
人権相談	夫やパートナーからの暴力、お年寄りや子どもの虐待、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、いじめや体罰、近所のトラブル、外国人に対する差別について、相談員が応じます。	総務課
消費生活相談	訪問販売や契約、購入に関するトラブル、クーリング・オフの手続き等に関し詳しく知りたい方に、相談員がアドバイスします。	産業課
生活相談	生活上のあらゆる相談事でお悩みの方に、相談員がアドバイスします。	社会福祉協議会
法律相談	個人間のトラブル、相続、手続きについて、担当弁護士がアドバイスします。	総務課
身体障がい者相談	身体に障がいのある方の更生援護の相談に応じます。	地域福祉課
知的障がい者相談	知的に障がいのある方の更生援護の相談に応じます。	地域福祉課
こころの相談	不安・いらいら・無気力・自閉的・登校拒否・認知症・アルコール依存症などの悩みをお持ちの方に、専門医または保健師がアドバイスします。	健康増進課
健康相談	子どもの成長・しつけから高齢者にいたるまでの健康栄養について保健師・栄養士が相談に応じます。	健康増進課
乳幼児相談・訪問指導	乳幼児が心身ともに健全に成長するための指導・支援を行いません。育児や栄養に関して電話や訪問などにより保健師や栄養士が相談に応じます。	健康増進課
乳幼児発達相談	子どもの心の安らかな発達促進と育児不安の軽減及び虐待予防の充実を図るため、町内の保育所や幼稚園との連携を図りながら、言葉の遅れ、心理発達、親子関係、育児不安、虐待防止などについて、臨床心理士(心理相談員)による個別相談を行います。	健康増進課
子育て相談	子育てに関する悩み、迷い、不安、疑問など、どんな小さなことでもかまいません。ご相談ください。保健師、保育士がいつでも応じます。電話でも受け付けています。	子育て支援センター
児童虐待の相談・連絡	子育ての悩みから虐待へ発展していくケースは珍しくありません。誰もがこうしたことで悩むことがあります。そんなときには、迷わず早目に相談してください。	子育て支援センター
高齢者の介護等の相談	高齢者の方が介護認定や介護サービスを受ける場合や、高齢者への虐待、高齢者の権利を守るための手続きなどについての相談に応じます。電話による相談も受け付けています。	地域包括支援センター (健康増進課)
夜間納税相談	仕事の都合などで日中、金融機関等の窓口で納税できない方や、納税が困難であるため納税相談を受けたい方のため夜間納税相談窓口を開設しております。	税務課

平成22年4月1日現在

第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	2	効率的な行政運営を推進する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ

政策目標2 効率的な行政運営を推進する

1 目標設定の背景

快適なまちづくりを実現するためには、一定水準の行政サービスを維持していくことが必要であり、限られた財源の中で効率的かつ柔軟性のある財政運営が不可欠です。行政組織もスリム化が求められ、職員数も削減されていく中において、今まで以上の組織内連携や職員のスキルアップ、また、住民との信頼関係の構築が求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 行政改革大綱や行政改革行動計画に基づき、効率的な行政運営に取り組みます。
- 行政組織内研修や組織内連携など、組織内の横断的な事務の取り組みにより行政組織力の強化を図ります。
- 必要に応じ、効率的な事務運用のための仕組みについて特設のプロジェクトを構築し、組織内の横断的な検討に取り組みます。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 行政組織力の強化

- 行政組織内研修により、通常業務に必要な知識の習得を図り、職員のスキルアップに取り組みます。
- 様々な政策に対する横断的な検討母体を構築し、実践型政策研修に取り組みます。
- 各課の協力体制を強化し、災害発生時や各種行事などに臨機応変に対応できる組織づくりに取り組みます。

(2) 効率的な行政運営の推進

- PDCA サイクル(注)に基づく事務事業の見直しや精査体制を構築し、効率的な行政運営に取り組みます。
- 事務の引継ぎや窓口の応対などが円滑にできるよう、業務マニュアルの作成に取り組みます。
- 使用料などの料金設定や減免の範囲などについて、受益者負担の観点から適正な運用に取り組みます。

■PDCA サイクル

「PDCA サイクル」とは、事務事業などを円滑に進め、改善していく手法のひとつです。Plan(計画)、Do(事業の実施)、Check(事業の検証)、Act(事業の見直し)の4段階を順番に取り組み、Plan(計画)に戻ることから、PDCA サイクルと呼ばれています。

第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	2	効率的な行政運営を推進する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ

(3) 行政情報化の推進

- 行政改革推進の観点から、行政コストの削減や正確性・迅速性・安全性を考慮した情報システムの導入や検証に取り組みます。

4 住民と行政の協働

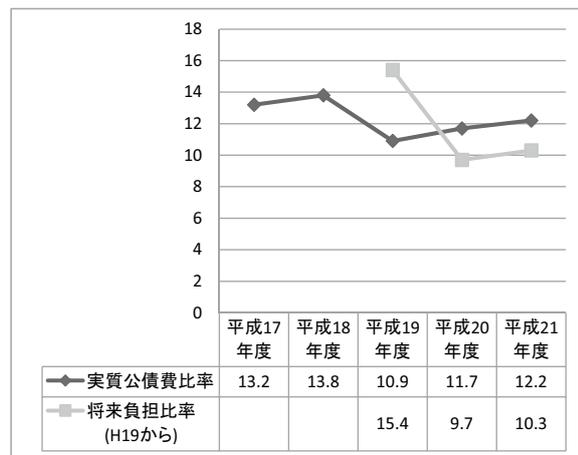
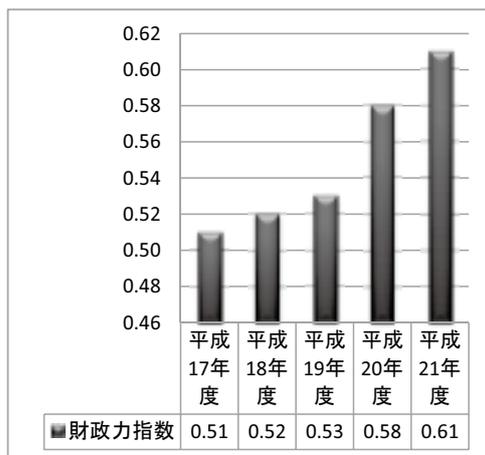
□住民

- 様々な住民協働の取り組みに参加します。

□行政

- 組織内研修や自己啓発により、職員のスキルアップを図ります。
- 組織内連携強化により、効率的な行政サービスを提供します。
- 広報紙などにより、行財政改革の内容について情報提供を行います。

■財政力指数・財政4指標(実質赤字比率・実質連結赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)の推移



[1. 財政力指数]

標準とされる運営経費を、自らの収入でどれほどまかなえるかを示します。この値が大きいほど、財政力が強いとみることができます。

[2. 将来負担比率]

一般会計の借入金や将来支払う可能性がある負担など、現時点での残高の程度を指標化したもので、この値が大きいほど、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性があります。

[3. 実質公債費比率]

公債費だけでなく、下水道特別会計への繰出金の一部なども借金としてとらえ、実質的な公債費への財政負担の程度を示したものです。

※実質赤字比率・実質連結赤字比率は、黒字のため掲載していません。

第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	3	広域行政を推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

政策目標 3 広域行政を推進する

1 目標設定の背景

快適なまちの要素の一つとして、公共公益施設など都市機能の充実が挙げられます。全ての都市機能が身近な場所に存在すれば、利便性の向上を図ることができます。しかし、本町のように面積が小さい町に全ての都市機能を網羅することは困難であり、現実的ではありません。

交通体系や情報通信網の整備、自由時間の増大などに伴い、近隣市町との交流が活発化するとともに連携が強まっています。消防・医療・環境対策など定期的にその役割や方向性を見直しながら、都市機能を近隣市町で補完し、広域行政による効率的な行政運営を推進することが求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 近隣市町の個性と特色を生かしながら、それぞれの役割と適切な分担のもとに、共通する行政課題の解決に向けて広域的に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスを提供します。
- 総合病院や駅など本町にはない機能を地域公共交通網で結び、都市機能を補完します。
- 近隣市町と連携したまちづくりを推進し、一体的な発展を目指します。

3 目標達成のために必要な施策

(1) 広域行政の推進

- 広域行政化が望ましい事業を選別し、効率的な行政運営に取り組みます。
- 環境や地域課題の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて方向性を見直しながら、消防防災・医療・ごみ・し尿処理など日常生活に欠かすことのできない行政課題への対応を広域行政として効率的に取り組みます。

■塩釜地区消防事務組合(七ヶ浜消防署)

塩釜地区消防事務組合は、塩竈市・多賀城市・松島町・利府町と本町の二市三町を担当エリアとする広域消防組織です。火災発生時の消火活動、救急車要請への対応、防災活動など住民の安全で安心なまちづくりに取り組んでいます。



第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	3	広域行政を推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

4 住民と行政の協働

□住民

- 他市町にある本町にはない都市機能の利用促進により、広域的なまちづくりに参画します。

□行政

- 効率的な行政運営の手段としての広域行政を理解し、効率的な実施がなされているか検証を行います。
- 単なる事務事業の広域化に限定せず、住民手続きの広域的な汎用化・統一化に向けて、近隣市町と連携しながら取り組みます。
- 近隣市町間で様々な行政課題に対する情報共有を行い、行政サービスレベルの確認や共通の課題解決に取り組みます。

■本町が参加している広域行政の取り組み状況			
番号	行政組織名	分野	主管課
1	宮城県国際観光テーマ地区推進協議会	観光	産業課
2	仙台都市圏広域行政推進協議会	企画政策・広域行政推進	政策課
3	仙塩地域七自治体公害防止協議会	環境	環境生活課
4	仙塩流域下水道連絡会議	下水道	水道事業所
5	仙塩地区水道対策協議会	上水道	水道事業所
6	仙南・仙塩広域水道協議会	上水道	水道事業所
7	宮城東部衛生処理組合	環境	環境生活課
8	仙台広域農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	農業	産業課
9	国営みちのく杜の湖畔公園建設推進協議会	公園	建設課
10	特別名勝松島の景観保持推進協議会	景観保護	産業課
11	特別名勝松島をきれいにする会	景観保護	産業課
12	松島湾浅海漁場開発促進同盟会	漁業	産業課
13	塩釜地区消防事務組合	消防	防災対策室
14	塩釜地区広域行政連絡協議会	企画政策・広域行政推進	政策課
15	塩釜地区障害児就学指導推進協議会	教育	教育総務課
16	塩釜地区地域医療対策委員会	医療	健康増進課
17	塩釜地区環境組合	環境	環境生活課
18	塩釜地区・黒川地区入札契約業務連絡協議会	入札契約	財政課

平成22年4月1日現在

第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	4	迅速な情報提供や的確な住民ニーズの把握を推進する
政策ゾーン		■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ

政策目標 4 迅速な情報提供や的確な住民ニーズの把握を推進する

1 目標設定の背景

高度情報通信技術の進展と普及により、インターネットなどを利用した地球規模での情報を伝達する仕組みが形成されています。また、単なる行政サービスのお知らせにとどまらず、説明責任を果たす目的や、行政の現状と課題を住民と共有するための情報提供の手段としても、インターネットを利用した情報伝達の有効性が認められています。このような仕組みを利用し、住民が必要とする行政情報を、必要な時に必要な場所で入手できる環境が求められています。

住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくりを実現するためには、迅速な行政情報の提供により行政の透明性を図り、住民ニーズの的確な把握により、様々な課題について住民と一体となって議論していくことが求められています。

2 目標達成のための基本方針

- 透明性の高い行政を目指すため、様々な行政情報について広報紙やウェブサイトなどにより情報提供を行い、住民と行政とが一体となったまちづくりを推進します。
- 住民ニーズの的確な把握により、住民主体のまちづくりを推進します。
- 住民生活の支援や地域のコミュニケーションを促進するために必要な情報の提供に取り組めます。

■声の広報(朗読サークル きずな)

「声の広報」とは、高齢者や障がいを持つ方で文字を読むことが困難な方に対し、ボランティアの方が音声で読み上げたものをカセットテープに録音し、希望者に対し配布しているものです。

毎月発行される広報誌をその都度読み上げ録音するという大変な作業ですが、「朗読サークル きずな」の皆様の協力により、「声の広報」を実現しており、町の広報施策の一翼を担っています。



第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	4	迅速な情報提供や的確な住民ニーズの把握を推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

3 目標達成のために必要な施策

(1) 情報公開の推進

- ウェブサイトを活用し、行政情報や統計情報などの情報公開を推進します。
- 行政の透明性を図るため、住民が必要とする情報公開や情報提供に取り組みます。
- 公開すべき情報と個人情報などの保護しなければならない情報を区別し、公開すべき情報の範囲を明確にします。

(2) 広報・広聴の充実

- 広報紙やウェブサイトの内容を充実し、住民に役立つ生活関連情報や行政情報の提供を図ります。
- メールによるお問い合わせやパブリックコメントの制度化など、様々な施策に対する住民の意見を受け付けるための広聴の仕組みを構築します。

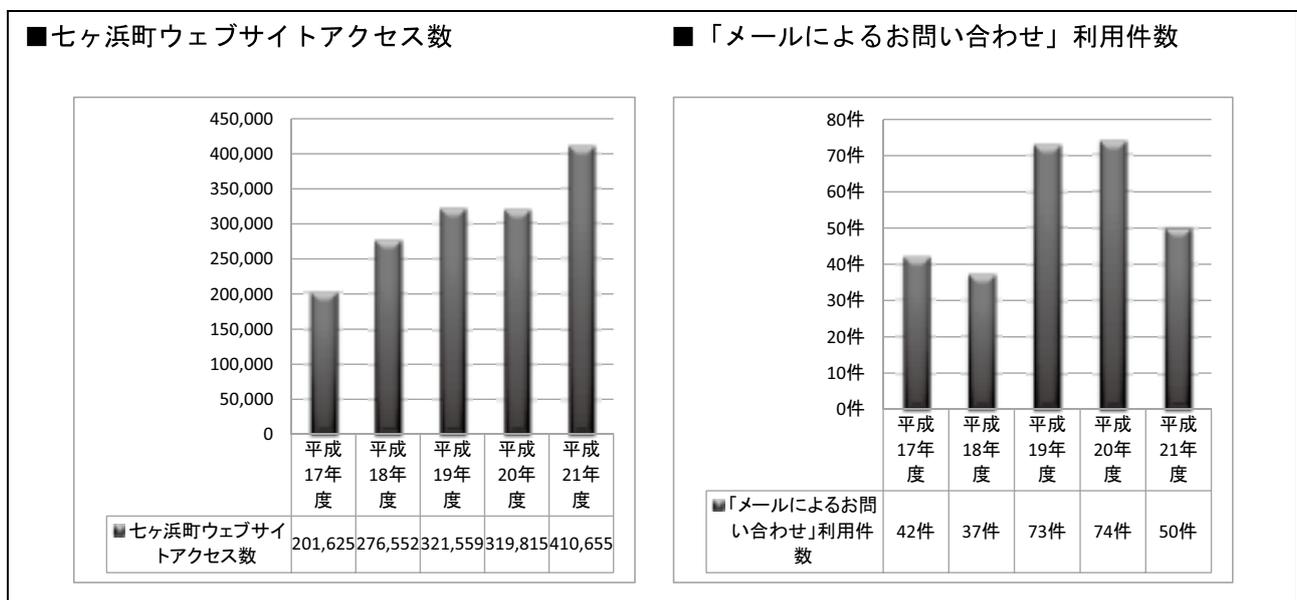
4 住民と行政の協働

□住民

- 広報紙やウェブサイトにより町の現状を正しく理解し、本町の課題解決に向けた取り組みに参画します。

□行政

- 情報システムの構築にあたり、情報セキュリティポリシー(町が保有する情報資産の機密性や完全性などを維持するため、町が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めたもの)を遵守し、個人情報の漏洩や改ざんなど、様々な脅威から情報を保護する仕組みを構築します。
- 法令に従い、知り得た個人情報などの公開を前提としない情報について、職員の守秘義務を徹底します。
- 個人情報を利用する職員の法令遵守や必要な研修を行い、個人情報の適正な運用に取り組みます。



第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	5	計画的なまちづくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

政策目標 5 計画的なまちづくりを推進する

1 目標設定の背景

少子高齢社会が顕在化し、生産年齢人口が減少していく現状において、限られた財源の中で効率的なまちづくりの推進が求められています。

まちづくりの推進には、住民と行政との信頼関係が不可欠であり、目的や目標を達成するために住民と行政との役割を明確にし、お互いの役割を尊重しながら計画的に取り組んでいくことが求められています。

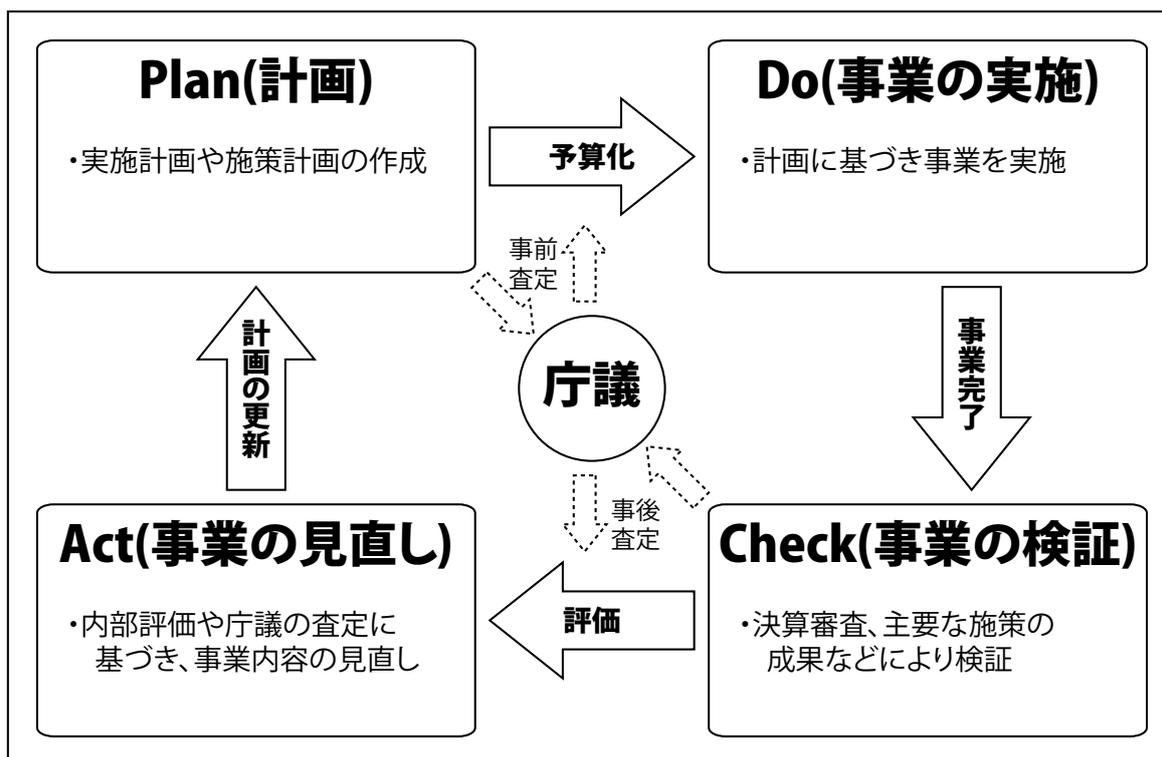
2 目標達成のための基本方針

- まちづくりの指針について計画的に策定します。
- 行政の役割と住民の協力が必要な項目を明確にし、計画的なまちづくりを推進します。
- 住民との協働によるまちづくりを推進します。
- 時代に対応した施策への取り組み(注)を推進します。

■時代に対応した施策への取り組み

時代に対応した施策を実現するため、PDCA サイクルに基づき事業の見直しや改善を行い、効率的で効果的な事業展開を目指します。

また、施策計画策定時点での事前査定や事業実施後の事後査定については、庁議により行い、査定結果に基づき、事業内容の見直しや計画の更新作業を行います。



第5章 政策目標		
基本目標	7	住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり
政策目標	5	計画的なまちづくりを推進する
政策ゾーン	■自然との調和 ■コミュニティ創出 ■住宅と農業との融和 ■のびのび子育て ■安心生活 ■にぎわい創出 ■マリンスポーツ	

3 目標達成のために必要な施策

(1) 計画的なまちづくりの推進

- 計画的なまちづくりを推進するために、本計画を策定します。
- 本町の国土利用計画に基づき、計画的な土地利用や景観保護、環境保全に取り組みます。
- 住民満足度調査の定期的な実施により、施策の評価や見直しにあたっての判断材料として活用します。
- 住民との協働によるまちづくりを推進するために、住民と行政が自由に意見を交換できる機会を設けます。

4 住民と行政の協働

□住民

- 本計画に盛り込まれている住民の協力が必要な項目を理解し、まちづくりに参画します。

□行政

- セツェ浜町長期総合計画に盛り込まれた各目標の達成状況について、定期的に検証を行います。
- 的確な住民ニーズの把握や行政に対する満足度を測定するため、定期的に住民意向調査を行います。
- 施策推進のために「走・攻・守」(注)をキーワードとした効果的な事業実施に取り組みます。

■施策推進のための「走・攻・守」

効果的な施策を展開するためには、最も適切な時期を見定めた上で実施する必要があります。PDCAサイクルに基づき、施策推進のために必要な要素について、「走・攻・守」に置き換えました。

■走—スピード感のある施策の実行

限られた財源の中で施策実施の判断を行うためには、正しい現状把握や情報収集が欠かせません。基本理念や各目標に掲げられた目的を十分認識し、スピード感のある施策展開を目指します。

■攻—時代を先取りした施策の実行

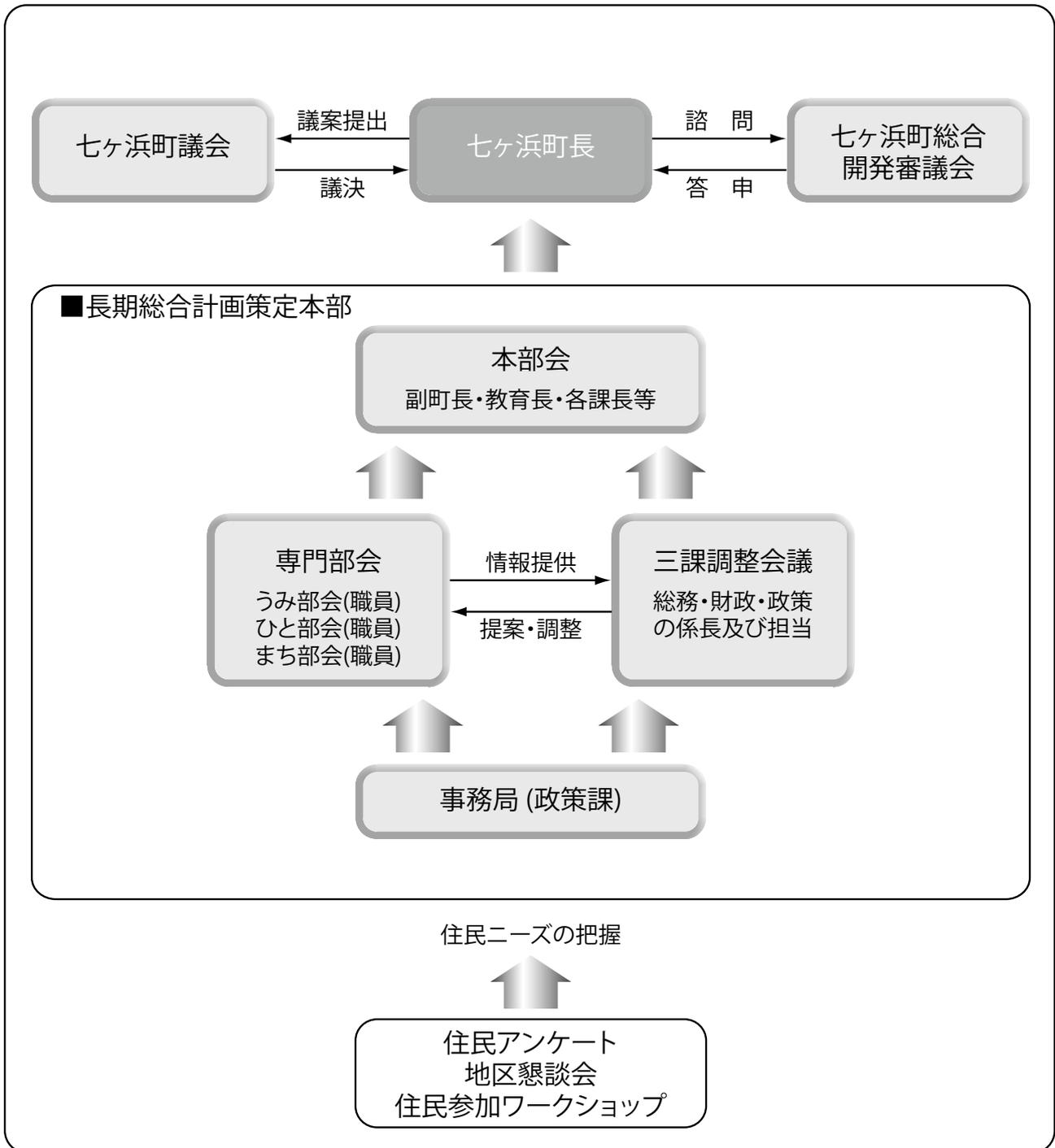
施策の検討にあたっては、短期的な視点・長期的な視点を兼ね備えなければなりません。また、前例踏襲にとどまらず、本町のスタイルにあった、時代を先取りした施策の実行を目指します。

■守—的確な施策の実行

基本理念や各目標に掲げられた目的を達成するためには、手段が適切であるかどうか判断しなければなりません。どの程度・いつまでに・どのように施策を実施すべきか分析の上、的確な施策の実行を目指します。

□資料

資料1 七ヶ浜町長期総合計画策定体制



資料2 七ヶ浜町長期総合計画策定経過

平成21年

資料2 七ヶ浜町長期総合計画策定経過

□平成21年

月日	内容
4月	第1回三課(総務・財政・政策)調整会議開催 (今後の計画策定あたっての事前協議)
5月	庁議(「長期総合計画(事前準備計画)」の承認)
5月	第2回三課調整会議開催 (三課調整会議設置目的及び概要説明・検討内容及びスケジュール説明)
6月	第1回専門部会開催 (委嘱状交付・事前準備計画および今後のスケジュール説明)
7月	第3回三課調整会議開催(実施計画様式の見直し)
7月	第2回専門部会開催(意見交換)
8月	第4回三課調整会議開催 (事業評価に対する取り組みについて)
8月	第3回専門部会全体会開催 (計画策定にあたっての基本的な考え方・各目標素案)
9月	第4回専門部会開催(意見交換)
9月	第5回三課調整会議開催 (実施計画および事務事業計画様式について・事業実施の承認過程の年間スケジュールおよび承認プロセスについて)
10月	第5回専門部会開催(重点施策の抽出)
10～11月	地区懇談会開催(各地区13箇所・参加者187人)
10月	町民アンケート実施(対象者2,000人・回答849人・回収率42.45%)
10月	第6回三課調整会議開催 (平成21年度実施計画町長査定結果に基づく継続検討事項について)
11月	第6回専門部会開催(長期総合計画中間報告案の協議)
11月	第7回三課調整会議開催(長期総合計画中間報告案の協議)
11月	ビジョン懇談会開催(出席者5名・七ヶ浜国際村にて)
12月	第8回三課調整会議開催(長期総合計画中間報告案の協議)
12月	庁議(長期総合計画中間報告)

資料2 七ヶ浜町長期総合計画策定経過

平成22年

□平成22年

月日	内容
1月	第1回策定本部会議(長期総合計画中間報告)
1月	第7回専門部会開催(政策目標素案の協議)
1月	第9回三課調整会議開催(計画様式・事務事業一覧)
2月	第1回総合開発審議会開催(委嘱状交付・スケジュール説明)
2月	第8回専門部会開催(政策目標素案の協議)
3月	庁議(「長期総合計画骨子案」の承認)
3月	第10回三課調整会議開催(平成22年度スケジュールの確認)
3月	第2回策定本部会議開催(骨子案・政策目標素案・事務事業一覧)
3月	第2回総合開発審議会(総合計画の諮問・総合計画骨子案の説明)
3月	各課ヒアリングの実施(政策目標に関連する所管事務関係)
4月	第9回専門部会開催(地区別の状況作成にかかる説明など)
4月	第11回三課調整会議開催(新実施計画と施策計画の検討)
5月	庁議(「新実施計画と施策計画」を策定することの承認)
5月	第3回策定本部会議開催(新実施計画と施策計画の導入について)
5月	第3回総合開発審議会開催(総合計画策定にかかる意見交換)
5月	施策計画職員説明会開催
6月	第10回専門部会開催(前期基本計画 政策目標案について)
7月	まちづくりワークショップ開催(参加者25名)
7月	第12回三課調整会議(施策計画各課ヒアリング実施方法について)
7月	第4回総合開発審議会開催 (まちづくりワークショップ報告・基本構想案の変更について審議)
7月	第11回専門部会開催(地区別状況報告)
8月	第13回三課調整会議(施策計画町長査定までの流れについて協議)
8月	第4回策定本部会議開催(前期基本計画最終案について)
9月	第14回三課調整会議(施策計画町長査定にかかる事前協議)
9月	第5回策定本部会議(基本構想最終案について)
9月	第5回総合開発審議会開催 (基本構想案・前期基本計画案・国土利用計画案について審議)
10月	第15回三課調整会議(新実施計画様式について)
11月	第6回策定本部会議開催 (施策計画町長査定結果・長期総合計画最終案・新実施計画について)
11月	第6回総合開発審議会開催 (長期総合計画最終案・国土利用計画最終案について・基本構想および国土利用計画の答申)
11月	総合開発審議会より町長に対し、七ヶ浜町長期総合計画の答申 (平成22年11月15日 答申)
12月	12月定例会にて基本構想の議決 (平成22年12月9日 議決)

資料3 七ヶ浜町総合開発審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、七ヶ浜町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合的な振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に特別な事項の調査及び審議を必要とする場合は、部会を置くことができる。

(会議)

第7条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(答申)

第8条 審議会は、諮問された事項の調査及び審議の結果を遅滞なく町長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年10月1日から適用する。

附 則(昭和62年6月25日条例第15号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成16年3月9日条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月17日条例第19号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

資料 4 七ヶ浜町総合開発審議会名簿



○条例第 3 条第 2 項第 1 号該当委員(学識経験のある者)

番号	役職等※	氏名	備考
1	東北大学大学院工学研究科教授	小野田 泰明	会長
2	七ヶ浜町議会議長	阿部 慶也	
3	七ヶ浜町都市計画審議会会長	渡邊 庄哉	
4	七ヶ浜町教育委員会委員長	鈴木 義博	
5	七ヶ浜町文化協会会長	後藤 國勝	

○条例第 3 条第 2 項第 2 号該当委員(公共的団体の役員又は職員)

番号	役職等※	氏名	備考
1	七ヶ浜町区長会会長	鎌田 節夫	副会長
2	七ヶ浜町体育協会会長	齋藤 敏昭	
3	社団法人七ヶ浜町社会福祉協議会事務局長	渡邊 一昭	
4	七ヶ浜町婦人会会長	鎌田 トモ子	
5	七ヶ浜町老人クラブ連合会会長	中野 秀次郎	
6	七ヶ浜町環境美化推進員会会長	佐藤 勲	
7	七ヶ浜町保健推進員連絡協議会会長	齋藤 周子	
8	仙台農業協同組合理事	佐藤 太郎	
9	宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所長	鈴木 文昭	
10	多賀城七ヶ浜商工会副会長	渡邊 英次	

○条例第 3 条第 2 項第 3 号該当委員(町長が必要と認める者)

番号	役職等※	氏名	備考
1	民生委員	金子 美千子	
2	NPO 法人さわおとの森理事長	楡木 正俊	
3	社会福祉法人千賀の浦福社会理事	山家 誠志	
4	七ヶ浜町消防団団長	渡邊 初男	
5	七ヶ浜町父母教師会連合会会長	福島 達也	

※役職等については、委嘱時点のものです。

資料5 七ヶ浜町長期総合計画の答申

[写真左:渡邊善夫町長・写真右:総合開発審議会会長 小野田泰明さん]



本審議会は、今後10年間の本町のあるべき姿、目指すべき方向を示す七ヶ浜町長期総合計画について、6回にわたり慎重かつ活発な審議を行ってまいりました。

審議にあたっては、本町の現状、課題を共通認識し、「町民アンケート」、「地区懇談会」、「ビジョン懇談会」、「まちづくりワークショップ」などで明らかにされた住民の様々な意見、要望を踏まえ議論を進めました。

昨今の円高・デフレ基調による経済不況は、我が国の経済に大きく影を落としており、また、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化など、我々を取り巻く社会経済情勢は、日々変化し続けております。本町においても、人口減少、少子高齢化は避けられないものとなっており、自然環境の保全や地域力の低下、雇用や本町の基幹産業である漁業の衰退など課題が山積し、それらの課題改善に向けて取り組んでいかなければなりません。

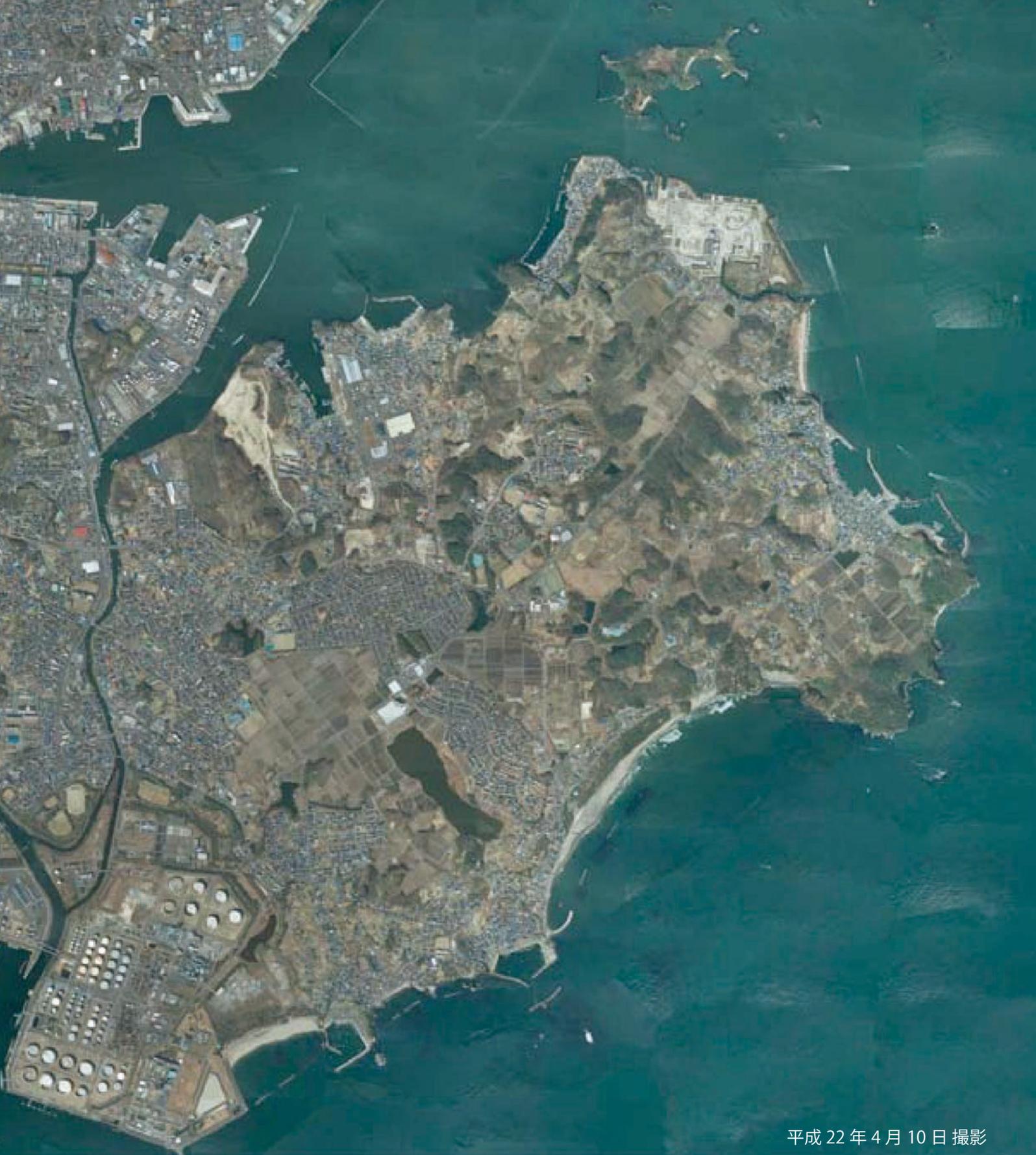
現在は社会経済情勢の変化が激しく、将来の見通しが不透明であり、今後も厳しい行財政運営が予想されます。こうした状況の中、基本理念として掲げられている「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」を実現するためには、本町の恵まれた自然環境や歴史、文化などを生かしながら、長期的なビジョンに立ち、住民と行政がまちづくりの課題を共有しながら、協働によるまちづくりを推進しなければなりません。

このような認識に基づき審議を重ねた結果、今回示された七ヶ浜町長期総合計画はおおむね妥当であると言えます。計画の推進にあたっては、総合計画に掲げられた分野毎の施策は相互に関連していることから、横断的に全町をあげて取り組むよう要望するとともに、住民と行政の協働による様々なまちづくりの展開に努めるよう要望いたします。

なお、本審議会での審議の過程において様々な意見、要望等が出されました。これらについては、可能な限り今後の施策実施にあたっての参考として頂き、また、住民参加の具体的な仕組みについても、基本構想に盛り込まれた内容を基に積極的に取り組まれますよう要望いたします。

平成22年11月15日

七ヶ浜町総合開発審議会 会長 小野田 泰明



平成 22 年 4 月 10 日 撮影

七ヶ浜町長期総合計画 [2011-2020]

前期基本計画 [2011-2015]

平成 23 年 3 月発行 / 七ヶ浜町

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1

Tel.022-357-2111(代表) / Fax.022-357-5744

□編集 : 七ヶ浜町政策課 (Tel.022-357-7439)

□協力 : 東北大学大学院 工学研究科

都市・建築学専攻 建築空間学研究室

七ヶ浜町長期総合計画 [2011-2020]

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
<http://www.shichigahama.com>